予　算　特　別　委　員　会（４日目）

１．開会及び閉会　　令和８年３月23日（月）　午前９時30分　開会
　　午後６時06分　閉会

２．場　　所　　葛城市役所　新庄庁舎　第１委員会室

３．出席した委員

委員長	藤井本　浩
副委員長	吉　村　始
委　員	木　村　公
〃	鷺　本　義　明
〃	杉　本　訓　規
〃	梨　本　洪　珪
〃	奥　本　佳　史
〃	谷　原　一　安

欠席した委員　　な　し

４．委員以外の出席議員

議　長	増　田　順　弘
議　員	福　本　善　之
〃	速　水　一　生
〃	川　村　優　子

５．委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市　長	阿　古　和　彦
副市長	東　　錦　也
教育長	椿　本　剛　也
企画部長	高　垣　倫　浩
秘書広報課長	石　田　智　士
企画政策課長	西　川　直　孝
企画政策課主幹兼	
ＤＸ推進室長	駒　井　康　人
総務部長	林　本　裕　明
管財課長	倉　田　主　税
財務部長	内　蔵　　清
財政課長補佐	山　岡　　普
税務課長	髙　松　和　弘

税務課主幹兼収納促進室長	吉　川　　勝
市民生活部長	西　川　勝　也
保険課長	増　井　朋　子
環境課長	吉　田　賢　二
保健福祉部長	中　井　智　恵
社会福祉課長	能　海　正　男
介護保険課長	田　中　美　菜
地域包括支援課長	西　川　　進
健康増進課長	松　本　育　子
こども未来創造部長	葛　本　章　子
こども未来課長	西　川　　修
産業観光部長	植　田　和　明
商工観光プロモーション課長	増　田　智　宏
都市整備部長	安　川　博　敏
教育部長	勝　眞　由　美
学校教育課長	森　本　欣　樹
学校教育課主幹兼	
学校給食センター所長	油　谷　知　之
上下水道部長	吉　田　和　裕
水道課長	西　川　基　之
下水道課長	稲　田　恭　一
会計管理者	松　本　賢　治

６．職務のため出席した者の職氏名

事務局長	米　田　匡　勝
書　　記	神　橋　秀　幸
〃	岩　永　睦　治
〃	関　元　　瞳
〃	西　邨　さくら

７．付　議　事　件（付託議案の審査）

議第27号　令和８年度葛城市一般会計予算の議決について

議第19号　令和８年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決について

議第24号　令和８年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決について

議第22号　令和８年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決について

議第20号　令和８年度葛城市介護保険特別会計予算の議決について

議第23号　令和８年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決について

議第21号　令和８年度葛城市学校給食特別会計予算の議決について

議第25号　令和８年度葛城市水道事業会計予算の議決について

議第26号　令和８年度葛城市下水道事業会計予算の議決について

開　会　午前９時３０分

藤井本委員長　ただいまの出席委員は８名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

予算特別委員会、今日が最終日となりました。３日間予定どおり進めていただきまして、理事者の皆さん、また委員の皆さん、本当にありがとうございます。この間、イランの問題というものがテレビで放映されて、今やっている予算ですけども、これから日本のいろんな価格がどうなるのかなというようなことも、皆さん方も気になりながら、世界を見ながら、また葛城市を見ながら審議を進めていただいたらというふうに思います。今日は最終日でございます。これからの令和８年度の葛城市、どんな形にするのか、市民のために一生懸命考えて採決まで行きますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、委員外議員の出席がございますので、ご紹介申し上げます。手前から、福本議員、速水議員。

発言される場合、必ず挙手いただき、私が指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただいて、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会では、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

この委員会の会議進行については、適宜休憩を入れながら、理事者側の出席職員についても順次入替えを行いながら進めていきたいと思いますので、委員各位にもご協力をお願いいたします。また、発言につきましては簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

理事者側におかれましては、答弁者は必ず挙手いただき、私が指名した後、質問者が替わるごとに所属、役職名と氏名を言っていただき、簡単明瞭、的確な答弁をお願いいたします。なお、委員からの質問の趣旨や意図が理解しづらい的確な答弁ができないと思われる場合には、質問内容の確認を行うようにしてください。質問内容の確認は理事者側の反問権として認められております。また、答弁における予算の年度については、新年度予算は令和８年度予算、そして今年度予算は令和７年度予算等、できる限り具体的な年度で説明をお願いいたします。

なお、答弁者については、原則として部長または担当課長でお願いします。課長補佐級以下の委員会室への入室は原則として認めておりませんが、理事者控室及び議場において委員会の音声が聞こえるようにしておりますので、そちらで控えていただき、必要に応じまして委員会室入口付近のマイクにより答弁をお願いいたします。

それでは、本日の議案審査に移ります。

本日は、９款災害復旧費から歳出の最後である12款予備費までの説明を受けるところから始めたいと思います。

それでは、説明を求めます。

内蔵部長。

内蔵財務部長　皆さん、おはようございます。財務部の内蔵でございます。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、私のほうから９款災害復旧費から12款予備費までの内容につきましてご説明申し上げます。予算書の181ページ中段をお願いいたします。

９款災害復旧費、１項１目治山施設災害復旧費では200万円、２目農業災害復旧費では800万円、いずれも前年度同額でございます。182ページ中段、２項１目道路橋りょう災害復旧費では1,000万円、３項１目その他公共施設等災害復旧費では1,200万円で、いずれも前年度同額でございます。

続いて183ページ、10款公債費、１項１目元金で18億8,699万7,000円、２目利子では9,553万8,000円で、利子償還で9,370万4,000円、３目公債諸費で18万3,000円でございます。

続いて、11款諸支出金、１項１目財政調整基金費では1,570万3,000円、２目減債基金費では135万7,000円、184ページ、３目公共施設整備基金費では207万円、４目社会福祉振興基金費では69万5,000円、５目緑花基金費では14万1,000円、６目公営住宅基金費では５万2,000円、７目教育基金費では５万1,000円、８目土地開発基金費では44万5,000円、185ページ、９目体力づくりセンター整備基金費では90万2,000円、10目ふるさと創生基金費では14万3,000円、11目国営十津川紀の川二期事業費償還基金費では48万5,000円、12目地域振興基金費では385万3,000円、13目森林環境整備基金費では１万4,000円、２項１目雑支出金では２万円でございます。

186ページ、12款予備費につきましては1,000万円で前年度同額でございます。

以上をもちまして、９款災害復旧費から12款予備費までの説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました部分に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようですので、９款災害復旧費から12款予備費までの質疑を終結いたします。

それでは、次、歳入に入りますので、ここで職員の入替えをお願いいたします。

次に、歳入について説明を求めます。

内蔵部長。

内蔵財務部長　それでは、歳入のご説明を申し上げます。予算書の11ページをお願いいたします。

１款市税でございます。１項１目市民税個人につきましては18億8,000万円で、うち現年課税分で18億5,500万円、滞納繰越分は2,500万円でございます。２目法人では２億6,625万円で、うち現年課税分で２億6,600万円、滞納繰越分は25万円でございます。次に、２項１目固定資産税、20億8,200万円で、うち現年課税分として20億4,200万円、滞納繰越分につきましては4,000万円でございます。３項１目軽自動車税では１億2,900万円で、うち現年課税分が１億2,800万円、滞納繰越分が100万円でございます。２目環境性能割で170万円でございます。４項１目市たばこ税で３億7,000万円でございます。

続いて、２款地方譲与税でございます。１項１目地方揮発油譲与税が2,100万円、12ペー

ジに移りまして、２項１目自動車重量譲与税は8,200万円、３項１目森林環境譲与税は975万2,000円でございます。

次に、３款１項１目利子割交付金で1,400万円、４款１項１目配当割交付金で7,800万円、５款１項１目株式等譲渡所得割交付金で１億1,600万円、６款１項１目法人事業税交付金で5,500万円、７款１項１目地方消費税交付金で９億5,200万円でございます。

13ページに移りまして、８款１項１目環境性能割交付金は40万円でございます。

次に、９款１項１目地方特例交付金は9,290万円、また２項１目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補塡特別交付金におきましては50万6,000円でございます。

続いて、10款１項１目地方交付税54億1,000万円で、普通交付税で47億5,000万円、特別交付税で６億6,000万円でございます。

次に、11款１項１目交通安全対策特別交付金で400万円でございます。

12款分担金及び負担金では、１項１目農林商工費分担金で412万円、２目災害復旧費分担金は300万円でございます。14ページ、２項１目民生費負担金では5,892万7,000円でございます。

13款使用料及び手数料でございます。１項１目総務使用料で1,125万円、２目民生使用料で42万4,000円、３目衛生使用料で1,000万円、４目農林商工使用料で405万5,000円、５目土木使用料で7,531万4,000円、15ページに移りまして、６目教育使用料で965万5,000円でございます。２項手数料でございます。１目総務手数料が1,265万5,000円、２目民生手数料は1,000円、３目衛生手数料で6,000万5,000円、16ページに移りまして、４目農林商工手数料で１万7,000円、５目土木手数料で87万4,000円でございます。

続いて、14款国庫支出金、１項１目民生費国庫負担金で19億8,719万5,000円でございます。17ページに移りまして、２目衛生費国庫負担金で150万円、３目災害復旧費国庫負担金で993万3,000円でございます。続いて、２項１目総務費国庫補助金で８億8,575万7,000円、２目民生費国庫補助金で８億9,029万1,000円、18ページに移りまして、３目衛生費国庫補助金で5,767万2,000円、４目土木費国庫補助金で１億3,277万6,000円、５目消防費国庫補助金で220万円、６目教育費国庫補助金で6,747万3,000円でございます。19ページ、３項１目総務費委託金で40万4,000円、２目民生費委託金で1,340万4,000円でございます。

続いて、中段、15款県支出金でございます。１項１目民生費県負担金で７億1,612万8,000円、２目農林商工費県負担金で277万5,000円でございます。20ページ２項１目総務費県補助金で303万8,000円、２目民生費県補助金で５億2,968万8,000円、３目衛生費県補助金で1,384万7,000円、21ページに移りまして、４目農林商工費県補助金で１億35万4,000円、５目土木費県補助金で３万6,000円、６目消防費県補助金で35万円、７目教育費県補助金で7,915万2,000円、22ページに移りまして、８目災害復旧費県補助金で375万円でございます。続いて、３項県委託金では１目総務費県委託金で6,008万1,000円でございます。

その下で16款財産収入でございます。１項１目財産貸付収入は123万9,000円、２目利子及び配当金は2,581万1,000円、23ページ中段、２項１目物品売払収入では3,227万3,000円、２目不動産売払収入で1,000円でございます。

続いて、17款の寄附金、１項１目一般寄附金は100万円、２目ふるさと応援寄附金で２億円、３目総務費寄附金で10万円、４目土木費寄附金で10万円でございます。

24ページ、18款繰入金でございます。１項１目財政調整基金繰入金で７億9,400万円、２目減債基金繰入金で6,944万2,000円、３目公共施設整備基金繰入金で４億9,985万5,000円、４目社会福祉振興基金繰入金で3,793万7,000円、５目緑花基金繰入金で193万円、６目教育基金繰入金で25万円、７目体力づくりセンター整備基金繰入金で6,406万8,000円、８目国営十津川紀の川二期事業費償還基金繰入金で2,800万円、９目地域振興基金繰入金で１億2,139万5,000円でございます。

続いて下段、19款繰越金でございます。１項１目前年度繰越金で6,500万円。

25ページ、20款諸収入でございます。１項１目延滞金で600万円、２項１目預金利子で37万5,000円、３項１目住宅新築資金等貸付金元利収入で18万円、４項１目滞納処分費で39万9,000円、２目弁償金で3,000円、３目雑入で１億5,393万3,000円で、給食代や交付金などでございます。

27ページ、21款市債でございます。１項１目総務債では14億3,760万円、２目民生債では２億3,220万円、３目衛生債では2,000万円、４目農林商工債では130万円、５目土木債で４億1,420万円、28ページ、６目消防債では3,140万円、７目教育債では9,010万円、29ページ、８目災害復旧事業債では1,450万円でございます。

以上で歳入の説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました歳入に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

奥本委員。

奥本委員　よろしくお願いします。これ配っていただいてるんですね。お手元に配付されてると思うんですけども、理事者のほうに。まず11ページ、１款１項２目の法人の市税です。これが令和７年度対比で2,000万のマイナスとなっております。この理由と、今後の増収対策をどう考えていらっしゃるか、このまず２点のところでお願いします。

続いて23ページ、17款１項２目のふるさと応援寄附金です。一応、制度導入以来、順調に増やしていっていただいてます。これ非常に高評価できる点ではございますけども、現在のポータルサイト、ちょっと変更があったというふうに伺っておりますけども、ポータルサイト、それから返礼品、上位だけで結構です。返礼品がどういう形になっているか、また今後の取組の方向性と、併せてここと若干違うんですけども、企業版ふるさと納税についてどういうふうに考えていらっしゃるかをお願いいたします。

３点目、25ページ、雑入です。20款４項３目の雑入です。これ、単純に令和７年度対比の１億8,141万4,000円の減額となっております。この内容、詳細をお願いいたします。

以上、３点お願いします。

藤井本委員長　髙松課長。

髙松税務課長　おはようございます。税務課、髙松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員の、まず１点目の法人市民税の2,000万円の減額についてでございます。令和８年度の当初予算につきましては、均等割、法人税割の総額で２億6,625万円となりまして、令和７年度と比べまして2,000万円の減額で計上しております。その内容といたしまして、均等割につきましては前年と同額を見込んでおるところでございまして、法人税割につきまして令和８年度では１億8,000万円、令和７年度と比較して2,000万円の減額を見込んでおります。法人税割につきましては、先週の令和７年度の一般会計補正予算を審査いただきましたところでございますが、その中でも現在の収納状況から減額補正をお願いしておりますが、その要因としまして私どもで考えておるのが、世間では企業収益が回復しているとかというような報道とかもございますけれども、物価高の影響とかで商品価格に適切に価格転嫁できてないこととか、デフレ脱却に向けて従業員への賃金増また設備投資による影響などで、法人としての収益が想定より上がってない状況かなというふうに推察しております、全体としては。

今後の見通しでございますが、税務課としましては、政府の月例経済報告でも、景気の全体判断としては緩やかに回復しているとされて、個人の消費や事業所などの設備投資も持ち直しの動きが見られるなど、経済全体が持ち直してきている状況が報告されてきております。今後も景気が上向いて法人市民税も増えることを期待しておりますが、冒頭、委員長の話にもあったように、国際的な原材料費の高騰の影響とか、日常生活におけるガソリンなどのエネルギーに影響、食品等の価格上昇が続いているため、実質所得の低下による消費への影響や、アメリカの関税措置に対する企業収益への影響も懸念されるため、必ずしも税収が増えるとも言いきれない状況であるので、また法人につきましては半期半期の確定と見込みの申告がありまして、かなりなかなか税収として見込むのは難しいところですけれども、税務課としましては引き続き経済情勢等を注視して見ていきたいなというふうに考えておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長　増田課長。

増田商工観光プロモーション課長　商工観光プロモーション課、増田です。どうぞよろしくお願いします。

ふるさと応援寄附に関するご質問でございますが、現在のポータルサイト数でございます。こちら16サイトございます。代表的なものでいきますと、楽天、さとふる、ふるなび、ふるさとチョイスの４大サイトに加えまして、令和７年度からはアマゾンが新たに追加しているというところでございます。

また、返礼品の上位の人気のものでございますが、リキュール酒のあらごしシリーズやイチゴの古都華、美容健康ドリンク、こちらが非常に人気でございます。全体の50％を超えるのがこの上位３種になっております。

今後の取組でございますが、新商品や新規事業所の洗い出し、ポータルサイトの表示内容等に関する打合せといったものを、委託事業者と毎月行っているところでございます。また、令和７年度におきましては、返礼品に協力をいただいております事業者と一緒に、泉佐野で

あったり奈良市、香芝市のほうで、ＰＲイベントのほうに一緒に行かせていただいたりもしております。令和８年度につきましても、引き続きこういった事業を一緒に応援していただけるように、市外の方々にもＰＲをしていきたいというところで考えているところでございます。

以上です。

藤井本委員長　西川課長。

西川企画政策課長　企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

私のほうから、企業版ふるさと納税について、今後の取組ということで予定をお答えさせていただきます。この企業版ふるさと納税については、企業にとっても節税面であるとか企業のＰＲ効果といった面でのメリットがあることは承知しております。さらに、市にとっても単なる寄附者といった関係以上に、民間活力の導入ですとか官民連携のきっかけづくりができるという側面もございます。今後はこのような視点も踏まえて、制度内の範囲内で積極的に民間企業の働きかけを進めていきたいと。また、他市町の事例等もちょっと研究しながら進めていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長　駒井室長。

駒井企画政策課主幹兼ＤＸ推進室長　企画政策課、ＤＸ推進室の駒井です。よろしくお願いいたします。

奥本委員の３番目の質問、雑入が１億8,000万円ほど減額となっている理由でございますが、こちらはデジタル基盤改革支援補助金、こちらのほうが０円となっているのが理由でございます。こちらのデジタル基盤改革支援補助金と申しますのは、今年令和７年度に完了いたしました標準準拠基幹システムの導入のイニシャルに対して補助金が出ておりました。今年度でその事業は完了いたしましたので、来年度、もちろん歳出はございません。それに対する歳入もないというところで、約１億8,000万円減額されているというのが理由でございます。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ありがとうございました。まず最初の法人税、この減少の見通しが、経済情勢に関するところの理由をいただきました。適切な価格転嫁がまずそこまで至っていない、それから労働者の賃金アップを優先していると、設備投資に向けて企業が動いているというところで、これは物価上昇に伴って、特に中小企業ではワンテンポ、ツーテンポ遅れて回復してくるということで、もう順当な話だと思うんですけども、今先ほど委員長の話があったように、世界情勢、特に原油の価格が今、非常にどうなるか見通しが分からない状況で非常に難しい、企業の経営のかじ取りが難しくなってきております。ここで懸念したのが、要するに税収の債権的に支払えないところが多くなってるのか、あるいは企業がちょっと経営不振なところが増えているんかと懸念したんですけども、今の説明で納得いきましたので、これはこれで結構です。ただ、やはりこの辺、自主財源のところの一番大きなところなんで、やはり企業収

益を増やしていく方向で、それとやはり現状の企業ではこういう契機に左右されやすいんで、新しい企業を呼び寄せるというのは、これはもう関係部署との連携になるんですけれども、そこはやっぱり考えていく必要があるかなと思いますので、引き続きお願いしておきます。

続きまして、ふるさと応援寄附、ポータルサイトを16サイトまで今、増やしていただいたということで、かなり頑張っていただいているのがよく分かりました。上位がお酒と健康ドリンクとイチゴ、農産品で、これで50％という、非常に葛城市の特徴を表している取引になっているかと思います。引き続きそこを力を入れていくのと同時に、新しいところ、新商品の取組はいいんですけれども、これは次の企業版ふるさと納税とかかってくるところで、最近、ふるさと納税であっても企業版ふるさと納税のような自治体への応援制度の寄附というのが今、増えてきているんです。だから、企業版ふるさと納税は企業の減税措置が非常に大きいメリットがあるんですけども、一般の方対象にこれから葛城市が向けて取り組んでいきたい事業に対しての寄附というのをやってるところが増えてますんで、その辺りちょっと新しく取組としてやっていただければと思っております。その辺りは結果的には返礼品が必要ないケースもございますので、最終的には返礼品の部分で葛城市のお金が残るという形になりますんで、この辺りもっと増やしていっていただけたらと思っております。

それから最後の雑入のところ、デジタル基盤支援補助金、これの標準化対応が一応終わったからということで理解いたしました。非常に大きい金額でしたけども、早めに標準化仕様の対応をやっていただきまして、ありがとうございました。この辺り、やっぱりあまり目に見えないところなんで、こういったところで、減るのはこれ逆にいいことなんですね。国の依存財源じゃなくて自主財源をトータル的に増やしていくという中で、ちょっとこれ数字的に目立ちましたけども、説明で納得いたしました。総じて、やっぱり依存財源よりも自主財源をどうやって増やしていくかというところが地方自治体にこれから求められているところですので、今ご説明いただいた各分もありますけども、全体的に頑張っていただけたらと思っております。ありがとうございます。

以上です。結構です。

藤井本委員長　再質問なしですね。

奥本委員　はい。

藤井本委員長　ほかにこの歳入に対する質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員　よろしくお願いします。まず問題意識としてなんですけれども、予算案の概要の７ページを見ますと、予算規模の推移ということで、過去の平成16年、市が市制発足して以来、葛城市がどんな予算規模になったかということをずっと上げていただいております。そこで見ますと、令和６年が176億円、これが令和７年に１割ほど歳入歳出予算が増えて194億円規模になりました。伸び率が10％以上の予算規模の伸びになったと。それが、令和８年度は更にこれ11％伸ばして217億円の予算規模、歳入歳出となりました。つまり、２年続けて大きな伸びをしているわけです。そこで、歳入、財源の問題でちょっとご質問をさせていただきます。

これについては４ページのところに歳入の状況ということで、それぞれの歳入の款の伸び率をそれぞれお示ししていただいておりますけれども、やはり一番多いのが国庫支出金ですから、国からいただくお金が一番大きいということで、いろんな事業費を含めて国庫からいろんな支援をいただいていると、これはこれで膨らむのは結構かなと思います。２番目が、21款の市債となっております。つまり、起債を起して、この分は借金になるわけであります。３番目が繰入金ということで、財政調整基金、これまでの貯金からの取崩しということになるわけですけれども、これはいいとして、起債の部分、その点でどうなのかということが懸念がありますので、それをどういう状況になっているかということについて質問をさせていただきます。８ページに第３表ということで、起債についてはまとまった表があります。それに関連して、起債が全体として22億4,000万円の起債ということになります、令和８年度ですね。現在の葛城市の地方債の現在高がどうなってるのか、この推移と、それからいわゆる実質公債費率、財政に占めるこの実質的な公債費率がどうなっているのか、この推移をお聞かせ願いたいんです。できたら、令和元年ぐらいから５年間ぐらいの推移が分かればお願いいたします。

藤井本委員長　山岡補佐。

山岡財政課長補佐　財政課の山岡でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員お尋ねの、まず各年度末時点での地方債現在高の推移について申し上げます。

令和元年度末が約201億円、令和２年度末が約203億5,000万円、令和３年度末が約199億7,000万円、令和４年度末が約191億6,000万円、令和５年度末が約190億円、令和６年度末が約182億3,000万円と推移しておりまして、令和３年度末以降は減少傾向となっております。

あと、実質公債費率でございます。実質公債費率につきましては、一般会計や下水道事業会計などの地方債の元利償還金、いわゆる公債費が財政に及ぼす負担を表す指標でございまして、数値の低いほうが財政が健全であると見ることができる比率でございます。本市におきましては、令和元年度が7.9％、令和２年度が8.5％、令和３年度が9.0％、令和４年度が8.7％、令和５年度が8.2％、令和６年度が7.5％と推移しておりまして、令和４年度以降は減少傾向となっておりまして、早期健全化基準、いわゆるレッドカードとなる数値の25.0％、そして財政再生基準、いわゆるレッドカードとなる数値の35.0％をかなり下回っている状況でございます。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございました。残高も減少しているし、実質公債費率も減少ということで、合併特例債等の返還も大体めども立って、新たな事業ということで起債がちょっと大きな起債ですけれども、安心をいたしました。

続いて質問なんですけど、非常に努力をされていることがよく分かりました。27ページのところで起債に関連してもう一つ質問させていただきますが、27ページの１款１項１目１節で、ここにそれぞれの起債の一覧があるわけですけれども、一例だけ質問させていただきます。会計管理債200万円ということであります。これを私、最初見たとき、頭が古いかもわ

かりませんが、いわゆる地方財政法第５条では、起債ができる科目が決まっているわけですね。言ってみれば、よくあるのは公共施設を建てるということとか、第５条には幾つか項目があるんですが、この会計管理債というのが、それも200万円と非常に少ないので、それだったら財政調整基金等も含めて200万円ぐらい出せるということになるので、こういう起債をなぜ行っておられるのか、地方財政法の関係で可能なのかどうかということも含めて、ちょっと質問します。

藤井本委員長　山岡補佐。

山岡財政課長補佐　委員お尋ねの会計管理債200万円でございますが、こちらはデジタル活用推進事業債という起債でございまして、地方財政法第５条に規定しております地方債を財源とすることができる経費の特例として、地方財政法第33条の５の14に規定されている起債でございます。今回の起債対象額に対する充当率が90％、そして元利償還金に対する交付税措置率は50％の有利な起債となりますので、少額となりますけれども、起債をさせていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。地方財政法第５条におきましても、いわゆる特例措置についてはその起債ができるとなって、今ご紹介があったように、そのデジタルインフォメーションに関連する補助金ということで措置されている特例法に基づいて非常に有利な起債だということで、僅か200万円ですけれども、起債するということは事務量も大変発生するところですけれども、その労を取っていただいて、その結果、実質公債費率が下がっていると、起債をしても。そういう努力されてることについては感謝申し上げます。

以上です。

藤井本委員長　ほかに歳入に対する質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員　よろしくお願いします。いつも聞かせてもらってますけども、11ページ、１項１目の市たばこ税ですね。これ、昨年の予算は３億5,000万円だったんですけど、決算は３億6,000万円と上がって、今年も３億7,000万円、でも４月からたばこ税上がるんです、また。だから、これの上がり分は入ってるんですかね。４月１日からの予想じゃないですけども、それは入ってるんですかね。

藤井本委員長　髙松課長。

髙松税務課長　税務課、髙松です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員のたばこ税に関するご質問でございまして、令和８年度の当初予算につきましては、委員お述べのとおり３億7,000万円、令和７年度に比較すると2,000万円の増額で計上させていただいております。委員おっしゃっていただいてますように、令和７年の９月議会におきまして税条例の改正いただいております。内容につきましては、加熱式たばこの課税方式が見直されることになっておりまして、令和８年４月と、あと同年の10月から２段階で実施されることとなっておりますが、その加熱式たばこの税率改正に伴う税収の増

額分を正確に見込むことはちょっと難しいと考えておりまして、令和６年度の決算額、令和７年度の決算の見込額を参考に算出しておるところでございまして、現実、喫煙場所の制限や健康志向、また値上がり等によって本数の減少も想定されますけれども、現状としては販売本数は横ばいで来ておる状況で、令和８年度予算としましては、加熱式たばこの課税方式の見直しを伴う影響額を含めて2,000万円の増額というところで見込んでおるところでございます。

以上です。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　多分、またでもこれ以上の額の入になると思うんです。これ毎回同じこと言ってますけど、これ収納率は100やし、値上げもがんがんしていって、もうこんなんここで言うてもしゃあないんですけど、これ目的税じゃないんで、どこへ使ってるかあんまり分かんないですけれども、葛城市の中の施設は前に副市長に全部調べてもうて、喫煙所というのは付けてもうてるんですけれども、例えばこの市役所、これ何回も言ってますけど、喫煙所に関して、夏は暑いし冬は寒いんです。ほんで、その他市とかの状況を見ても、ほんじゃたばこ辞めろという意見はもう聞かないですよ、今のところね。やめるかも分かんないですけど、そんだけ上がったら。やっぱりそういった喫煙される方に対してもうちょっと配慮したほうが、僕らだけが使ってるんじゃなくて職員も使ってはりますけど、やっぱり市民の方も来られるし、営業、休憩がてらに寄られる方もおられるし、とにかくもう狭いんです、枠自体が。もうここは他市とか、桜井市とかだったらコンテナとか、そこまでとは言わん、そこまでやってほしいですわ、もうはっきり言って。もうコンテナみたいにして、何かそんなん、空調を付けろとは言いませんけども、やっぱりそれぐらいの、だってこれもうずっと上がり続けてるわけじゃないですか、入の中で。ほんでもう収納率も100やし、それで目的税じゃないんでという話もそれは分からんでもないんです。それやったら目的税にしてくれという話なんですけども、そういった施設の充実、喫煙所の充実についてはどうお考えでしょうかね。

藤井本委員長　東副市長。

東　副市長　皆さん、おはようございます。ただいまの杉本委員の施設の充実というところのお問いだったかなというふうに思うわけでございますけれども、我々、各施設、ここの庁舎にも付いてありますし、また市内のあらゆる施設にも喫煙所というものはある程度整備はできてるのかなというふうに思っておるところでございますけれども、今、委員お述べの充実といった部分、これにつきましてはほかの施設も見て分かっておるところではございますけれども、大きさであったりという部分かなと思うんです。また暑さ対策とか寒さ対策とかという部分だと思うんですけども、それが果たしてどういったことをすれば納得いただけるのかという部分も含めまして、ちょっと研究しながら、どんなんがいいのかというのをこれから研究していきたいなというふうに思います。

以上でございます。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　どういった施設が納得というのは、コンテナでしょう。ほんで、中にクーラーとヒーター

を入れていただきたいです。僕が納得、それは寒いし暑いんですよね。そこで僕らも理事者の人らとしゃべっていろいろ情報共有できたりするわけじゃないですか。それがええか悪いかは別として、ただこんだけの金額が毎年毎年動いてるわけなんで、やっぱりそういった配慮、副市長は研究していくと言っていただいたんで、副市長、桜井市に行ってきてください。１回行ってください。今、うち議会はたばこ吸う人が増えたんです。だからもっと力強く言っていこうかな思うてるんですけども、桜井市はたばこ吸わない方々の議員の声で建てたからね、それ。聞きに行きましたよ、僕。もちろん視察に行ってきましたよ。そういうふうに、配慮ある施設というのはあそこにできると思うんです。一遍その辺の研究をしていただいて、毎年毎年これ言うの僕嫌なんで、そろそろやるかやらへんか決断していただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　私、たばこを吸わないんですけれども、たばこ吸うてる方の気持ちが全部分かっているわけじゃないんですけれども、今、たばこは昔は煙もくもくのたばこやったんですけども加熱式に変わってきていると。一般的にはエアロゾルで目には見えないんだけれども、そういうふうなんが出てくるので、有害性はあるというふうには聞いてはおるんですけれども、昔に比べて対処のしやすいというか、部分もあるのかもしれないなというふうに思ってるんです。それで、分煙機とかそういうふうな機械も今、出てきてますんで、その辺りもやっぱりしっかり研究をいただいて、やはりたばこ税ずっと上がってきてますんで、全体で言うと少数になられるのかも分からないんですけども、やはりそういった方々の環境というんですか、そういった配慮というのはやはり公共施設には必要かなとも思いますんで、私からもご検討をお願いしたいなというふうに思います。副市長、ご答弁お願いします。要は、分煙機とか、そういった今どんどん新しいそういう機械も入ってますんで、その辺りご検討いただけるかどうか。

藤井本委員長　東副市長。

東　副市長　吉村副委員長の問いにお答えをしたいと思います。

過去に、分煙機であるとかそういったこともしていた時期もあったかなと、委員もご存じのことかなと思いますけども、果たして今の性能が、また分煙機もかなり性能が上がってますし、どういうものになっているのか、またそれは研究していかなければいけない部分かなと思いますけれども、そういったことをさっき杉本委員に答弁させていただいたとおり、研究をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長　複数の委員から出てますんで……。

奥本委員。

奥本委員　ちょっとこれ言ってないんですけど、１点だけ確認したいことがあります。予算案の概要の５ページ、３目の軽自動車税のところが330万円、令和７年度の予算に比べてマイナスになっております。ここ近辺で、軽自動車税に係るところをいろいろ調べると、環境性能割の廃止が今年度末でという形になっております。となってくると、環境性能割が廃止されたら、

要するに減税部分がなくなるわけなんですね。ということは、税収増えるはずなんですけども、これがマイナスになっているという理屈がよく分からないんで、その辺の説明をお願いしたい。あるいは、またそれ以外に何かこのマイナスの要因があるのかもしれませんけど、その辺りお願いします。

藤井本委員長　髙松税務課長。

髙松税務課長　ただいまの奥本委員の軽自動車税に関する部分でございます。環境性能割につきましては、令和８年度のまだ法案は通っておらないんですけれども、４月以降廃止されるということで、そもそも令和７年度までは環境性能割と通常の種別割というところで、もともとの環境性能割というのが自動車重量税で一発ものの課税の部分になります。それが廃止されるんで、令和８年度分についてはあと２か月分あるんで、ちょっと減額になってるような状態になっております。その減収分については、国のほうで交付金として補てんされるということで、予算書の13ページのほうをお願いいたします。９款地方特例交付金のところの１目地方特例交付金の中で、説明の３段目と４段目です。４段目のほうは軽自動車税の減収補塡特例交付金として、令和８年度についてはその分、交付される見込みでございまして、併せまして、その１個上の８款の環境性能割交付金、これが普通自動車税に関する部分の交付金でございまして、こちらのほうも令和８年度減額となっておりますが、その減収補てんとして自動車税減収補塡特例交付金として９款のほうで補てんされるというふうな仕組みで、現状なっておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　よく理解できてないんか分からんけども、環境性能割ということはよく分かったんです。その分の環境性能割の制度があったんで、購入者から見たらその分が免税になってると。市の市税のほうで軽自動車税がその分低くなるところを、国から環境性能割のやつでもらってたわけですよね。違う、すいません。私の理解が追い付いてない。要は、なくなったことによって、要するに減免された分がなくなるわけですから、軽自動車税としての税収は市としては増える形になるんじゃないですか。もう一度その辺り説明を。

藤井本委員長　髙松課長。

髙松税務課長　環境性能割と種別割はそもそも別でございまして、環境性能割分、軽自動車を購入したときに最初にかかってくる分でございまして、その分は軽自動車税に関する部分の環境性能割は１回購入時に徴収されます。それが県から事務手続で環境性能割分として軽自動車税分が今まで入ってて、環境性能割部分と、あと種別割というのが市役所のほうから毎年５月に発送させてもらってる軽自動車税の毎年の分になりますので、そもそもその環境性能割自体が今後令和８年度で廃止されるんで、もう減額になるというところでございます。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　分かりました。要するに、減税の分と分かってたからということで、そっちのほうがなくなった分の減収がこれに反映されてるという意味なんですよね。分かりました。結構です。

藤井本委員長　歳入の分ですね。この質疑、ほかにないですか。

谷原委員。

谷原委員　３点お願いします。21ページです。15款２項７目ということで、これは県の交付金ですね。の中で、１節、２節で併せてお聞きしますけれども、学校教育活動支援事業補助金、これ小学校、中学校両方出ております。それから、教員業務支援員配置促進事業費補助金、これも小学校、中学校両方出てるんですけど、この県からの補助金、これはどういうことに使われる補助金で、歳入のどの事業の財源とそれぞれなっているのかお伺いいたします。これ２つですね。それぞれ２つということでお願いします。

それから、３点目です。22ページの15款３項１目１節、これも県の関係ですけれども、こちらは県広報誌配布業務委託金となっております。214万6,000円ですが、配布業務を委託されている部数、葛城市に県から委託をされてるわけですけども、その広報誌の配布部数が幾らかお伺いします。

以上、３点お願いします。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　学校教育課、森本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、１点目の学校教育活動支援事業補助金でございます。こちらにつきましては、小学校運営事業及び中学校運営事業の会計年度任用職員のうち、不登校の支援員、Ｉｒｏｏｍの担当の先生の方の報酬、期末手当、勤勉手当の財源となっております。小学校で６名、中学校で２名の配置でございます。

２点目の教員業務支援員の配置促進事業費補助金でございます。こちらにつきましては、同じく小学校運営事業及び中学校運営事業の会計年度任用職員のうち、教員業務支援員スクールサポートスタッフと呼んでいる方の報酬、期末手当、勤勉手当の財源でございます。教員業務支援員の業務といたしましては、教員の方の負担軽減を図って、教師が児童・生徒への指導や教材研究等に、より注力できるように、授業準備の補助やデータの入力補助、それから各種資料の整理、行事や式典の準備等をサポートするものでございます。小学校で７名、中学校で３名となっております。

以上です。

藤井本委員長　石田課長。

石田秘書広報課長　秘書広報課、石田です。よろしくお願いいたします。

県から配布を委託されている部数ですけれども、１万4,500部を見込んでおります。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございました。学校教育活動支援事業補助金については、これはＩｒｏｏｍのスタッフということで、県の補助を得てやっておられるということで、葛城市で先進的にＩｒｏｏｍをつくっていただいて、県の補助金も利用していただいてやっていただいているということで了解いたしました。

それからもう一つ、教員業務支援員配置促進事業費補助金ということで、学校の先生方の

いろんな雑用、先生方が本来の教育活動に集中できるように、そうしたデータ入力等、そうしたもの、雑用と言うたらあかんな、そうした業務を担っていただいているということですが、ちょっとこれ再質問なんですけども、歳出のほうで聞いたらよかったんですけども、時間も考えてこちらで回そうかなと思ったことがありまして、これは県からの補助金で、先ほどありました業務支援員なんかがありますけど、それ以外に葛城市で単費でこうした学校の支援員として付けておられる方というのは分かりますでしょうか。今すぐ出てこなかったら、また教えていただきたいと思いますが。

それから３つ目です。県の広報誌の配布部数１万4,500部ということですけれども、これは県から委託をされて、それを、言ってみれば各大字の自治会に配布をお願いしているということですね。各大字への配布部数というのは分かりますかね。多分いろんな各施設に県の広報も置くでしょうから、それが分かったら教えてください。

藤井本委員長　森本課長。

森本学校教育課長　単費で採用させていただいている会計年度任用職員ということですけれども、まずは学校の用務員になります。それから、図書館の補助員、それと下校指導員、最後に特別支援の補助の方、こちらの職種の方は補助なしで単費という形になっております。

藤井本委員長　石田課長。

石田秘書広報課長　各大字への配布部数ですが、同数の１万4,500部を見込んでおります。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。単費で付けていただいている用務員とか、これ予算案の概要のところにずっと職種が書いてありましたので、県からの補助金が出てるのは教務補助員ということで、支援員ということで、それ以外の方は単費ということで了解いたしました。

それから、県広報誌配布業務委託金ということでありますけれども、これ広報かつらぎの配布のことで私も繰り返しご指摘しているんですけれども、これ意見だけ申し上げておきますけれども、これ委託金という名前が付いてるんですね、委託金とね。委託なんですよね。私が広報かつらぎで問題にしているのが、一括交付金の中で、要は補助金として配布の金額が入っているので、それも部数が印刷部数以上の数が交付金として出てるので、これは不適切だと。さらに言えば、自治会活動を補助するものですから、自治会員の人に配布するのは補助でいいかもわからないけど、自治会に入っていない方も含めて配布することになっているんですね。その名目で数もあると思うんですけれども、実態として配布されていないような、自治会に入ってなかったら配布しないよというふうなところもあって、この扱いが公金の支出、税の支出として不適切だということを僕言い続けてきてるんですね。なぜそんなことを言うかというと、これ予算ですから、予算というのは節があります。つまり、何が委託料で何が補助金で何が報償費か、これちゃんと基準があるわけですよ。私はこれ本を持ってきましたけど、地方公共団体歳入歳出科目解説、歳入歳出の科目がどうやって割り振りされているかというこういう本があるわけですね。これ、自治体の職員の方々が読んでおられる地方財務という雑誌にいろいろな質問があると、それを専門家が答えておられるんですが、私もどうも納得できないわけですよ。広報配布という、役務が発生するその広報配布という

のが、補助金名目、一括交付金の中に入れられているということに疑問を感じているんですね。県はちゃんと委託金という形で委託として、要は役務の対価としてきちっと払うということで名目きちっとされてるんで、私はここら辺そろそろ改めていただけないかなと、もうしつこいようですけど、これも毎回言ってるので、ぜひご検討いただきたいと。財政課のほうも、予算の作成に当たってこれもぜひ検討していただきたいと。私は出すのがあかんということを言ってるわけじゃないんですよ。やっぱりここは本来の財政の規律に従ってきちっとやってくださいねということだけ言ってるだけなので、その点についてはぜひ検討をお願いしたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　いいですか。今の件、本当に検討をお願いしますね。

ほかに歳入の部分、質疑ないですか。

杉本委員。

杉本委員　もう皆さんない感じやったら、ちょっと僕、昨日いろいろ考えとってよく分からんかった。ちょっと勉強がてら、先に言ってなかったんで、そんな難しい問題じゃ……、12ページの地方消費税交付金なんですね。これ、９億5,200万円、これ、先ほどのたばこ税同様、過去のやつから見ててもずっと上がってるんです。これ、6.3と1.7ルールは多分変わってへんと思うのに、今、世間的には不景気だじゃないですけども、消費が冷え込んでいるみたいな話聞いてんのに、この消費税がなぜ年々右肩上がりに上がっていってんのかなというふうにふと疑問に思ったんで、教えていただきたいです。

藤井本委員長　髙松課長。

髙松税務課長　税務課、髙松です。よろしくお願いいたします。

ただいまの杉本委員の地方消費税交付金、令和７年度より１億200万円の増額となっておる理由なんですけれども、委員お述べのとおり、地方消費税交付金につきましては、消費税10％のうち2.2％が地方消費税として都道府県に納付されまして、その２分の１に相当する額が市町村へ交付されるものでございます。その地方消費税交付金の予算計上につきましては、もう毎年度、奈良県から提供していただいている資料を参考に予算額を見込んでおりまして、令和７年度の当初予算では県から示していただいた数値を参考に８億5,000万円の予算を計上しておったところですが、令和７年度の交付金の決算見込みでは、現時点で約８億9,800万円程度になると県から連絡いただいておる状況で、それを参考に令和８年度９億5,200万円の予算計上したところでございます。本当に、要因としては先ほども申し上げましたけども、国のほうの政府の月例報告では経済全体としては持ち直してきてるということで、個人消費が上がっている、物価高ということもあって、消費額は増えているのかなというふうに感じておるところでございます。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか、歳入の部分。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようですので、歳入に対する質疑を終結いたします。

この後、総括質疑、また討論、採決まで進むわけですけども、職員の方の入替え等ございますので、ここで15分休憩をいたします。10時45分に再開いたします。

休　憩　午前１０時３０分

再　開　午前１０時４５分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより総括質疑に入りますが、総括質疑は市政全般にわたるものとなりますよう十分御留意いただきますようお願いします。

それでは総括質疑、質疑ございませんでしょうか。

梨本委員。

梨本委員　よろしくお願いします。それでは、総括質疑ということですので、まず葛城市の財政についての考え方について市長にお伺いいたします。３月１日の奈良新聞の記事なんですけれども、記者発表で阿古市長が、未来に投資する積極財政で地域の発展を図ると、こういう説明をされたという記事がございました。私が考える積極財政とは、経済が停滞している際に政府が財政支出を拡大し景気回復を目指す政策のことを言うのではないかと考えております。そういった辺り、葛城市の積極財政という考え方について、阿古市長の考え方、特に今期は過去最大の予算規模となっておりますので、その辺りも含めてよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　阿古市長。

阿古市長　今回のこの予算の審議の中でももうデータとして出てきておりますけども、例えば予算概要の７ページ、こちらのほうが令和７年から令和８年と、非常に一般会計の金額自身を上げております。その中で項目を見ていただきますと、それは６ページを見ていただきますと、投資的経費というのが61.5％の増をしております。人件費等も実は上がっておりまして、そちらのほうは大体３％弱でございます。あと扶助費系統もやはり上がるんですけども、その割合が非常に投資的経費が多いというのが、ある種、未来に対しての投資やという考え方なんです。ですので、これは昨年度から、実はその方針のほうにある種シフトを変えてきてます。というのが、よく市民フォーラムでもお話しさせていただくんですけども、葛城市の将来負担比率のお話をさせていただきます。合併して４年目辺りの将来負担比率が100％を超えたような水準でしたけども、今現在は5.1％なんですね。そちらのほうのサッカーで言うイエローカードが350％、ですので非常に低い。その部分、先ほど谷原委員からもご質問ありましたけども、財政状況がよくなってきてるというのもあるんですけども、その将来の世代に対する負担を下げるというのはいいんですけども、じゃあそれを下げるということはどういうことかと言うと、将来に対してのやはり投資が少ないという考え方にもなるんですね。ですので、そのバランスをどの程度にすればいいのかということを実は模索しながら進めとるところなんですけども、私としてはやはり葛城市のそのまちの出来具合からすれば、更に発展を望むという意味においてはやはり将来負担比率を上げていくような、将来に対しての投資をしていくような財政運営が必要であるのかなと思っております。いろんな景気が悪いから、それを財政出動するのだという考え方があるのかもわかりませんけど、地方行政におきましてはそのまちづくりとリンクした財政の在り方というのが必要であるんかなと思

っております。葛城市がこのまま人口減の社会を目指すのであれば、逆に言えば将来負担比率を下げていけばいいだけの話なんですけども、葛城市のまちというのは更に次のステップを入れたいと、更に子どもたちがにぎやかで活気のあるまちづくりをしていきたいと考えておりますので、ですので投資をしていくという具合にシフトしております。ですので、項目別に見ていただきましたら、明らかにそのような予算編成の在り方になっておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　今のご説明の中で、積極財政についての考え方というのがなかったんですけれども、今の市長のご説明だと、その国が言ってるその積極財政とこの地方で言ってる市長がおっしゃってる積極財政は違うんだという理解でよろしいんでしょうか。国の場合は、基本的には景気刺激対策というんですか、景気を喚起するために交付金を増やしたり減税したり、それから公共事業に対して雇用を増やしていくとか、そういう考え方が私、積極財政だと思うんです、一般的にですよ。ですので、葛城市が積極財政というとどういったことなのかなということで、これは市長しか多分お答えできないと思うんで、市長、もう一回積極財政について教えてください。

藤井本委員長　阿古市長。

阿古市長　言葉の定義がどうかというのはちょっと確認しないと分からないんですけども、社会というのは生き物ですから、ですから過去において、戦後、高度経済成長の中の財政の在り方が積極であったのかなかったのかというのは私には分かりませんけども、財政規模等を拡大していたその感覚から言えば、私は積極財政なのかなと思っております。経済が停滞したときにおいての積極財政というのは確かにそういう意味があるのかもわかりませんけども、経済は生き物で社会は生き物ですから、それに対応するときの財政のウエート、財政規模のウエートについては、増えれば積極であると考えるべきだと私は思っています。言葉の定義自身は正確にどうかと言われるとちょっと辞書を引いてみないと分かりませんので、その辺はあれですけども、私が申し上げてる積極的な投資をしていきますよという考え方というのは、まさに今の葛城市にとってどの方向のまちづくりがいいのか、将来を見据えた形の中で葛城市はどういうまちにしようとするのかというところを考えると、今、投資すべきであるという判断の下に予算編成をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　私なりの理解をさせていただくと、国が責任ある積極財政ということを高市政権でもおっしゃられているんですけれども、これはばらまきではなくて、基本的にはそのことを通じてちゃんと景気喚起をしていって、プライマリーバランスであったりとか財政収支をちゃんと整えていくことも踏まえた投資もしていきますよという考え方が、私、責任ある積極財政かなというふうに思ってましたんで、ただ単にそこの積極財政とだけ出ると、どうしてもちょっとばらまき的なイメージがあったもんですから、市長に質問させていただきました。

藤井本委員長　阿古市長。

阿古市長　行政の財政規模の在り方についてはいろんな考え方があると思いますけども、私は国が負担すべき役割と地方の果たす役割というのは違うとは思ってるんですけれども、国において大きな意味を持つのは、どこにその余裕があるのかということやろうと思います。例えば経済を中心に世の中というのは回っていると考えると、例えばＡという国があってＢという国があるとすれば、片方が黒字であれば片方は赤字であるということになるんです。そして、例えば国民という考え方、行政という考え方、それと企業というところ、その辺を入れていきますと、今、現実にどこに余裕があるのか、例えば今、物価が上がることによって国民が苦しい、それであればどの部分が余裕があるのかという考え方の調整をするのが、私は行政の大きな役割ではないのかなと考えております。ですので、円安ドル高の中でどの企業の分野が余裕があるのか、その分野の余裕をどのように国民に還元していくのかという理屈になっていくのかなと思います。ですので、例えば本当に今、国民が苦しいのであれば、行政は、国は財政出動するということは大いにあり得ると思います。ですから、企業がいい状態があれば税収が上がりますので、その税収を使った中で投資を国民に対して還元をしていくような考え方、それが大きな意味の行政の役割であるのかなと思っております。ですので、財政出動は必ずしもプライマリーバランスだけを考えてやるべきではなく、世の中の変化にとって対応するということが私は大切なのかなと考えておるところでございます。穏やかな時代につきましては、おっしゃるようにプライマリーバランスを考えながらやるというのが最優先になるんでしょうけども、大きな社会の変化があったときには、行政の役割としてはそれを担うというそのような、傾斜があればそれをある種なだらかにするような役割というのが、私は行政の大きな役割だと思っております。地方行政においては、その役割を果たすという分野は非常に国に比べますと少ないですけども、それでもやはりそのような考え方に沿って私は行政運営をしていきたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　国と地方の話も含めて、市長の今、説明を聞きながら、私もなかなか理解が難しいなと思うところと、私自身が考えているところと、どちらかというと地方に関して言うと、財政の機能としては私は景気の調整という機能は地方はあんまり持ってないんじゃないかなというふうに、だから否定してるんじゃなくて、だから積極財政という言葉を使われたんで、積極財政自体がなかなか言葉の意味としてよく分からなかったというところで質問させていただいたんです。ですので、今回のその予算全体を見ても、いろんなところで市民に対してサービスのレベルを高くして、どちらかというと無償にしていくものを継続していくとか、それからまた新たに補助金を付けるとか、こういうところをいろいろしていただいたと思うんですけれども、これ１回するとなかなかやめるタイミングが難しいんじゃないかなと私、感じているところもあるんです。今回も、いろんな地域の公共バスについても、すむなら葛城市についても、ほかにもいろいろご指摘もさせていただきました。実際にこういった受益者負担という考え方もあると思いますので、その辺りも含めて、この積極財政で何でもかんで

もやっていくというような考え方をするのではなくというような話をしたかったんですけれども、そこもちょっと市長とかみ合ってなかったようですので、積極財政についての市長の考え方は理解いたしました。

藤井本委員長　ほかに総括質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員　２つ質問あるんですけど、まず１点目だけ先に行きます。公共バスのところです。予算の審議の中でも若干触れましたけども、この公共バスについての総括として質問させてもらいます。

まず地方公共交通事業の現在の事業形態なんですけども、これはもう葛城市に限らずですが、公共交通事業者の経営支援という側面がもう非常に大きいんです。国はそういうふうにかじを切ってるせいもあるんですけども、逆にそれが利用する方の立場に立った運行形態と合っていないというのがもう現状なんです。これはもう葛城市に限らず、ほかでもそうなんです。ですから、今現状、日本全国、公共交通事業をどういうふうに持っていくかというところを盛んに議論されてるわけなんですが、この葛城市におきましては、これまでの事業の中で、やはり市民からの利用者の方からの声として、山間地域とか高齢において移動手段がなかなか見つけられない方からの要望として、やはり今のこのバスの運行は使いづらいものであると、利用しづらいものであるという声はよくいただいております。これはもう行政のほうでも来てると思うんですけども、そこで同じことをやっぱり繰り返すんじゃなくて、いろんな審議会でも議論されてるんですけども、ルートの変更とか運行形態の見直しだけではもう限界に来てるんじゃないかと私、思ってるんです。となってくると、この次の手をどう考えていくか、１つに既存の運行方法もいいんですけども、ＡＩのオンデマンドの運行形態、あるいは公共ライドシェアとか、そういうのをほかでも試してらっしゃるところがあります。どれかにしろというんではなくて、それのハイブリッドの運用が地域によって必要かなという気はしてるんです。一番いい例が、もう自動運行を、これは令和２年から日本に先駆けてやってる自治体で、茨城県の境町、もうご存じの方もいらっしゃるか分かりません。これ、日本で初めて行政が定時定路線で自動運行のバスを走らせているんです。３台やっていらっしゃるんです。そういう形で、これもだからそこに特化してるんじゃなくて、その自動運行路線だけは決まったルート、３ルートだけやったと思うんですけども、そこは無償でやってるけども、それ以外に従来のバス会社の運行ルートというのも確保した上でやってらっしゃるんです。そういった上で、バス会社のほうでうまく対応できないところをその自動運行バスのほうのバスでカバーしているという、そういうハイブリッドの運用がやっぱり成功しているんですね、ここのところは。そういったところの事例も踏まえて、今後の公共交通事業の在り方というのをやっぱりちょっと考えていただきたい。その方向性どうなってるか。併せて、これ予算の審議でも指摘しましたけども、公共交通無償化補助事業、これについてはもう既にこの事業の目的を果たしている、コロナのためというのがありました。果たしてますので、一旦ここで見直しして、やはり受益者負担の原則というところに立ち返って、まずはそこのところの見直しを求めたいと思うんですけども、今後の方向性をどう考

えてらっしゃるかを問わせていただきます。お願いします。

藤井本委員長　高垣部長。

高垣企画部長　企画部、高垣です。よろしくお願いします。

地域公共交通の利用者は減少傾向にありまして、民間交通事業者の営利事業としては地域公共交通を維持していくということは大変難しくなっております。奥本委員のご指摘の、まず法令的な話を確認のために申し上げますと、交通政策基本法では第９条に、地方公共団体の責務として交通に関し国との適切な役割分担を踏まえてその地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると定められております。また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の第４条の第２項では、市町村は公共交通事業者その他関係者と協力し、相互に密接な連携を図りつつ、主体的に地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生に取り組むように努めなければならないとなっております。市が毎年予算化しております、まず路線別負担金につきましては、奈良県の民間路線バス事業の利用者が減少傾向であることから、奈良県において公共交通の活性化のための法定協議会が設置されております。奈良県地域公共交通活性化協議会です。それに葛城市も参加しておりまして、負担金として民間事業者が運行している路線バスに、それぞれ経常益損益分を国と県の補助金、沿線市町村の負担金で補てんしております。これらは、まず経済的な支援の一面というのもございます。また、葛城市のコミュニティバスの運行につきましては、今まで路線を運行していた民間事業者が採算が合わないというために撤退した後に、市が新たにコミュニティバスとして運行しているもので、課題といたしましては、公共交通を今後いかに維持していくかということでございます。先ほど奥本委員からご指摘いただきました山麓部在住の方や免許を返納された高齢者の移動支援など様々な課題につきましては、令和８年度で葛城市公共交通計画を見直す予定にしておりまして、その際にどのような運行形態で、現在の路線の見直しも含め、利便性の向上を検討する予定にさせていただいております。また次に、公共交通の無償事業補助金につきましては、これも令和８年度で公共交通の見直しを行う予定にしておりまして、アンケート調査も実施する予定ですので、利用者の声も把握しながら利便性の向上、またそれぞれのニーズを踏まえた上で改めて検討していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　県において、こういう活性化協議会があるからと、それも分かるんです。そこでも負担されてると、負担金を。なおかつ、市のほうでもやっぱりこういう事業に対しての結構なお金、補助金が多いんですけども、やっぱり市としても単費を入れてるわけです。ただそれが全市民に対して便益を図るもんであればいいんですけど、やっぱり今、偏ってますよね、実際のところ。なおかつ利用者が少ないということなんで、これがさっき言ったように受益者負担の原則に照らし合わせるとどうかという議論だと思うんです。これはもう全国でやられてます。私が問いたかったのは、先ほど令和８年度に公共交通計画の見直し予定で、その中にも無償化事業のことを触れられましたけども、今現状のままで考えていったとしてももう行き

詰ってるんじゃないかなと私思ってるんです、先ほど申しましたように。ですから、考え方をやっぱり変えた上で、新たな事業形態というのを導入しませんかという、先ほど提案も含んでたんですけども、その辺りのお答えがなかったんですよね。だから、無料にするというのも１つ利用者を増やすという意味ではいいんですけども、その無料が例えばその市の地域の発展に寄与するものであればいいと思うんですよ。先ほど例を挙げた境町というところは、この自動運転バスを運行するに当たって、全国からやっぱり物すごく視察も来てると。その自動運転バスを運行するに当たって、オペレーションを従来の事業者に委託してるんです。だから、新たな事業の形態として、従来の本当に運転手が乗ってバスを走らせるんじゃなくて、そういう遠隔のオペレーションのところに新しい事業として公共交通の事業者に頼まれてるわけなんです。そういった形で、この運行形態も含めた事業転換を考えていってほしいということだったんですけども、その辺りもう一回重ねてお伺いしますけども、何かそういう予定はありますか。前回の、前回というか去年かな、活性化協議会の委員で出させてもらったときに聞いたら自動運転の計画はないということだったんですけども、やはり今後それも考えていかないと難しいかなと思ってるんですが、いかがでしょうか。

藤井本委員長　阿古市長。

阿古市長　この議論は別の委員会といいますか、諮問機関のほうでもいろいろと議論していただいております。自動運転のほう、非常に目新しい技術でございまして、いいんですけども、これをじゃあ実際に維持できるかといいますと維持は難しいです。と言いますのが、当初モデル事業として国のほうは補助事業としてのモデルがあるんです。ですので、３か年なら３か年、年数区切った中での国の援助があるんですけども、それが終わってしまうと援助なくなるんです。ですので、そのシステムを維持するということは非常に高コストになりますので、ですので実際にはそれを継続するというのは非常に難しい状況が地方自治体においては現れるという分析をしておるところでございます。ですので、研究はしておるんですけども、そこに踏み込んでいないというのはまさにその部分でございます。ＡＩ技術、当然これから進歩していくと思います。公共交通そのものが、多分、10年、20年、30年の間の中には多分なくなっていくのかなと感じてます。それはもうＡＩが自動運転した中で、カプセル型の公共交通的なものがタクシー形式的なもので発達していくだろうという予測もできますので、ですのでそれまでの間にどのような、例えば住民の皆様方のサービスの提供の仕方をするのかということやろうと思っております。利便性を上げれば、当然それに対する投資金額といいますか、税の投入金額が上がります。ですので、非常に便利にしていただきたいという意見もあるんですけども、じゃあそれを便利に１日10便にしますとしたところで、利用者がどれだけ増えてということになるんですけども、今現状におきましてもいろいろおっしゃられる方の意見も聞きますと、いやあ空気運んでますよねというお話もあります。ですので、そのバランスがどの程度が市民の皆さん方にご理解をいただけるのかというそのバランスの中で、今現在投入できる税金がどの程度なのかというところの水準での判断をしているというところでございます。いろんなご意見ございますので、その意見をできるだけマスの意見として集約できるように努めてまいりたいと思います。特に利用者等が少ないところにおきまして

は、葛城市におきましてはデマンド型タクシーという方式を取っておりますので、そちらのほうの工夫をしばらくの間はするべきなのかなという認識は持っておるところでございますが、やはり大きな環状線ルートのバスというのはある程度需要はございますので維持していくべき、まだ現状はその現状なのかなという認識をしておるところでございます。大きな社会の状況の変化、また技術的な変化を敏感に捉えながら対応していきたいと感じておるところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　予算的なところが問題になるというのは、これはもう私も重々分かりながら言ってるんですけども、全てを置き換えろと私言ってるわけじゃなくて、部分的にそのハイブリッドないろんな組合せが必要かなということを申し上げてるんです。先ほど何回も例に出しますけど、境町なんかはそのバス自体の自動運行で採算は取れてませんというか、無償にされてるんです。波及効果を狙ってらっしゃるんですね。要はまずそれをやることによって、これ実はふるさと納税につなげてらっしゃるんです、その運行に伴って。そのバスのグッズとかも作って売られてるとか、その応援を広く一般の方の向けにふるさと納税で募ってらっしゃる。なおかつ、さっき言った、視察がこれ実は相次いでいるんです。１件行ったら８名で11万円というのがもう枠があって、それが基本で、もうそのバス運行に限らず、広い目で見た上でその採算を何とかされてるという事例ですね。これも一番先発でやられてるんで注目を浴びてるのは仕方がないんですけども、そういった意味でいろいろ考え方としては、もう単純にその車両の運行だけで採算取るというのは恐らくもう難しい。これが自動運転に置き換わったところで、今現状では難しいので、もう本当に知識を総動員した上で、それを維持する方向を何か考えませんかというところを提案しているわけなんですけども、これは本当にまだまだ研究が必要なところで、行政も議会側も勉強していかなければならないということで、そこは一致してるという認識です。ただ、今年度、令和８年度、その事業の見直しというところで、そういった議論の余地も残していただきたいなというお願いだけしまして終わりにしたいと思います。

藤井本委員長　次の質疑ないですか。総括質疑。

谷原委員。

谷原委員　質問の表題としては２つということになりますけれども、１点目は令和８年度一般会計予算における物価高騰対策について伺います。２点目は、市長の施政方針に、高い水準にある行政サービスをサステナブルに提供できる基盤強化ということが書かれてありました。これは特に財政の問題、それから職員の方の問題、このことについて問いたいと思います。

まず１点目の物価高騰対策についてでありますけれども、これは施政方針の中にも冒頭に、やはり現下の市民生活にとって一番喫緊の課題となっている物価高騰対策について葛城市の取組が書かれておりますが、これは国の物価高騰対応地方臨時交付金を使ってクーポン券を発券するとかいうことであるとか、あるいは給食費の無償化、これも小学校などは国の交付金等で使われるわけですけども、要は葛城市独自にこの令和８年度に葛城市として物価

対策として何か行っておられる事業がありましたらお願いしたいと思います。もちろん、葛城市は保育の無償化、18歳までの子どもの医療費無償化、高齢者の方々の敬老年金など、非常に物価対策等も含めて、資する、要は直接いろんな支援をやっておられるのはもう非常に重々分かっておるわけですけども、令和８年度の予算に限って独自に新たに物価対策等、葛城市として行われることがあるのであれば、それについてお聞きしたいんですが、その中で、地域産業に対する支援、そういうことが行われているのかどうか、例えば農家あるいは個人事業主の方、光熱水費の高騰で大変なことになっております。先ほどありましたふるさと納税などでも、古都華、これが人気だということでしたけれども、例えばイチゴ農家は生産者、若い方が大変増えております。だけど、これはハウスで非常に重油も炊くということがあって、こんなところにも大きな影響が出てくるわけですけれども、そうした地域の産業、これに対する物価対策を具体的に講じておられるんだったら教えていただきたいのと、それから併せて、公共工事の請負費です。これは、あるいは委託料、これは人件費等発生するところでありますけれども、この発注において価格の転嫁ができるように今年度の予算で手厚く対策取られているのかどうか、これについてお聞きしたいんです。この点については国のほうが地方財政対策などで示しておりますし、あるいはこれは全国都道府県財政課長市町村担当課長会議で自治財政局長が、改めて価格転嫁ができるように今年度の予算については各地方自治体でも対応してほしいというふうなことをおっしゃっておられます。ですから、この葛城市における公共調達において、この物価対策で価格転嫁をどのように捉えているのか、こうしたことについてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

２つ目の表題になるところですけども、高い水準にある行政サービスをサステナブルに提供できる基盤強化というところであります。これは先ほど申しましたように、この近隣市町村と比べても葛城市は大変高い給付水準の行政サービスを行っているところでありますけれども、これを持続的に行うとなれば、当然、財源の問題が発生するということになりますから、先ほど来からご質問等多々ありましたけれども、１つは税収のための取組ということなんです。税収をどう上げるか、これはふるさと納税の問題、企業版ふるさと納税の問題、質問がありました。それから、企業誘致の点についても質問がありましたので、この点についてはもう既に質問がありましたのでちょっと置いといて、私がもう一つそのサステナブルということで考えていただきたいことがあるので、そのことについてお伺いしますが、要は出ていくほうをいかに抑えるか、行財政改革の問題であります。実は、私、委員会で質問した行政改革推進委員会、予算計上されている、委員も選定されている、でも今年度開催の計画は今のところないというご答弁でした。しかし、この財政は市民の要望がたくさんあります。議員もたくさん要望を持ってます。どんどん予算を付けるだけではなくて、あるいはそのための新たな財源を獲得するだけではなくて、やはり最小経費で最大効果を発揮することを求められている、地方自治法でも求めてるわけですから、この最小経費に抑えていくための取組、行財政改革、これについてどのようなことを行われようとしておられるのかというのをお聞きしたいと思います。併せて、その行政を担う職員の問題、これも委員会で中途退職の問題が出てまいりました。この処遇改善、葛城市は職員の方のラスパイレス指数も低

いですし、それから会計年度任用職員の方の３年で公募を再度するという３年ルール、この撤廃は総務省が言うてるわけですから、葛城市では令和８年度撤廃されて、やはり職員の処遇改善、職員がやっぱり元気で働くことが安定的な行政サービスにつながっていくと考えますので、この点についてお聞きします。

藤井本委員長　高垣部長。

高垣企画部長　１つ目の物価高騰下にある市民の生活を支える施策の独自施策の部分なんですけども、先ほど谷原委員おっしゃいました令和７年度の事業ではクーポン券１人当たり１万円と給食費の無償化の財源充当というところに充てておるところです。ご質問の令和８年度での施策につきましては、今後新たに国からの臨時交付金の予算規模、事業などが新たに示されて、状況が分かればまたしっかり分析して検討していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　植田部長。

植田産業観光部長　産業観光部の植田でございます。よろしくお願いします。

農業分野ということでお答えさせていただきたいと思います。農業分野におけます物価高騰対策につきましては、具体的な施策について令和８年度予算に反映できてはおりませんが、令和９年度には国におきまして農業関係の大きな制度改正が行われる予定であることから、それに合わせて葛城市の農業施策につきましてもしっかり研究してまいりたいと考えております。やはり葛城市単独予算で数多くの農業者を支援していくには限りがございますので、国の予算を最大限活用しながらやっていきたいと思います。今後しっかり国の動向をつかんでまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長　林本部長。

林本総務部長　総務部の林本です。よろしくお願いいたします。

今、谷原委員のご質問の公共工事の発注などにおいて、請負事業者の方々にどのような支援策、これを令和８年度に限ってどういう予算を組んでおるかというご質問でございますけども、令和８年度に限ってというところでは、具体的にはそういった予算の措置はしておりません。ただし、葛城市では、まず発注時におきまして工事単価でございますけれども、予算編成をしたときから大分タイムラグというのもありますので、奈良県から最新の単価情報を入手して、入札不落などにならないように努めております。また、公共工事の請負契約書の中には、予期せぬ物価の変動によって請負代金が不適当となった場合に、契約金額の変更ということで増額を請求できるスライド条項が設けられております。これによりまして、仮に契約締結時において急激な物価上昇などがあっても、残りの工事完了までに必要な金額が不適当となった場合に協議をすることとなっております。

以上です。

藤井本委員長　林本部長。

林本総務部長　続きまして、２点目のご質問の中で、まず財政基盤強化のためにどのような施策を予算において計上しておるかということのご質問に対してお答えをさせていただきます。まず

市長の施政方針にあります葛城市が次なるステージへのステップを踏み出すこととは、民間の力を最大限に活用することでございまして、将来にわたって市民の皆様に高い行政サービスをサステナブル、いわゆる持続可能に提供できるための財源確保につなげていくという考えでございます。そのためには様々なシーンで葛城市を選んでいただけるよう、その牽引役となる施策としまして、観光施策はもちろんのこと、事業としましては芝桜まつりもその１つですし、（仮称）當麻複合施設周辺エリア整備なども主なものとして挙げられると考えております。

以上です。

藤井本委員長　高垣部長。

高垣企画部長　収入を増やすだけでなく、最小経費で最大限の効果を上げる行財政改革の部分の見解を私のほうからお答えさせていただきます。葛城市の行財政改革を進める体制面のほうなんですけども、考え方としまして、新たな部署をつくるより葛城市の規模からは１つの部署に集約して実施する体制ではなく、企画部、総務部、財務部など各部の専門的な職員がいかに連携してチームで進めていくことも１つの方法であるというふうに考えております。具体例としまして、まず企画部で毎年組織の見直しや業務改善などの検討を行いつつ、毎年報告させていただいておるところですが、令和７年度中には生成ＡＩの導入など最新の技術の導入をはじめ、様々な業務改善にも取り組んでおるところでございます。社会情勢においた組織形態などを見直すなど、継続して実施していきたいと考えております。また、職員の処遇の改善の問題につきましても、現在、ラスパイレス指数の改善など、人事課のほうで検討を進めさせていただいておるところでございます。他市の状況も分析しながら進めていきたいと考えております。

３年ルールは一般質問のときでしたかにもおっしゃいましたが、それにでも他市の状況をあのときも説明させていただいたと思うんですけれども、総務省のあの通知というか問答集にありましたように、これも他市の状況を踏まえながら今後検討していきたいということで進めております。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　一般会計予算における物価高騰対策ということでありますけれども、葛城市独自では今のところは令和８年度はないと。物価高騰対策の臨時交付金の交付を見ながらやるということであろうと思いますが、その範囲だけでなくて、やはり葛城市が単独で上乗せでやるべきだと私は思います。その理由の１つは、先ほど杉本委員からもありました地方消費税、これがすごく伸びていると。これ、地方に下りてきているんですよね。これ何かいうたら、企業活動、あるいは消費活動の中で、地域の法人、住民がそれだけの税を納めているわけですよ。それを還元しようじゃないかということなんですね。だから、国のその交付金の範囲でやるんではなくて、やっぱりもっと細かいところ、単費でもやっていただきたいということをぜひ検討してください。今、検討するということですので、今後、令和８年度補正予算等でぜひそういうふうに上乗せをやっていただく。ほかの自治体でありますよ、上乗せしてい

るところは。葛城市も上乗せしてくださいということなんですね。それから、公共工事の請負費についてはスライド条項等も入れて物価対応については対応していただけるということですのでよろしくお願いいたします。工期の問題を、私、委員会でも申し上げました。物が入ってこないというのが今、大変なことになっておりますので、工期の問題も含めてよろしくお願いしたいと思います。

それから、２点目のサステナブルに提供できる基盤強化ということですけれども、税収増加のための事業の取組というのが、民間活力で観光でそのために當麻複合化とちょっとずれたのかなかと思うんですけれども、これについては委員会の中でも企業の誘致とか、ふるさと納税の増収の取組とかお聞かせいただいた、それはそれでいいんですけれども、税収増加というのはなかなか難しいことだろうと思います。先ほどあった観光でどれだけ税収伸びてますか。お金がどんどん出ていっているだけじゃないですか。だから、こんなん費用対効果でよく見えないですよ、観光なんかね。だから、そうではなくて、もっとはっきりとしたものがあるとすれば企業誘致とかいうことだろうと思うんですけれども、行財政改革をしっかりやってほしいというふうに思ってます。これは、今おっしゃいましたけど、各担当する課が連携してそれぞれの課でそれぞれ取組を進めていくということでありましたが、なぜじゃあ行政改革委員会があるんですか。なぜあるんですか。今の答弁だと、もう全然これを動かそういう気がないなというふうに思いました。私、これなぜ言うかというと、監査報告ご覧になってますか。随時監査等含めて、毎年同じことが上がってるんですよ。何か言うたら補助金ですわ。補助金が適正にやっぱり執行されてないと、繰越金がたくさんある団体にも補助金出してたり、あるいは実績報告がちゃんと出てないのに補助金出してるという指摘を毎年のようにされてます。これ１つ取っても行財政改革じゃないですか。これ、全ての課にわたりますよ。これでも大分減りますよ、ちゃんとやれば。ほかの市町村ではやってきてるところもあるんですよ。ガイドラインをしっかりつくって整理していく、例えばこんなんでも、やっぱり市民目線がないと、あるいは第三者の目がないとなかなか進まないから、行政改革委員会というのがあるんじゃないですか。これちょっと動かしてほしいというふうに私は思います。また、制度の面で言うと、例えば公園事業です。公園事業を何課にわたってやってるんですか、このいろんな課がね。我々、議員だって担当課が違うと、でも市民にとっては同じ公園なんですね。だからやっぱりこれを効率的にやっていくということで制度改革をやっていく。担当課だけではなかなかできないことですから、葛城市全体の組織状況を見て、ちゃんと大局からそうしたことが言えるようにするために行政改革委員会を利用する、そこへ提言もしていただく、こんなことが要ると思うんですね。また、備品の整理です。これ私、過去、一般質問で取り上げました。教育委員会部局はちゃんとやっておられますよ。葛城市で買った備品管理台帳も作って点検もする、今この庁舎内やったら、誰か持ち出しても分からないじゃないですか、備品管理。これどうするんですか、こんな管理の状態。こんなんもちゃんと行政改革で計画的に目的意識持ってやっていただきたいんですね。やっぱり市民の税金ですから、やっぱりきちっと使いましょう、大事に使いましょう、そういうふうなことから考えて、こういうことをもうちょっとしっかりと取り組んでいただきたいと、それが

私は高い水準にある行政サービスだと思ってるんですよ。やっぱり市政にふさわしい、そういう市政の行政水準に上げていく、こういうことが私は求められていると思いますので、どうかよろしくお願いします。職員の処遇についても、これ監査委員の方、毎年出されてました。職員の長時間労働、その他、監査委員が毎年報告を出されてるのに改善しないということは、ちょっとよくないと思いますよ。これについても、会計年度任用職員の３年ルールの撤廃、ほかの市町村も進んできてます、奈良県以外はね、以外のところでね。だから、これについても葛城市が率先してやっていただけたらと思います。

以上で終わります。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　よろしくお願いします。今、谷原委員おっしゃった関連でもある備品についてなんですけど、取られるというのもあるやろうけど、どことは言わないんですけど、これ誰のというのもあるんですよ。何でここへ置いてんのみたいな、これ１回洗い出したほうがいいと思いますよ、これは。これ、僕の意見として、総括質疑に入らせてもらいます。

今、谷原委員から出ましたけど、ずっと監査委員が報告、意見書とか出されてるわけです。これ、日々ね。これ一生懸命やっていただいて、こうやって意見書というのが出てきて、多分行政のほうにも細かく指摘等々あると思うんですけども、令和６年度の監査委員報告が、意見書がもう今、最新やと思うんですけども、どんな意見があってこの本予算にどう反映しているのか、どう改善していってるのか、これが多分全体的に見ていただいている意見書なのかなと僕は思ってるんですけども、どういった意見があって、ちょっと今、谷原委員のほうからちらっと出ましたけども、どう対応したのか、この本予算に。そして、意見書に書かれてますけど、対応できてないものもあると思うんです。今、谷原委員がおっしゃったやつもあります。それを、１回明確に教えていただきたいです。

藤井本委員長　林本総務部長。

林本総務部長　総務部の林本です。よろしくお願いをいたします。

まず今、杉本委員のご質問でございますけれども、監査につきましては、年度ごとの監査計画に基づきまして毎月の例月出納検査、それと８月に実施されます決算審査、それと２月頃に大体実施されます定期監査というのがございます。このうち委員のご質問の監査報告というのは、恐らくその定期監査のことになると考えております。この定期監査につきましては、今、委員もおっしゃっていただきましたように、市政全般の事務事業の執行が適正に行われているかに主眼を置きまして、内部統制も含めて監査を実施していただいているもので、今、令和８年度予算へ反映されるのは、確かにおっしゃるように、監査の実施時期と予算編成に反映するタイミングから、令和６年度の定期監査報告が対象となります。最新のものというのは、もう令和７年度は監査終わっておりますので、令和７年度も提出させていただいているかとは思います。ただ、この報告をまず受けまして、各部局ともご指摘、ご意見いただいた点について、内容的にまず予算措置がなくとも対応できるもの、これはもう事務改善であったりとかいろんな多岐にわたるんですけれども、いろいろ組織内でみんなで検討して、こういったところを改善していこうというもの、これは予算がなくても対応できるものとい

うことになります。また、既に予算措置が行われておって、その変更などを加えて対応するもの、予算はあるけれども、ちょっと足らなかったのでこれをちょっと追加していこうとか、よりよく知るために予算を増減させるという方法になるかと思います。そして、予算措置を、これはもう新たにこれはもうやらないといけないねということで新たに行って対応するものということで分類して、それぞれが検討をしております。全部局でそういった全組織挙げてさせていただいておる中で、具体的にまず令和８年度で予算反映したのは、企画部のほうで芝桜まつり、こちらですごくにぎわいがあっていいよという意見の半面、やはり交通渋滞の問題がありましたので、今回も交通渋滞の対策費ということで予算措置をしているとか、また尺土駅前につきましては、やはりいろんな懸案事項があるねと、ただこちらも前へ向いて進めてくださいよということで、今年度においては建物補償の進展のための予算を計上しているというような、具体的にはそういったところが予算への反映措置ということになるかと考えております。あと、指摘いただいてます職員の時間外問題、時間外労働の多い問題であるとか、こちらあと備品の問題というのは、これはもう当然、真摯に受け止めながら、全庁挙げて、やはりどういった方法が一番いいのかというところ、また時間外につきましてはやはりいろんな事務効率化ということも踏まえて、ＤＸも踏まえてやっていかないといけないという部分もございますので、そういったところも日々検討はさせていただいております。今後そういった形で改善に向けて努力していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　もうここでやいのやいの言うてもしゃあない、もう細かくは聞かないですけども、この監査委員の出てる意見書というのは、何回も谷原委員がずっとおっしゃってることと同じ内容のもんがあったりするわけじゃないですか。その面に関しては真摯にほんまに受け止めていただきたい。これずっと一生懸命やっていただいてるんです、これ監査委員。それをやっぱり次の予算なりに反映さす、だってそのためにあるんですから、ただ意見聞いてオーケーというわけじゃないんで、ここに書いてあることをもうちょっと重きに、言うたら僕ら以上の意見やと僕は思ってるんです。そのためにやっていただいてるんで、これはもう僕、予算決算入ったら絶対に僕これ聞きますから、これだけちゃんと、やっぱりもうちょっと次から明確に、ここはできません、でけへん理由もあるからね、それは。それは分かるんですけど、やっぱりそこが直してくださいよといとう意見書なんで、それはもうちょっと真摯に受け止めて、一生懸命やっていただいてるんで、ここは細かくは聞かないんでもうお願いベースで言っときますけど、ただこうやって一生懸命やっていただいた監査委員、監査委員室はないんですよね、葛城市は。この辺に関しては新たにできないんですか。これ、ほかの市町村は結構ちゃんとあるんですよね。その辺に関してはどうお考えですか。

藤井本委員長　東副市長。

東　副市長　東でございます。ただいまの杉本委員のご質問にお答えをしたいと思います。

監査委員事務室というのは、過去からご指摘といいますか、ないよというのはうちの内部でも懸案事項になっているところで検討はしておるところでございます。いかんせん、この

２町合併により、この新庄庁舎のほうを使わせていただいておるところが現状でありまして、その部屋数とかいった部分でどうしてもその監査委員事務局の部屋がつくれないというのは否めないところかなと思いますけれども、今後またＡＩとＤＸを導入する中で、どんだけ行政がスリムになるのかという部分においては、今後その可能性を秘めてるのかなというふうに思うわけでございまして、もうしばらく時間いただけたらなと思います。

以上でございます。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　土地広げろみたいな話になってくるから、ちょっとあんまり無理は言えないんですけども、その辺は頭に入れていただいているということで安心しました。再三言いますけども、やっぱりこの監査委員の報告というのが、やっぱりほかの自治体でもちょっといろいろ僕調べたら、それを優先的に予算を組まはる自治体もあるんですよね、この意見書に従って。そうやって例えば行財政改革しなさいよ、あそこ見直しなさいと、まずそこを見にいくという自治体もあるみたいな、あるみたいというかあるんです。それで聞けるもの聞けへんものがあると思うんですけども、ずっと載ってるとか、これいかんと思うんです、やっぱり。誰か１人の人間がずっと言ってるのとちょっと意味が違うんで、やっぱりそこはなぜできないのかというのをしっかりと明確にしてもらわんとやってもらってる意味がないんで、これもお金かかってる問題なんで、ちょっとこれを一緒にじゃないですけど、毎回言ってますけど、これを機に、改めて書いてあること、議員からも言ったらええと思うんです。書いてあるやんというのをしっかりと反映させて、次の予算、令和８年度しっかりとやっていただいたらなと思いますんで、希望ですけども、しっかりやっていただきたい。

以上です。

藤井本委員長　ほかに。

吉村副委員長。

吉村副委員長　私からは１点お伺いをいたします。質問表、総括質疑の質問表には、高齢者施策についてというふうに書いてたりしたんですけど、それがちょっとまだ私の表現が十分でありませんでしたんで、質問の意図は高齢者施策、これ一例に取って、そういった施策の進め方について市長にお伺いをしたいと思います。

先週の３月18日水曜日、予算委員会で敬老年金の見直しについての議論がございました。私、ご高齢の市民の皆さんからいろいろお声をいただいている中で、敬老年金については非常に楽しみにしておられる、続けてほしいというふうなお声を本当に多くいただいているところではあります。ほとんどそれは継続を望む声をいただいてはおります。一方、ご高齢の方から別の声もいただいてまして、ご高齢ゆえに、例えば自動車、免許返納の交通手段の確保とか、それからあとごみ収集方式については現在、ステーション方式が原則だというふうなことがございました。これは私の12月議会の一般質問でもそのようなご返答がありましたけれども、個別収集の対象を増やしてほしい、エリアを増やしてほしいという声と、切実な声も伺っております。やっぱり公共交通につきましては、先ほども議論ありましたけれども、どうしても今までの公共交通のそういったものの維持というものじゃなしに、市民の声から

聞こえてくるのは新しいニーズですね。やはり今までのバス停の数とかそういうふうなんでは自分たちがどうも立ち行かなくなったので、それに応えてほしいという声であるとか、あるいはごみ収集でもそうです。今まではごみステーションまで普通に持っていけたのが、やはりご高齢、年を重ねられる中で大変厳しくなっているというふうな声でございます。そこで、そうなってくると、市の予算というのが限られている中で、敬老年金というのは単費でやっているものでありますから、高齢者の市民の皆さんの声に応える、今のような例えば交通施策、ごみ収集のそれに応えるために、例えば一部、敬老年金の相当額を充てるというのも１つの策、考え方としては１つの策ではないかなというふうに思うんですけれども、これを実際に実行しようとすると、賛否両論、大変なことになるというか、いろんな声が上がってくるなというふうに思うわけでございます。

さて、阿古市長、市長に就任以来、市民第一というふうなことをおっしゃってまして、令和元年の６月議会で葛城市住民投票条例の制定を、その一環であろうと思いますが、提案をされました。結果、市議会では否決をされました。否決をされたときによく言われていた声が、市長、行政側も、私ども議会の議員も、選挙で民意を負託されてるんだというふうなことがあって、だからここで議論をするのであるというふうなことで、それはそれでなるほどなという意見でありますけれども、もちろんその中で行政としてはどんどん判断をしてやっておられる、それに対して議会としても対応していくというふうなことでありますけれども、住民投票とまでは行かなくても、このような賛否が大変分かれるというような、あるいは大きく変化をしなきゃいけないというような議論の中では、やっぱり数字等を市民の方に、例えば今、いわゆる敬老年金はこれだけお金が実際今かかってますと、例えばごみステーションを個別方式にしようとしたらこれだけお金があればできますとか、そういうふうなんを示して市民の声を聞いていただくと、そしてそれを何らかの形で集計をしていただいて、最終的にはこれは行政の判断となると思いますので、判断の１つにしていただくというのも１つじゃないかというふうなことを私、提言をするのでありますけれども、これについて市長のお考えをお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長　お答えください。

阿古市長。

阿古市長　どうもありがとうございます。あんまり幅広くて、何答えたらええのかなと思って聞いてたんですけども、まず部分的な部分と多分大きな部分と２つあったのかなと思ってるんですけども、敬老年金の話は予算委員会の席でもお話しさせていただきましたので、多分繰り返しになると思いますので簡単に申し上げますと、これ、ご意見いろいろ分かれると思います。ですので、それを市民の皆さん方に問うのかということになっても、多分同じやろうなと思います。ですので、それは行政内部の中で整理していくべき話なのかなと最終的には思っております。敬老年金の考え方なんですけども、当初あった制度からは若干年齢を遅れさすことによって、また金額を下げることによって変遷をたどってきたわけなんですけども、委員皆様方がご心配されるのは、もう近い将来１億円を超えますよというお話を必ずされます。ただ、考えていただきたいのは、例えば今から20年前、葛城市が誕生したときの一般財政

の規模です。その当時の規模が多分130億円、140億円程度やったと思います。今現在、200億円までに達してますので、それを考えますと、規模的なもんから言えば1.4倍にはなってもおかしくはないのかなという考えを持っております。

それと、本来持ってた制度のその意味が、その時代によっていろんな変化を起しております。今現在のその皆さん方にお配りする意味というのは、ある種、安否確認であったり人と人のつながりであったり、そういうソフト事業に関しての考え方のウエートが強くなってきたのかなという思いがありますので、今現在継続しているというのは、まさにその部分が大きいと判断しているところでございます。行政は、全ての世代についてある種公平性、税というのはいただくときもそうなんですけれども、使うときも公平性を非常に重視します。ですので、世代間バランスも考えながらの話になってくるのかなと思います。そういう意味におきまして、敬老年金はしばらくの間、まだ当分続けさせていただきたいと。それで、行政的な判断としては、１番はやはりその中で財政的に耐えられるのか耐えられないのかというのが一番最終的な判断になると思います。ですので、もしその時期が来るとすれば、それは議員の皆様方に予算という形でご提案させていただいて、そして最終的に判断をいただくことになるのだと思いますけども、今のところは物価対策等もあります。いろんな社会状況が、非常に国民の、市民の皆さん方の生活にとっては厳しい状況も更に予想されますので、できましたらできるだけ一旦上げたサービス水準というのは維持していきたいなと。

ごみの収集もそうなんですけども、それとあとは、ごみの収集おっしゃいましたので、面として対応する場合と行政の場合は個別として対応する場合があります。全体の制度として対応するというのは非常に広範囲に広がる部分なんですけども、ごみの収集におきましては個別対応にさせていただきたいなと、その１つの事例がふれあい収集であります。そのふれあい収集、まず１度、ご不便な方がおられましたら、行政窓口のほうにご相談においでいただきたいなと思います。今現在の条件に合う場合と合わない場合とありますけども、本当に苦しい状態、大変な状態を最後に支えるのは行政でございますので、ですので相談していただきまして、それがここには書いてないけども、それが範囲内になるのかならないのかという判断を行政の担当部局のほうが判断をして、こちらのほうに上げてくるというのが一番早い判断の仕方かなと思っておりますので、対応としましてはごみの収集については個別対応、ご相談をいただけたらなと思います。かなり対応できる場面が増えてくるのかなとは思っておりますので。

あと何でしたっけ。

吉村副委員長　公共交通で、要は市民に諮って……。

阿古市長　これも多分、というのはいろいろあるんですよ。それでもう１番が、最終的にあるのはコストなんですよ。そやから、もう市民の皆さんが要望のそのまま全て満たすということは、やろうと思うたらできるんですよ、本当のことを言うと。ただ、お金が幾らかかりますかというだけの話なんですよ。そやから便を増やしてください、バス停を増やしてくださいということであれば、それなりのコストをかければ可能は可能ですけども、それが全体の市の財政の中で市民全体として認められるのか認められないのかという話になってくると思います。

その中での今、バランスを今現在のところで取っているところなんですけども、それはいろんな声を聞きながら進めさせていただきたいなと思います。それを、住民投票条例というのは、あの当時、私がたしか提案したんやったと思いますけども、もっと大きな問題、市の将来を決めるような大きな問題においては、やはり住民全体の皆さん方のご意見を尊重すべきであるということなんですけども、個々の部分的な対応について、それを取るのか取らないのがいいのかということになれば、なかなか難しい場面があるのかなと思います。例えば、ご利用される方だけに取るということは可能です。それが１つ、今やらせていただいてました学童保育の長期休暇中の配食の問題でありましたりですとか、ですので対象が絞られる場合はその絞られた範囲内で取るということはあるんですけども、個々の政策でそれをそこまで広げるということではなくて、やはり議員の皆様方のご意見を尊重しながら、行政としては予算編成をしていくのが普通的なやり方なのかなという理解をしております。

大体以上でしたか。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　２つ今、大きな大事なことをおっしゃいましたので、市長の考えが分かりました。

１つ、先ほど敬老年金につきましては、今、市長おっしゃいましたように、インフレがどんどん進んでいる中で、実質的にはもらえる金額は同じやけども目減りしているというふうなこと、なるほど確かにそのとおりだと思います。あるいは、安否確認とかつながりとかそういったことに、その敬老年金、お金だけじゃないよという意味があるということ、これもおっしゃるとおりだと思います。これはそういう意味で、そういうことも踏まえて、今後、敬老年金の議論をする場合は必要であろうかなというふうに思います。

先ほど、ごみ収集のことにつきましては、ふれあい収集の要件について、この一定の要件があってそうでないものははじかれてしまうと、市民の方がふれあい収集をお願いしたいんだけどもと言ったけれどもちょっとはじかれてしまったというふうなことで、私もそういう話は聞いたことがあるんですが、今、市長のご答弁によれば、いやその数字だけじゃないよと、本当に困っているものであれば対応も考えますよというふうなことでありましたので、これは非常に大事なことを聞かせていただけたかなというふうに思っております。もう杓子定規に要件だけ当てはめるんじゃなくて、本当にお困りというふうなことでありましたら、それに対する対応をお願いをしたいなと思います。

それからあと、葛城市住民投票条例の件についてなんですが、今、市長もおっしゃったみたいに、結局、敬老年金というのは、その受けておられる方というのは特定の年齢の高齢者の85歳以上の方だけになりますので、やっぱりその全体に聞くというのはちょっと違うのかなという考え方も理解するものでありますが、そういった中で、例えばご高齢者がいらっしゃいまして、そのご高齢者の中で、例えば今、これはあくまでも一例で言ってるだけなんですけど、敬老年金のことと、それからごみの問題と、それから公共交通が、これどれか取らなきゃいけませんよという、これはあくまでも一例ですが、そういうときはやはり市民の声をしっかり聞いていただくということが大事かなと。これにつきましても、先ほどこれについては利用される方だけ民意を取るということがこれはできるんだというふうなことを市

長はおっしゃいましたので、これも非常に今質問してよかったなというふうに思っているところであります。丁寧にこういった、これからも今、財源の問題で、特に今すぐというふうなことが、これ今、一例で出したものについてはなかったわけですけれども、今後、こういったことにどうしても市民の間で賛否がすごく分かれるというふうなことにつきましては、丁寧に市民の声を聞くという手続をやっぱり取っていただきますようにお願いをしまして、これあくまでも今回提言みたいな質問だったんですが、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　今の誤解を招いたらあかんので、ふれあい収集ですけど、今、阿古市長の話の中で、ぜひご相談をくださいとこういうことであって、今回のこの予算特別委員会の中では、ちゃんとした基準があってそれに当てはまらない人はできないねという予算委員会の中の話であったと思います。ここらはもう一度きちっとしとかないと誤解を招いたら駄目なので、ふれあい収集、ご期待に沿えない場合もあるというのが予算特別委員会の中であったので、ここと、ぜひ相談してくださいと、これは当然のことやと思うんですけど、ここもう少しきちっと押さえといてください。

中井部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部、中井でございます。お願いいたします。

ごみ収集につきましてはふれあい収集が話題になってますけれども、本当にそのお方が何でお困りなのかということにつきましては、その決められた基準以外のところにもあろうかと思いますので、お困りのときには窓口に来ていただくなり、何かどなたかを通してでもご相談いただいたら、ふれあい収集ばっかりでないところにおいてもお助けできるところがあるのではないかという意味がありまして、基準で全てふれあい収集だけではないよというようなお答えをさせてもらっているかと思いますので、今後もお困りがあれば、その方が何でお困りなのか、助けることができるものがほかに手段があるのではないかとか、そういうご相談もさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　余計に私自身の頭の中がややこしいなったんだけど、ふれあい収集というものがあって、それ以外にも検討する余地があるというふうに聞こえるんやね、今のやったらね。それがあるんやったら、私はそれでいいと思うんだけど、ここもきちっといきましょう。

中井部長。

中井保健福祉部長　介護保険の世界であったり高齢者の施策になると思います。ふれあい収集ばかりではなく、もちろん地域でボランティアもいろいろと動いていただいている部分もございますので、そこで助けができるんであれば、そんな助けもご紹介したり、ご家族で何かができるんであれば、ご家族でできる助けを紹介したりすることもできますので、ふれあい収集ばかりではない施策もありますよということでございます。

藤井本委員長　ふれあい収集以外にも、ふれあい収集はふれあい収集としてあるけども、それに該当しない方も、地域の方を含めてあるということ、ご相談してください、阿古市長それでいいと思いますよ。

阿古市長。

阿古市長　ちょっと整理させてください。私の認識というのは、ある種、基準は設けてるんですよ。

ただ、この基準でびしっと線を引っ張ってしまうと、非常に違う部分で本当に困ってる方がおられますんで、ですから、その幅というのは行政内部では必ず持つようにしてるつもりなんです。例えば、それが条例の中の１つの項目で検討の余地がある場合については市長の判断でですとか、いろんな条件を付けた中での対応というのはしておりますので、ですから、本当に困ってる状況について、さっき部長が言ったのが本筋で、いやその基準に満たない場合でもいろんなサービスの中でそれを解決するというやり方も取るんですけども、それがもしできない場合についても、その基準の中で若干ずれのその幅というのは持たせられるのかなというのが私の考え方なんです。ですから、まず１度本当にお困りの方は窓口に来ていただいて相談していただくのがまず第一歩なのかなと。そして、じゃあ行政として何、どこまでできるのかなというところを一人一人もうこれは個別の案件でございますので、個別に詰めていくのが行政サービスの在り方かなという思いを持っております。

以上でございます。

藤井本委員長　じゃあ、今の言葉を大事にしてこれからご議論ください。

ほかに。

梨本委員。

梨本委員　私からは、昨年の10月６日に、葛城市議会から阿古和彦市長宛に市民からの要望について提出させていただいておりますので、そのことについてお伺いしたいと思います。ちょっと分かりやすく説明させていただきますと、これは文書による要望案ということで、葛議第396号、令和７年10月６日に当時の葛城市議会議長、奥本議長、そして葛城市議会議員一同ということで、市民からの要望についてという表題を付けて提出しております。中身を抜粋して読ませていただきますと、「葛城市議会は、令和７年７月21日に市民懇談会を開催いたしました。主題を『住みよい葛城市にするために』として、具体的にどのような点に「住みよい」と感じているのか、現在の状況をお聞かせいただくとともに、未来に向けて「葛城市を住みよくするため」の提案もいただきました」。ちょっと飛ばします。そして後段で、「理事者側においては、決算を終え令和８年度予算に取り掛かる時期となりますことから、少しでも次年度予算で対応されることを期待して、取り急ぎ市民からいただいた意見や要望（未来について　住みよい葛城市にするための提案）についてお知らせいたします。つきましては、市民懇談会でいただいた貴重な市民の皆様のお声を、できる限り反映（是正）していただきますよう、よろしくお願いいたします」と、こういう表題を付けて、中身については現状の状況についてから、そして具体的な提案として未来についてということで、22の提案をさせていただいております。そして最後に、以上、今回開催しました市民懇談会の内容をお伝えいたしますので、令和８年度予算でできる限りご配慮お願いいたしますということで出したものでございます。これについて、どのように受け止めていただいて、どうこの令和８年度予算で反映していただいたのか、是正していただいたのかについてお聞かせいただきます。

藤井本委員長　高垣企画部長。

高垣企画部長　令和７年の７月に葛城市議会で行われました市民懇談会で出されました市民からの

要望につきまして、令和８年度で予算化された主なものにつきまして取りまとめさせていただきましたので、私のほうからお答えさせていただきます。予算規模の大きなものといたしましては、（仮称）當麻複合施設周辺エリアにおけるにぎわいの創出に関するご要望に対しまして、全体計画では令和９年の春に複合施設がオープンし、その後、令和10年春頃に市民生活協同組合ならコープがスーパーマーケットを開業する予定となっており、複数年度にまたがっております。次に、尺土駅前周辺整備事業については早期完成に努めるべく、令和８年度には暫定形の駅前ロータリーの整備を行い、危険箇所の解消と駅利用者の利便性の向上に向け取り組んでおります。また、道路維持交通安全対策につきましても所要の予算を計上しております。次に耕作放棄地対策についてですが、令和８年度に専従職員を配置することで、今までの耕作放棄地の対策からより踏み込んで進めていくことで新たな活路を見いだしてまいります。また、ゆず栽培を耕作放棄地解消の手段にしたいと考えており、これらを予算計上させていただいております。次に水道事業につきましては、令和７年度に水道ビジョンを策定、令和８年度には経営戦略策定に必要な予算を計上しております。次に子育て支援といたしまして、こども・若者サポートセンターが中心となって健康増進課の母子保健、児童福祉、学校教育と連携することにより、これら全体で妊娠期から切れ目のない支援体制を構築、それぞれの分野での様々な事業の予算を計上しております。また、こども食堂補助金については、新規事業として令和８年度に予算計上しております。次に、高齢者支援といたしまして、葛城市生活支援体制整備事業の一環として地域のお宝ハンドブックを制作し、ＩＴ支援としてはいきいきセンターではスマホ教室の予算も計上しております。また、高齢者の移動支援の部分につきましては、公共交通、病院や通院、買物の移動手段の確保など、現在の運行形態を見直す利便性の向上を目的に葛城市公共交通計画を見直す予算を計上しております。次に、教育分野でございます。特に予算化は行っておりませんが、子どもたちに郷土への興味、関心を持ってもらい、愛着と誇りを育てる取組といたしましては、小学生には私たちの葛城市、中学生には郷土葛城を訪ねるという郷土に関する副読本を教育委員会独自で作成し、小・中学校の総合的な事業などで活用しているところでございます。また、令和６年度より市内の全小・中学校に出向きまして、歴史博物館の学芸員が出前授業という形で授業を行っておるところです。最後になりますが、各担当部に確認したところ、単純に予算化を行い経費をかけるという考えではなく、職員が自ら実施するものや、民間の企業の力も借りながら、それぞれの分野で様々な取組を行っている現状を確認させていただいております。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　この今、部長のほうから説明していただいたように、中身を見ると、本当に反映していただいているなとか、これ取り組んでいただいてるんだなということもたくさん見られます。その点については非常にありがたいと思うんですけれども、これちょっと私、市長にお伺いしたいんですけれども、市長はこれを受けてどういうふうな周知といいいますか、各部署に対して指示をしていただいたのかということなんです。というのも、これ令和７年10月６日

ということは、改選前、今は改選された議員ですけれども、その以前の議員が、これも選挙前に一生懸命取りまとめていただいて市長宛に出させていただいた要望書やと思うんです。これについて、いつの時期にこれを市役所内で、例えば部長会で取り上げていただいた、その後、各部に落としていただいた、そういうことをお聞きしたいんですよ。というのが、本当に明確に市長からそういう指示が行ってるのかということに対して、ちょっと私自身、各課で聞く限りは、これ届いてないんじゃないかなと、声が。どの辺りまでその声がちゃんと反映されるように指示していただいたのか、その指示の在り方も含めて市長のほうからお聞かせいただけますでしょうか。

藤井本委員長　高垣部長。

高垣企画部長　私のほうから、収受の形は、まずこの公文書という形で議長からの文書を収受いたしまして、市長決裁という形でまず決裁いただいております。その後、いつというのですけども、予算時期にちょっと遅れてしまってるんですけども、こういう形で来てますという予算に反映する形ではお伝えさせていただいてるんで、正確にこの文書を回してるかというと、できておらないというところです。

担当課からは以上です。

藤井本委員長　指示の在り方ということを尋ねてはるんで、予算編成のちょっと遅くなったけどもとあったけども、予算折衝しているときに話をしたとか、その部長会で話をしたとか、もう少し具体的に。

阿古市長。

阿古市長　要望書が上がってきますと、例えば党を代表されて上げられる方もおられますし、いろんな要望書が上がってきます。その場合は、公文書扱いに全ていたします。ですので、公文書の扱いですので、下のほうからずっと印鑑を押してきて、最終私の部分に持ってきて決裁を終わらすという形です。そして、いろんな要望書をいただいたら、担当部署のほうにその要望の箇所についてお知らせするというやり方を取っております。ですので、通常のやり方ですとその流れに沿ったもので処理をしていると認識をしておるところでございます。この要望書につきましては、おっしゃるとおりいろんな要望が入ってきます。これが果たしてできるのかできないのかということも含めて、市民の皆さん方一人一人意見がやっぱり変わってきますので、ですから例えばあることについてはイエスという意見もあればノーという意見もあったり、いろんな場合があります。それを最終的に行政内部として調整をするという作業に変わるわけでございます。今回いただいております、これは市民懇談会を議会の中で開いていただいた、そのときの内容をまとめていただいた要望であるという認識でございます。ですので、この要望について、これはやれそうですね、やれません、ちょっと考え方も整理しないといけませんねと、いろいろ多分入ってきてたと思うんですけども、その辺の精査は担当部署のほうで精査をして、予算編成で取り上げられるものは取り上げていくというような形になっております。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　市長おっしゃるように、しっかりと各部に落としていただいて、各担当部署に落としていただいてたらいいと思うんです。ただ、今回は１つの要望ではなくて、葛城市議会としてこれ提出してますんで、非常に重いものやと私は認識するんです。ですので、これについて今回、先ほど部長のほうからちょっと時期が遅れた部分もあるようなそういった答弁もいただきましたけれども、やはり迅速に各部署に、特に予算査定の時期ですので、指示をいただきまして、必要であれば市長のほうから中身の確認から、部長に対する指示であるとか、それから部長会で共有していただくとか、そういうことがないとなかなか本当にこういったものを努力してつくったところで、それがその次に進んでいかない、これはもうやはり議会と行政の関係として本当に考えていただきたいなというふうに思っております。先ほどから、谷原委員、そして杉本委員もおっしゃったような、その監査に関しては審査意見書というのは各担当課と話を監査はされますんで、それを集めて審査意見書という形で市長に提出されてると思うんで、まず各担当課に意見、監査委員の監査結果といいますか意見みたいなところ、そういったところは伝わりやすいと思うんですよ。ところが、この議会での議論を本当にやっぱり組織の中にしっかりと浸透させていただくためには、これはここの場だけで終わってしまってはいけないと思いますし、こういった要望書１つにしてもやはり非常に重要なことをさせていただいたというふうに議会のほうは判断して議長宛で出しているわけですから、しっかりと下まで浸透するようなそういった体制をつくっていただきたいということで、よろしくお願いしたいと思います。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員　最後１点だけ質問させてもらいます。総合計画についてなんです。今現在、第３次総合計画、それから総合戦略の策定が進んでおりますけども、これまで２回つくっていただいて、内容を見ると、やはり非常に総花的ないい話がずらずらと並んでおりまして、それはそれでいいんです。ほかのところも大体そんな感じなんですけども、ただやっぱり現状の葛城市のそれぞれの市民の方の生活とか、我々議員、議会が聞いているいろんな意見というのを、果たしてそれが総合計画のとおりにうまく進んでいるかというとそうじゃないところがあると、それはもう行政のサイドで確認、把握されてることだと思うんですけども、この今回の総括質疑の一番最初の梨本委員の質問の中で市長が、子どもたちがにぎやかで活気のあるまちということで、まちづくりとリンクした投資が必要というお話しされてました。施政方針の中でも、やはり市長は、葛城市の子どもたちは市の未来であり、その子どもたちの笑顔あふれる施策の推進でありますということも述べてらっしゃいます。それに対していろんな学校の周年事業に対しても予算を付けていただいてて、先だって當麻小学校の150周年の事業の中で市長がおいでになって、子どもたちが自分たちの住みたい、今後住んでいきたいまちというのを発表してるんで、そこで市長もその話を聞かれております。そういった意味で、やっぱりいろんな方が望む政策、それを１個１個実現していくのは難しいわけですけども、やはりそこを総合計画、総合戦略に対してリンクしていくというのが大事かなと思うわけなんですけども、現状やっぱりその辺の連動というところが不十分じゃないかと思えるんです

けども、今後新しい計画の中で、その辺の連動をどう進めていかれるかということが大事やと思います。併せて、総合計画、総合戦略よりも、さらにその下の実行に移せる総合戦術というところ、これは都度都度やっぱり柔軟に変更していくべき、必要かなと思うんです。そうすると、それを今、議論する場というのは、総合計画の審議会ぐらいしかないんです。審議会ももう決まった日数というのが予算立てされてて、それが終わってしまうと、それ以降の話合いの場というのはないわけなんですね。その話合いの場がないにもかかわらず、いろんな意見は議会に届いていると、それをやっぱりうまく反映していって、全て実現することは無理ですけども、それをうまく反映できるように軌道修正していく場というのが必要やと思うんですけども、その審議会の計画の話合い、若干の軌道修正をする場というのをどう考えているかも併せてお伺いしたいと思います。

藤井本委員長　高垣企画部長。

高垣企画部長　奥本委員のお述べのとおり、総合計画は市の最上位計画に位置づけられております。各種事業はもとより、市の各部署で策定しております各種計画とも連動しておるものでございます。今回策定しております総合計画の期間は、10年間という長いスパンの計画期間になるため、５年をめどに見直しを行う予定にしております。計画策定は毎年、評価審査会の委員の皆様に集まっていただきまして、計画の指標の進捗状況の報告を行うこととしており、そのときに委員からご意見をいただき、主要事業等に当たる指標の実施結果やその事業そのもののそのときの情勢に対して妥当であるのかについても検討していただき、その検討結果から見直しを行うことは可能ではあると考えております。ただし、葛城市の総合計画は市の根幹に関わる政策の柱となることから、議決案件にもなっております。大きな変更を行うことについては慎重に行うべきものであると認識しております。葛城市総合計画は、現在、作中であることを踏まえまして、今後も慎重に審議を重ねていただきながら、葛城市の10年間の計画にふさわしいものになるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　もう教科書的な答えで、それはもう私も重々承知しております。何を言いたいか言うと、そのこれまで過去２回のこの計画の見返し、それこそもうＰＤＣＡに基づいた評価というのをされてきましたけども、そこで設定されてる評価基準がこれでいいのかというのは、これもその会議の中でも指摘あったと思いますけども、それが果たして本当の大きな意味での真の総合計画、最上位計画にふさわしい評価の基準かというのがやっぱり問われてるんだと思うんです。だから、そこも見直しも必要ですけども、やっぱり今、委員に任命されている方。それぞれの分野からの専門的な知識を持ってらっしゃる方が集まってるとは言いながらも、大きな国の施策に対して説明できる方がなかなかいらっしゃらない。本当は、やっぱり国から県とか含めていろんな英知を結集した計画でないと駄目だと思うんですけど、ちょっとやっぱり偏り過ぎかなと。その評価の基準も、これを果たして評価にして、市の将来設計に向かっていくところに合致する評価なんかというところも疑わしいのも正直あります。だから、そういった意味で、やっぱり計画としてはもう10年単位で、戦略を５年で見直すというのは

分かるんですけども、今このご時世、５年の中でいろんなことが起こります。この半年だって戦争も起こってますし、何が起こるか分からない、その小回りを利かすために、戦略の更に細分化した戦術のところを話し合う期間というのをやっぱり設けるべきかなと。そこにはやっぱりもっと違う視点での意見というのが必要になってくると思うんです。そういったことを今後どう考えていくか、中にはいろんな市民の方の声も反映する必要もあるかなと。地域によっては、やはり小学校内で言うと、ある小学校ではもう非常にマンモス校で800人を超える900人に近い学校もあれば、もう全学年合わせても200人に満たない学校がある、それに合わせてやっぱりその若い方がいらっしゃらないという、非常に地域差のある問題が多いんです。それに対して耕作放棄地もそうですけども、今、地域の中でそうした将来的にどうしようかという話合いも持たれてきつつあります。子どもたちもそれ考えてます。だから、そういったことをうまく吸い上げて計画に落とし込んでいけたらなと思ってるんです。今どうしてもやっぱりある分野に特化した議員の意見であるのはいいんですけども、それが実体と乖離しているというところが問題かな、課題かなと思うんで、次の新たな計画、そこがやっぱり重要かなと思ってるんです。そこをどうされますかということなんですけども、いけますか。

藤井本委員長　もう答えるんやったらもう市長しかないですね。市長、さっきも公共交通のところで答えられたように、時代が大きく変わろうと、今、奥本委員の話もあったように変わろうとしている、その中であったら細分化してという意図やと思うんですけども、その方向性、考え方について市長の考え方を。

阿古市長。

阿古市長　行政のベースとしては、総合計画であり都市マスタープランであるという、10年スパンの計画で僕はいいと思うんです。ただ、答弁の中でほかのところでお話ししたように、経済を中心と考えると、社会というのは生き物ですから、いろんな要素によって変わります。先ほどありましたように戦争もそうですし、自然の状況もそうですし、例えば感染症の問題も、いろんな災害の問題もそうですし、経済的な問題にも波及した中でいろいろ変化をします。その変化をどのように捉えて行政の中で消化していくのかというのが課題やと思って今までからやってきてます。ですので、その部分についてじゃあどのような仕組みを取ればいいのか、仕組みを正確に取れば取るほど時間がかかるというのが現実でございますので、その辺のバランスをどんなところで置いていくのか。例えば、行政内部にそれなりの戦略室を設けるというのも１つの考え方でしょうし、外部の意見を聞くための部署を設けるというのも１つの考え方でしょうし、その辺はまたちょっと整理しながらやりたいなと思ってるんですけども、とにかくベースとしての考え方というのは今回の計画の中に織り込みたいと思ってるんですけども、生き物に対する反応の速度というのは要求されますので、その速度にどのように対応できるのかというのは問題になってくるのかなと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ありがとうございます。市長おっしゃるように、もうその経済だけじゃなくて、今昨今で

は自然災害なんかもこれの計画に関わってくるところなんですが、その都度やっぱり見直しというのはやってらっしゃるんですけども、今、非常にいい提案というか発言があったのが、行政内部でそういう戦略室を設ける、あるいは外部に対してそういった機能を求めるという、この辺こういう考え方は従来なかったところなんで、今その考えをお示しいただいたんで、ある意味、計画が非常に実現性の近いものに落とし込んでいってもらえるんじゃないかなという期待を込めて話を伺いました。ありがとうございます。もうこれで結構です。

藤井本委員長　ほかに。

杉本委員。

杉本委員　いつも出してもらってるこの予算案のポイントというカラーのやつあるじゃないですか。これはどんな立ち位置なんですかね。というのは、ホームページに載ってないですよ。ホームページに載せてないんです、これって。今、おしえて蓮花ちゃんに打ったら、「見つからないときは連絡ください」とまたまあまあナイスな答えが返ってきたんで、それはいいんですけど、これ何のためにあるんかなとふと思って、これ誰がつくって誰がゴーサイン出してるんですかね。

藤井本委員長　逆に言うと、これを市民に公開してないという部分でお答えください。

内蔵部長。

内蔵財務部長　財務部の内蔵でございます。

基本的には予算案の概要、まず予算書の参考資料といたしまして、予算案の概要を作成いたしまして、その中で特にプレスなんですけれども、報道用の資料といたしまして、その中、予算案の概要の中でも特に金額の大きいものですとか、あるいは新規、こういったものを中心にピックアップして予算案のポイントという形で作成させていただいて、主にはそのプレスのほうでも発表はしておるんですけれども、ホームページこれは今まで載せていないという状況、今後その辺は検討させていただきたいと思います。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　ほんなら、総括につなげます。これ、僕、一番最初、予算案の前に見るのが一番好きなんですよね。何が来たかな、何が来るかなと。今回、公園の遊具と空調、しびれましたよ。ただ、去年11ページか12ページぐらいあったんです。今年、あれもう終わり、みたいな。先ほど金額多い順と言ってはったんですけど、これを市長にお聞きしたいんですけど、今年度の葛城市はこれだというのが一旦これじゃないですか。広報とかに載りますけど、これが市民の皆さんに最初に案内されてへんから、何か立ち位置が分かんないんですよね。これを最初にもっと充実して、葛城市は今年全体的にはこれで行くんだというのを最初に示すべきやと思うんですよ。今年多いんか少ないんか分かんないですけど、僕が初め感じた肌感は、「え、終わり？」みたいな感じやったんですよ。ただ、これが多ければ多いほうがいいのかよう分んないですけども、これを市長は、多分最後、市長は見てはると思うんですけども、やっぱりしっかりとそこに、これ僕、一番最初に見る今年の市長の決意じゃないですけども、やることの現れかなと思って僕は見てたんですけども、ホームページにも載ってへんし、どういう立ち位置みたいな。市長にお聞きしたいんですけども、これを載せる載せへんはもう

市長はあんまり関係ないんですかね。来年から逆にしてください。関係なかったらあかんねん。それ、関係ないよじゃあかんのですよ。関係あるようにしてください、それは。そうじゃないと、予算案のポイントなんだから、ほんでこの予算案の概要に載せてもうてますけど、やっぱりこれ市民の皆さんが見ても、ばーっと載ってるだけでやっぱり分からないというか、広報に載せてくれるかもわからないですけど、まず一発目にそれが僕は市長の魂なんかなと思ったんですけども、ちょっと違うかったら話が変わってくるんですけど、市長、来年に向けてお願いします。

藤井本委員長　阿古市長。

阿古市長　作成に私、加わってないもんで。行政は非常に幅広いんですよ。ですので、何をピックアップするのかというのは難しいんかなと思うてます。そんなん全部書いたらこんな多分きっと分厚い冊子になるんやろうと思いますんで、ですので、その中で今申し上げましたように、部長が記者会見において何が興味をいただかれるのかを含めましてピックアップした中でのポイントとして挙げてきてますんで、その年によってどのラインまで載せるのかとか、そんなんは一定の基準はないし、またそんな基準ちょっとつくれないと現実には思いますんで、その辺は今度私、相談を受けるようにします。

以上です。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　何が言いたいかといったら、一番最初に僕が目にするこの次年度の葛城市のやっていただくこと、その優先順位もあるかもわからんですけど、僕の中では勝手に、もうめちゃくちゃ勝手に、市長の思いが入ったポイントなんかなと思っとったんですよ。勝手にね、それはごめんなさい、勝手にやけど、でも次からそうしてほしいです。全体像はこうだというね。私がつくりましたと言われたら、市長来年はもっとと言おうかな思うたのに、それは関係あるという体でいいですか、ほんじゃあ。その意志を酌んでるということですね。それもちょっと入っていただいて、これ僕、さっきも言ったみたいに、予算の前に見るときに、一番葛城市は次年度どうなるんだというのを、ここで僕見るんです。だから、今回少ないなとめっちゃ思っちゃったんですよね。今言わはるみたいに全部は載せれないですよ。でも、市長が、こういう思いでこれは優先的にやっていきたいということを載せていただけるんやったらもっと分かりやすくなるのかなと、これをホームページに載せていただくことでもっと分かりやすくなるのかなと。ほんで、もっと次は予算の概要に行って、ああなるほどと調べる方もおられるやろうけどという話で、まずとっかかり予算というので表現していただく資料としては来年からそうしていただきたい。

以上です。

藤井本委員長　要望ということで。ほかに。

増田議長。

増田議長　８款のところで若干触れたんですけども、広範囲にわたるということで総括のほうでお尋ねをします。今年、防災計画が見直されました。先日、総務建設のほうでもご議論いただいて、その中でちょっと気になった点が１つございます。どこかというと、避難場所、指定緊

急避難場所についてでございます。このページ、非常に気になりました。まず、指定緊急避難所については60か所、管内でございます。その中で、これいろいろ災害区分というのがあって、地震、洪水、急斜面崩壊、土石流、この項目に耐えれるか耐えれないかという使用の可否を区分しておられるんです、この表でね。地震に関しては、60ある公民館、集落センター、コミュニティセンターのうちの15の施設が耐震強度が不足してるんで使用ができないとなってるんですが、私、これおかしい表やなと思って見てるんです。指定緊急避難場所に指定しといて地震に耐えれないよと、これ載せるべきか載せないべきかということ、ちょっと分かりにくいんで教えていただきたかったんです。ここに、表の下に、指定緊急避難場所は切迫した災害の危険から逃れるための場所または施設であり、避難者が一時的に集合して様子を見る、または集団を形成する場所であると、災害の状況等、必要に応じて広域避難所や指定避難所へ移動すると、こういうこと。要するに、何かあったときは一番先に集合する施設がここですよというのが60か所、公民館等なんですね。

そこでお尋ねをしますけども、これはさっき言いました15か所の公民館、集落センター、耐震の対策を取ろうというふうな施設はあるんですかね。あれば、どこでどのような対策を市が講じていただけるのかお聞きをします。

藤井本委員長　林本総務部長。

林本総務部長　総務部の林本です。ただいまの議長のご質問にお答えをさせていただきます。

議長がお述べのとおり、指定緊急避難場所というのが市内60か所で、今お申しいただいたように災害区分ごとで、ここは使える使えないというところを、防災計画にもそうなんですけども、令和７年度に今回更新させていただきました地域防災マップ、こちらにもその災害区分ごとに避難できるかできないかというものを今回、表記はさせていただいております。用途的には本当に地震の場合でしたら、地震が起こりまして先ほど申し上げました15か所については耐震が十分ではないということを分かっていただくためにそういった表記をさせていただくということになります。ですので、普段からその地域防災マップを皆さんで見ていただいて、本当に災害が起こったときにどういう避難ルート、自分が住んでる近くのそういった指定緊急避難場所がどういう災害区分であれば行けるのかというところはご確認いただくというところがまず自助であり、またそこに集まる、また集まろうとして次へ行く、安全な場所へ行くというところは、各大字でそういった集合していただたくというところでの共助であるというふうにも考えております。繰り返しの答弁となりますが、そういった15か所についての耐震についてのお話につきましては、８款の教育費でもご答弁させていただきました。これ繰り返しで申し訳ありませんけども、生涯学習事業の補助金というのがありますので、その中において改修費用の２分の１を補助するというものになっております。ただ、今回全ていろんな名称とか、先ほど議長が述べられましたように、分館であるとかコミュニティセンターであるとか集会所であるとか、それぞれ館の名称が違うんですけども、この指定緊急避難場所60か所全てがこの補助金の対象施設となることだけは確認させていただいておりますので、そういった形でそれに基づいて補助をさせていただくという流れになっております。

以上です。

藤井本委員長　増田議長。

増田議長　ありがとうございます。先日、８款のほうでも生涯学習課、要するに社会教育施設としての対策をやろうという考え方やと思うんです。私、提案したいのは、これ災害対策、緊急避難所としての対策を講ずるという考え方もありかなと。要するに、国からの支援をいただけるようなバックアップが見込めるのであれば、この緊急避難所の耐震については別途生涯学習、社会教育施設という考え方じゃなしに避難所としての対策ということを講じるほうが有利といいますか、国の後ろ盾も見込めるんじゃないかなというふうに提案したいんですけども、いかがですか。

藤井本委員長　林本総務部長。

林本総務部長　ご提案ありがとうございます。今申し上げましたように、社会教育施設としての補助金の話は今させていただきましたけども、本当にこれから起こり迫っている大規模災害におけるそういった国の支援、県のまた支援というのを動向を見定めまして、そちらについてはまた逆に要望というよりは、そういった状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長　増田議長。

増田議長　ありがとうございます。ほかにも洪水対策とか４項目あるんで、やっぱり緊急避難場所の対策強化、装備は一番身近な住民の逃げ場所といいますか避難場所になってるんで、こちらのほうの対策を。普段一番といいますか、非常によく地元の方が活用されている施設でもありますんで、そういう意味でも市からの支援をしっかりとやっていただきたいとお願いしておきます。ありがとうございます。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑がないようですので、令和８年度一般会計予算についての質疑を終結いたします。

議員間討議、ご希望ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

谷原委員。

谷原委員　私は、令和８年度葛城市一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

今回、私、市長の施政方針を読みまして、今の葛城市の現状についての認識、これが私と大きく異なるなということで、ちょっと指摘させていただきます。ここにはこう書いてあるんですね。お陰を持ちまして、行政サービスにおきましては、いまや全国的にもトップレベルの評価をいただいています。そこで、将来にわたって市民の皆様に高い水準の行政サービスをサステナブルに提供できる基盤強化に向けて新たなるステージへステップを踏み出してと続いてるんですけども、私、葛城市の行政サービスの水準が高いというのは、給付の水準は高いと思います。例えば、保育料の０歳から３歳まで無償にしました。これ、まだ奈

良県内でまだ多くはないですけど、ほかも追随しようとしています。それから、18歳までの医療費の完全無償化、窓口の支払いもなしにする、私ども長年要望して、これもやっていただいてます。しかし、これはやっぱりほかの奈良県内の市町村でも引き続きもうこれはやろうとしてます。中学校の給食費までは、これ12市全部、今年度、小中無償化、これ12市全部やると。給付水準について、これまで非常に葛城市は高かったです、とりわけ子育てについてはね。しかし、それはもうほかも同じようにやり始めてます。これは財政があれば、お金を出せばできるんですよ。だけど、行政水準といった場合は、行政がいかに住民にいろんなことでサービスするかというのはもういろんなことがあります。できてないことを１つだけ挙げます。それは、地域子育て支援拠点事業です。私、一般質問でも取り上げました。これは、お隣の御所市に葛城市の市民が行かれている。土日開いてないからね、葛城市は。ほかでもちゃんと土日開設して子育て支援をやっておられる。公園については、この間、例えば杉本委員のほうから大分熱心におっしゃっていただいて、やっと屋敷山公園でも新たに遊具がカラー遊具化すると。公園へ行けば分かりますよ。親子が集って、晴れた日には親子で遊ぶ、そこでコミュニティができる。だから、公園の遊具なんて、どこの市町村でも本当に早くから丁寧にやっておられる。葛城市は遅れたもんだから、新しく住民が御所市によく遊びに行ってるよと。これ、杉本委員が繰り返し取り上げられて、今度は屋敷山公園含めて大分整備されるようになりました。これが私は行政サービスの水準だと思ってるんです。お金を出して給付すればできますよ。でも、こういう行政サービスは職員の力が要るんですよ。職員の力が本当に要ります。ここをどう育てていくかということで私が懸念してるのは、30代、40代の方で早期退職される方がおられた、更に言えば、予算書にも出てますけれども、職員の正職員の数ですね。令和７年より１名減です。長時間労働がある、職員は頑張ってる、やっぱり職員を増やせば行政水準は上がります。その一例が歴史博物館ですね。学芸員の方を増やしていただいた、素晴らしい取組が始まってます。人を手当すればできるんですよ。それから、技術職では建設課、技術職の方がちょっと増えました。道路整備も非常に進んできた。なかなかよくやっていただいているなと、やっぱり人を充てたら行政水準は上がるんですよ。ところが、葛城市はずっと正職員の数を抑え続けてる。新たにその周りの市町村と比べても、本来、行政職の方が地域の中で地域のコミュニティを育てるためには、やっていくために本当に活躍していただく行政職員の方の数がちょっと足らない。こういう目配りをぜひしてほしいんです。だから、行政水準が葛城市は高いという認識は私は改めていただきたい。むしろ遅れてる面がたくさんある。もう一つ例を出します。文化活動です。芝桜まつりということでおっしゃって、これ1,300万円もかけるけど、マルベリーホール、葛城市の文化ホールは１つだけになります。マルベリーホールの今、稼動状況、文化の振興状況はどうなってますか。どれだけ予算を使われてますか。これ、結果どうなってるか。マルベリーの友の会の会員、激減してます。だって、入ったってメリットないから。じゃあ、葛城市民はどこへ行ってますか。さざんかホールの友の会に入ってますよ。たくさん入ってますよ。こんなことが起きてるんですよ、今、葛城市の行政水準という中でね。私は、もうちょっと真剣に、住民の方々が何を望みどこにしっかりと焦点を当ててやっていかなければ

いけないか、この間、給付水準は上げていただきました。これ、私も感謝するところなんですけれども、これからはそういう行政水準、まだ遅れているところがあります。もちろん、葛城市は進んでいるところもあるけれども、これをぜひやっていただきたい。今回の予算につきましてはまた本会議でもご指摘させていただきますけれども、委員会質疑の中で私が感じたことはそういうことでありますので、それをもって反対討論といたします。

藤井本委員長　ほかに討論ないですか。

木村委員。

木村委員　私は、令和８年度葛城市一般会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

今回の予算につきましては、私からもいろんな意見を言わせていただきました。予算規模も大きくなり、いろんなことが大きく前に進んでいく予算となっていると感じました。また、ふわふわドームなどの屋敷山のにぎわいの期待できる予算になっておりますが、言わせていただいた安全面の意見などはしっかり取り組んでいただき、全ての予算が葛城市のため、葛城市民第一でいろんな意見をしっかり踏まえて進めていただくように意見させていただき、私の賛成討論させていただきます。

以上です。

藤井本委員長　ほかに討論ないですか。

杉本委員。

杉本委員　私、賛成の立場で討論させていただきます。

公園であったり空調設備であったり、子どもたちの、僕の息子がまだ小学生なんで、いろんな気つくことを提案させていただき、あのネットもそうですよね。あれ本当に困ってはる人がおったんです。空手やってて横でドッヂボールとか、危のうてしゃあないから先生方が真ん中に立ったりして、そういう細かいサービスということの向上について、お金出したらそれはできると谷原委員がおっしゃるとおりで、それをかなえてくれて要望聞いてくれてるということだけでも、今回の予算、もう全体的には僕は賛成させていただくんですけども、これ毎回言いますけども、どうせやるんやったら超効果的に超協力的にやっていただきたいと思います。今、いろいろ予算の委員とかでもいろんな要望とか意見とか希望もあるかも分かんないですけども、やっぱり同じだけのお金をかけてやるんであれば、皆さんが思っているぐらいの枠にとどまるわけじゃなくて、しっかりとその予算を最大限に活用してぜひいいまちをつくっていただきたいんですけども、実は谷原委員おっしゃるこのマルベリーホールの友の会の問題、僕もたくさんの方にいろいろ聞いて、確かに問題ではあると思っております。人の問題もいろいろと指摘はあって、そういうのも先ほどの監査委員の話とも一緒です。もう何回も言われる前にしっかりと改善していただくようお願いしときます。

以上です。

藤井本委員長　ほかに討論ないですか。

奥本委員。

奥本委員　私は、令和８年度の一般会計当初予算、賛成の意見を述べさせていただきます。

今回の非常に大規模な予算案になりましたけども、主なものとして一番最初に挙げられる

のが複合施設の整備事業なんですよね。これは金額的には大きいけども、この市の新たな方向性を示したという意味では非常に前向きな予算編成じゃないかと考えております。以前にも何度も言わせてもらっておりますけども、やはり葛城市は合併してもう22年目に入りました。その中で、ファシリティの件でやっぱり施設の統廃合というのが長年の課題であった、それがようやく新たに動き始めてると、細かなところはやってらっしゃいますよ。けども、やはり施設の再編という意味ではこれが本当の大型の大事な案件になるかと。これを基に起爆剤として地域の活性化、まちづくりを新たに描いてらっしゃる、そういった意味で非常に前向きな予算編成ではないかと思いますので、私はその点をもってしても賛成という形でさせていただきます。

藤井本委員長　ほかに討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第27号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

藤井本委員長　起立多数であります。よって、議第27号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

一般会計の採決を終わりました。

ここでお昼を兼ねて休憩を取ります。１時間半の休憩を取りたいと思いますので、再開を14時15分再開といたします。それでは暫時休憩といたします。

休　憩　午後０時４４分

再　開　午後２時１５分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第19号、令和８年度葛城市国民健康保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第19号、令和８年度葛城市国民健康保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

１ページをお願いいたします。第１条では、事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億2,300万円と定めるものでございます。第２条では、地方自治法の規定による一時借入金の借入れの最高額を、第３条では、歳出予算の流用について定めております。

９ページをお願いいたします。事項別明細書の歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では981万2,000円、２目連合会負担金では424万6,000円、３目共同事業負担金では425万9,000円の計上でございます。２項徴税費、１目賦課徴収費では463万3,000円の計上でございます。

11ページをお願いいたします。次に、２款保険給付費、１項療養諸費、１目療養給付費では22億8,000万円、２目療養費では3,100万円、３目審査支払手数料で697万8,000円の計上でございます。２項１目高額療養費では３億7,000万円の計上でございます。

12ページをお願いいたします。５項出産育児諸費、１目出産育児一時金では1,200万円の計上でございます。６項葬祭諸費、１目葬祭費で210万円の計上でございます。

13ページをお願いいたします。３款１項１目国民健康保険事業費納付金におきましては、９億3,025万5,000円の計上でございます。

４款保健事業費、１項１目特定健康診査等事業費では5,130万4,000円を計上しております。

15ページをお願いいたします。２項１目保健事業費として1,031万5,000円の計上。

５款１項基金積立金、１目財政調整基金積立金では101万8,000円を計上しております。

６款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目還付金では300万円を計上しております。

16ページをお願いいたします。７款予備費では100万円を計上させていただいております。

戻っていただきまして、６ページをお願いいたします。歳入でございます。

１款１項１目国民健康保険税では７億191万9,000円を計上しております。

３款国庫支出金、１項国庫補助金、１目子ども・子育て支援事業費補助金といたしまして472万6,000円を計上しております。

７ページをお願いいたします。４款県支出金、１項県補助金、１目保険給付費等交付金として27億2,467万円の計上でございます。

７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金では２億6,595万7,000円の計上。

９款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目延滞金では400万円の計上。

８ページをお願いいたします。２項受託事業収入、１目特定健康診査等受託料といたしまして1,828万6,000円。３項雑入、２目第三者納付金で200万円を計上をさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長　歳入について１点お伺いいたします。ページ数で言うと６ページになります。国民健康保険税ですね。これについてお伺いをいたします。この令和８年度、先ほど伺いました予算が７億191万9,000円ということですけれども、令和７年度に比べて1,626万1,000円減になっています。令和６年度から令和７年度が若干増えてた、去年伺ったときには所得が増えたというふうなことを聞いてるんですが、これは保険者数については毎年減ってるというふうに聞いております。今回、令和８年度から始まります子ども・子育て支援金が載ってるんですけれども、全体としては減っている理由です。これは保険者数の減少に伴うものなのか、主な原因を聞かせていただけたらと思います。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

令和８年度の保険税ですけれども、減少しております。その理由としては、おっしゃってますように被保険者数の減少によるものでございます。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　承知しました。被保険者数の減少が、これが主な要因ということで承知しました。去年の当初予算の委員会でもちょっと伺ったんですが、法定軽減になりまして、軽減の世帯数等、例えば７割、５割、２割とか、それぞれの数字を伺って、そのときは令和７年の２月の数字があったのでそれでお答えいただいたと思うんですが、もし令和８年の２月の同じように同様に数字をお持ちであれば、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。軽減について伺います。その対象の世帯と人数についてです。

藤井本委員長　増井保険課長。

増井保険課長　増井でございます。

令和７年度、令和８年２月現在での法定軽減を受けておられる方の人数を申し上げます。７割、５割、２割の軽減で4,240人、世帯で2,582世帯となっております。

以上です。

藤井本委員長　明細で７割、５割、別に行けますか。

増井課長。

増井保険課長　７割軽減から申し上げます。７割軽減が1,351世帯、被保数が1,896人、５割軽減が686世帯、被保険者数が1,348人、２割軽減が545世帯の996人となっております。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　世帯数については、令和７年の２月現在と比べると全体としては減ってるということですね。若干どの分についても減ってるということで、承知いたしました。また、未就学児についてと産前産後についての軽減をお持ちでしたら、それも併せてお聞かせ、人数をお聞かせ願えたらと思います。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　令和７年度の実績でよろしいでしょうか。令和８年度の見込み、令和８年度の未就学児の軽減の見込みが168人となってます。それから、産前産後軽減ですけれども、令和８年度は24人を見込んでおります。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　ありがとうございます。７割、５割、２割については、未就学児の軽減については、これはもう申請しなくても自動的に納税通知を送られていると思います。産前産後の軽減については、世帯主またはご本人から申請いただいてという形になると思いますんで、また対象の方がしっかりとまたそういった軽減措置を受けられるように、また周知というか、お伝えのほうをよろしくお願いします。

以上です。

藤井本委員長　よろしいですか。ほかにございませんか。

谷原委員。

谷原委員　私もちょっと関連になろうかと思うんですけど、６ページの１款１項１目の歳入のところ

で国民健康保険税ということですけれど、私のほうは今年度の被保険者数、世帯数、予算案の概要に書いていただいてますけれども、昨年度比でどの程度人数が、あるいは世帯数が減少しているのか、そしてその理由、主な理由は何なのか教えてください。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課、増井でございます。よろしくお願いします。

被保険者数についてですけれども、令和７年２月また令和８年２月で比較しますと、被保険者数が348人の減少となっております。その減少の理由としては、後期高齢者医療への移行であるとか、あと社会保険の適用の拡大が大きな理由となっております。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。人数がずっと減り続けています。そのために国保会計がそれなりに大変になってくるということで、ずっと意見を申し上げてきたんですけれども、減った理由として、社会保険適用範囲が広くなって社会保険のほうに移行されるという方が増えていると、このこともずっと申し上げてきたんですが、今年度大きな話題になったのが、国保税逃れということで、これ議員も含めてですけれども、国保税を逃れるために社会保険、これもいろんなやり方で制度的にどうかなという疑問を感じるようなやり方で社会保険に移られるということがあって、私もネットを見ますと、その議員とかそれだけではなくて、いわゆるもう広く、国保税が高いので節税という観点から、こちらの制度へ入ったらどうですかというような誘導するサイトがたくさんあります。これを放置しておくと、もう国保制度が崩壊してしまうということなんですけども、これについて国のほうはどのような対応とか動向なのか、ご存じでしたらお願いしたいと思います。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　増井でございます。

いわゆる国保逃れに対して、国の対応としては、対策が必要であるということで対策を検討していくというふうに聞いております。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。これは放置できない問題なので、国のほうもそういう形で動いておられるようですけれども、制度がちゃんと趣旨に沿ったものになるようにしなければならないんですが、これ意見ですけれども、やはり国保税が高過ぎるからこういう問題が起きると思います。社会保険料と比べても高過ぎる国保税、これを何とかするということが喫緊の課題だろうと思いますので、これは繰り返し私も申し上げてますけど、全国知事会や全国市長会もこの問題を取り上げて公費の投入ということをおっしゃっているわけで、これはぜひやっていく必要があるかなと思います。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　では、３点ほど質問させていただきます。

６ページ、同じく歳入ですけれども、１款１項１目のところですけれども、ここに２つ、２節で後期高齢者支援金分、それから４節で子ども・子育て支援金分が繰り入れられてると

いうことになるわけですけれども、これでお聞きしたいんですが、この２つの支援金分ということですけども、18歳までの子ども均等割にそれらの支援金分は関係しているのかどうか、これについてお伺いいたします。

それから、７ページの７款１項１目１節の未就学児の均等割額の保険税の繰入金です。これ、対象者人数、先ほどおっしゃった168名でいいのかなと思うんですけれども、ちょっとこれ確認と、それからこれは補助金が入っていると思うんですが、県補助金のほう４分の１は、一般会計の歳入のほうで県交付金のところで確認ができるんですが、国のほうがちょっと見当たらなかったので、これ一体どうなっているのかということについてお聞きしたいと思います。

それから３点目ですけど、これは11ページの２款２項１目の高額療養費についてです。この高額療養費につきましては３億7,000万円、大変大きい金額ですけれども、ところが、この療養給付費は減額となっているんですけれども、令和８年度減額予算になってるんですが、高額療養費については昨年度と同額の予算となっております。その理由について教えてください。

以上、３点お願いします。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　増井でございます。

まず１点目の子ども・子育て支援金分についてでございます。子ども・子育て支援金分の18歳までの子どもに関しては、均等割が全額軽減されております。それから、未就学児の均等割保険税ですけれども、対象者は168人でございます。国と県の負担金がございまして、国の負担金については一般会計歳入の国庫支出金国庫負担金、未就学児均等割等保険税負担金２分の１で受けております。

それとあと、高額療養費についてですが、療養給付費については被保険者数の減少によって医療費のほうも減少傾向にございますが、一方で医療の高度化、高額化が進んでおりまして、高額療養費の減少は見られないため同額としております。

以上になります。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ちょっと質問が１つお答えが漏れたと思うので、これをお願いしたいんですけれども、後期高齢者支援金分にはこの18歳までの方のあれはないんでしょうか。先ほど、子ども・子育て支援金分については全額免除ということだったんですけれども、これちょっとお願いします。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　後期高齢者支援金分につきましては……。ちょっと質問の意味が……。

藤井本委員長　じゃあ、もう一度質問を。

谷原委員　後期高齢者支援金分というのが入ってるんですけども、ちょっとここで聞くのが適当かどうか分からないんですが、国民健康保険税の中には介護分とか医療分とかありますよね。後期高齢者支援金分というのもありますよね、国保税の中にはね。それは、要はお子さんにも

その負担があるのかということを聞いているんです。18歳未満のお子さんにも後期高齢者支援金分の負担が国保税の中には発生しているのかどうか、それを。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　ありがとうございます。後期高齢者支援金分については、子どもの負担はございません。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。未就学児の均等割の件については、国の補助金がどこで一般会計で入ってるか、私、ページ数でも示していただいたらありがたいんですが、県のほうは一般会計のほうで入ってるのはここだと思ったんですが、ちょっと見当たらなかったので、後でも結構ですけども、未就学児の均等割額の保険税に対する国庫のほうの歳入が見当たらないのでお聞きしたんですけれども。

藤井本委員長　さっき、どこかというのを言ってくれましたよね。

谷原委員　予算書のほうで何ページのどこら辺になるのか、僕がよう探さなかっただけの可能性もあるので。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　一般会計予算書の16ページ、国庫支出金、民生費国庫負担金。

藤井本委員長　何ページの、今おっしゃった金額が何ぼということで記載されていましたらお答えください。

増井保険課長　16ページの右の説明欄の５つ目に。

谷原委員　ありがとうございました。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　先ほどのご質問の中で、後期高齢者の支援金の中に子どもが含まれてるかということだったんですけど、子どもの負担も含まれております。さっきのを訂正いたします。

藤井本委員長　分かりました。

谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。後期高齢者支援金の負担の問題と、それから子ども・子育て支援金分のことについて、ちょっとご意見だけ申し上げておきます。

所得の発生しないお子さんから後期高齢者医療のほうに、その保険のほうに支援金がお子さんの国保税のほうにはかかっていると、しかし子ども・子育て支援金のほうはこれはかからないということで免除されているわけですけども、私、非常に国の制度が税をもっていろんな施策に充てるんじゃなくて、税がもう取れないので、あまり。この社会保険料のほうから徴収するというふうなことがやられていると思うんです。お子さんから後期高齢者支援金分を取るというのも、今の子育て施策の中に反することだし、それから子ども・子育て支援金分について減免という形にすると、行政の方々の事務がとっても増えるんですよね。だから、子ども・子育て支援ということであれば税としてしっかり取ればいいんであって、これ社会保険料であると、社会保険料関係の行政の方が大変いろんな事務量が発生するということになるので、これは国の問題なんですけれども、こういう形でちょっと歪みがあるなとい

うことは指摘させていただいておきます。

それから、未就学児の均等割については、これ長年言うてまいりましたけれども、国のほうもやっと、未就学児だけではなくて18歳までのお子さんのこの均等割については国のほうも検討するという段階に入るようですから、これも子育て支援ということの中で、国保税が所得のないお子さんまでかけられるというこの不合理をただすために動き始めたなと思うので、私としてはそれには期待しておきたいと思います。いずれにしても、これ国段階の問題なので葛城市の問題ではないんですけれども、葛城市でも国保加入者が減っているという現状がありますので、ここはぜひ注視しておきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員　１点確認です。13ページ、４款保健事業費、１項特定健康診査等事業費、１目特定健康診査等事業費の12節委託料の中の受診勧奨業務委託料があるんですけども、概要を見ると、データ分析とそれからデザインと発送に関わる業務委託の２つに分かれてるみたいなんですけど、これそれぞれがどういう内訳なのか、またどこに委託されるのかお願いします。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　保険課、増井でございます。

受診勧奨業務委託料ですけれども、これはデータ分析、未受診者のデータ分析から受診勧奨資材の作成までとして業務委託するものでございます。業者につきましては、株式会社キャンサースキャンにお願いをする予定と、入札になりますけれども、予定しております。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　ということは、これは１者に対してということなんですよね、今の説明は。これ２つに分かれてるんかなと思ったんで、何で違う業務が一緒になってるんかなと思ったんですけど、その株式会社キャンサースキャンがデータ分析から始まって受診勧奨資材のデザイン、更に発送まで全部引き受けてくれるという、そういう意味なんですね、今の説明では。多分それが何かパッケージ商品になっているんですよね、ここのところは。それ、違う業務だと思ってたんで、それ何でこれ一緒になってるかなというのがまず１つだったんです。それが一緒だというのは分かりました。

これ、分けることはできなかったのか、分けたら安くなるとかそんなんはないんですかね。もう大体その発送だけ今まで特定の業者に任せてはったと思うんですけれども、これは分析も含めたやつで、やっぱり高度な何かそういうのが一体化でできるという意味でこの予算という意味でいいんですかね。新規なので、その辺がちょっとよく分からないんで。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　これまでは市の職員のほうで考えて勧奨資材を作って送っておりましたけれども、あまり効果が見れないということで、その未受診者がどういう方なのかとか、そういった分析も含めて、その啓発資材も併せて、令和８年度はプロにお任せできればなと考えております。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　分かりました。ちょっと例えが違うか分からんけど、要はマーケティングの分析をやった上で効果的な勧奨につなげると、そういう意味ですね。了解です。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ありませんか。

谷原委員。

谷原委員　私は、令和８年度葛城市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論をいたします。

国民健康保険税は国民健康保険制度の基礎となるものでありますけれども、その保険税そのものの仕組みが現在の子育て支援に反する制度設計となっております。その１つが子どもの均等割であります。子どもの均等割につきましては、未就学児に対しては２分の１、今、国、県から補助があると、２分の１じゃないね、全額、国や県の補助もあって全額、今、免除になっていると思うんですが、問題は小学校以降の子どもたちですね。まだ均等割があります。さらに問題なのは、国保税は上限額があります。109万円ですか、上限額があって、それ以上はもう国保税は発生しないんですが、その上限額に達する方は、夫婦お二人で国保に入っておられる方の所得と、それからお子さんが例えば２人おられて４人家族で国保に入っておられる方の所得、上限額に対する額が当然違います。なぜなら、お子さんに均等割という形で国保税がかかるために、大体700万円ぐらいを超えて収入がある方については、この上限額100万円ぐらい国保税を払うというところに達してくるわけですね。ですから、少なくともこの子どもの均等割ということをやっぱり制度として改めていく、このことが私は大切であろうと思います。この葛城市におきましても、できたら子育て支援という形で子ども均等割を免除する、援助するということが私は求められているのではないかなと思います。国がどの程度の段階のスケジュール感で行くか分かりませんが、全国見渡しますと、この子ども均等割を子育て支援ということで、やはり市単独で免除しておられるところもあります。国保税がある意味では子育て世帯に対しては大変重い税となっておりますので、そのことについてはやっぱり葛城市独自で措置を取っていただきたいと、そういう思いで反対をいたします。

以上です。

藤井本委員長　ほかに討論ないですか。

吉村副委員長。

吉村副委員長　私は、議第19号、国民健康保険特別会計につきまして賛成の立場で討論をいたします。

先ほどの増井課長のご答弁にもありましたけれども、被保険者数は減少しております。後期高齢者への移行であるとか社会保険への移行ということで減ってはおるんですけれども、今、国民皆保険制度、これを支える制度といえばもう国民健康保険はなくてはならないとい

うことで、これはやはり維持をしていかなければならないわけであります。また、負担というものも大きいと、被保険者の負担というのが大きいという谷原委員のご意見もありましたけれども、これにつきましても十分でないのかもしれませんけれども、法定軽減として７割、５割、２割の軽減もございますし、また子どもに係る軽減措置としていろいろ、未就学児とか産前産後についても軽減をしておるということです。未就学児については均等割の５割を公費で見るという形になってるかと思います。この意味から、保険税の負担につきましてもきちっとやっておられるということでございますし、葛城市でもこの周知もされているということでございますので、このことはやっぱり評価したいと思いますので、私はこの国民皆保険制度を支える国民健康保険でございますので、これについては賛成をしたいと存じます。

以上です。

藤井本委員長　ほかに討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第19号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

藤井本委員長　起立多数であります。よって、議第19号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第24号、令和８年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

引き続き、本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第24号、令和８年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

１ページをお願いいたします。第１条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ７億7,470万円と定めるものでございます。

８ページをお願いいたします。歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では236万3,000円、２項徴収費では296万1,000円の計上でございます。

２款後期高齢者医療広域連合納付金では７億6,872万6,000円の計上でございます。

３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金として50万円。

９ページをお願いいたします。４款予備費といたしまして、５万円の計上でございます。

戻っていただきまして、６ページをお願いします。歳入です。

１款１項後期高齢者医療保険料、１目特別徴収保険料といたしまして３億5,863万4,000円、２目普通徴収保険料といたしまして２億3,536万2,000円の計上でございます。

３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金では、１億7,975万2,000円の計上でございます。

７ページをお願いいたします。５款諸収入、２項償還金及び還付加算金、１目保険料還付金として50万円を計上させていただいております。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員　１つだけ質問させていただきます。８ページの２款１項１目１節のところになりますが、予算案の概要75ページが分かりやすいかと思うんですけれども、保険料負担金が前年度は５億4,539万8,000円だったのが、令和８年度予算では５億9,255万5,000円と増額となっております。その内訳、理由についてお願いいたします。

藤井本委員長　増井保険課長。

増井保険課長　保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

令和８年度保険料負担金が増額となっております。その現年度分の内訳を申し上げます。医療分については５億7,875万5,000円で、令和７年度に比べますと3,335万7,000円の増となっております。令和８年分につきましては、令和８年から新設されます子ども・子育て支援金分ということで1,380万円、これが追加となっております。

それから保険料が増額になった主な理由ですけれども、まずは被保険者数が増加しているということと、それと令和８年度は保険料の見直しがございまして引上げがされております。それと、先ほど申し上げました子ども・子育て支援金分が追加されているという、この３つの理由でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　後期高齢者医療保険は２年ごとに保険料の見直しがあるということで、令和８年はその見直し年に当たっているということなんですが、これどれぐらい上がったのか、パーセンテージ、平均で結構ですから教えていただけませんか。ホームページを見てもよく分からなかったので。

藤井本委員長　増井課長。

増井保険課長　増井です。

まず、医療分の均等割額については、令和６年度、令和７年度と比べますと5,600円上がっています。所得割額につきましては、0.08％が上がっております。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。増額となっているのは、子ども・子育て支援金分、これが保険料に上乗せになっているのと、あとは保険料の改定ということで均等割で5,600円、それから所得割で0.08％上がったと、それで保険料収入が増額している部分もあるということで、了解いたしました。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

谷原委員。

谷原委員　私は令和８年度葛城市後期高齢者医療保険特別会計予算に反対の立場から討論をいたします。

後期高齢者医療保険制度につきましては、75歳以上の方はそれまでの加入していた保険制度のところから、もう高齢者ということだけで全員が同じ保険に入るということになります。当然、年金暮らしの方が多いわけですけれども、この後期高齢者につきましては、こうした所得があまり変わらない中で今、年々、負担が増えております。先ほどありましたように、子ども・子育て支援分など、75歳以上の高齢者の人にそれを求めるというのがどうなのかということもありますし、何より社会保険料でそれを取るということが、これはやっぱり税の在り方としてふさわしくないというふうに思います。これについては、若い世帯の負担軽減ということが１つの趣旨になっていると思うんですけれども、高齢者と現役世代をこういうふうにパイを巡って争うというふうなことは大変好ましくないと我が党は思ってるんです。それは何かと言いますと、やはり社会全体の生産力が上がっていく、ＧＤＰも上がっていく、所得も上がっていく、その中で社会保険料が吸収されていくというのが一番社会の安定としては望ましい在り方であります。ところが、日本の場合は実質賃金が下がる、なかなか経済成長がない中で、本当に高齢者、あるいは社会福祉の負担をどうするのかということが、まさにパイを争うような状態で世代間の対立が起きております。そのことが社会を非常に不安定にしてると考えます。この点につきましては、国全体の経済政策にも大きな問題があると我が党は考えておりますけれども、この後期高齢者医療保険につきましては、とりわけこの子ども・子育て支援分を高齢者の保険料の中から取る、こういうやり方については私は賛成できませんので反対といたします。

以上です。

藤井本委員長　ほかに討論ないですか。

奥本委員。

奥本委員　私は後期高齢者医療特別会計予算に賛成の立場で討論いたします。

今先ほどありましたように、子ども・子育て支援金の問題点ですけども、これは国のほうでも議論があんまり深まっているとは私も思ってないんです。おっしゃるように、これは若い世代、特に独身世代の方から独身税という批判も起こっているわけなんですけども、これまでの日本の社会と決定的に違う点が、今現在においては、やはり高齢者を支える、いろんな意味で支えている若者世代が、特に働き手の世代が少ないんです。昔は何人かで１人、そ

れが３人に１人になって、近い将来１人が１人とか、そういう形にもなっていく中で、やはり働く特に現役世代の中でも子育て世帯の負担というのが非常に大きくなっております。先ほど谷原委員の説明もありましたように、この30年間、日本の賃金はやっぱり上がってこなかった。だから、そこの負担を解消するにはどうしたらいいかというところから導き出された制度かなと思うんですけど、制度的には問題あるか分かりませんが、社会全体で子育て世代、あるいは子どもたちを支えるという意味では、やはりこれは現状では妥当な政策ではないかと思いますので、私は賛成したいと思っております。

以上です。

藤井本委員長　ほかに討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論終結いたします。

これより議第24号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

藤井本委員長　起立多数であります。よって、議第24号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第22号、令和８年度葛城市霊苑事業特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川市民生活部長。

西川市民生活部長　市民生活部の西川でございます。よろしくお願いをいたします。

ただいま議題となりました議第22号、令和８年度葛城市霊苑事業特別会計予算についてご説明をさせていただきます。

１ページをお願いいたします。第１条では、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,520万円と、第２条では地方自治法の規定による一時借入金の繰入れの最高額を1,000万円と定めるものでございます。

７ページをお願いいたします。歳出でございます。

１款霊苑事業費といたしまして、1,102万8,000円の計上でございます。主なものといたしまして、12節委託料、緑化植栽等管理委託料で213万3,000円、22節償還金利子及び割引料で793万8,000円を計上させていただいております。

２款諸支出金、１項基金費、１目霊苑整備基金費として1,397万2,000円の計上。

３款予備費といたしまして20万円を計上させていただいております。

戻っていただきまして、６ページをお願いいたします。歳入でございます。

１款使用料及び手数料、１項管理料、１目霊苑管理料では867万8,000円。３項使用料、１目霊苑使用料では675万円の計上でございます。

２款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金では102万6,000円。

３款繰入金、１項基金繰入金、１目霊苑整備基金繰入金では793万8,000円の計上。

４款繰越金では80万円の計上でございます。

以上説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員　１点だけお願いします。６ページの１款１項１目の１節霊苑管理料であります。先ほどご報告がありましたけども、867万8,000円の分ですけれども、これ増額になったのは、霊苑管理料は毎年払うんじゃなくて数年に１回払いうことなので、今年はそれで高くなってるというのは分かるんですけれども、ちょっとお聞きしたいのは、全体の利用区画数は増減がどうなっているのかということをお聞きしたいんです。それでちょっとお願いいたします。

藤井本委員長　吉田課長。

吉田環境課長　環境課の吉田です。よろしくお願いします。

霊苑の全体の利用区画数につきましては、墓じまい等の関係で墓地の返還数が増加傾向となっておるため、差引きで減少傾向となっております。

区画数の推移についてでございます。令和３年度からの５年間で申し上げますと、返還分が令和３年が24区画で令和４年度で25区画、令和５年で26区画、令和６年度で19区画、令和７年度で30区画となっております。募集分でございますが、令和３年度で６区画、令和４年度で３区画、令和５年度で９区画、令和６年度で６区画、令和７年度で５区画ということで推移しております。

以上でございます。

藤井本委員長　西川部長。

西川市民生活部長　令和８年１月末現在での霊苑の総区画数でございますが、1,680区画ございます。そのうち、今現在ご使用いただいておりますのが1,217区画で、使用率は72.4％となっております。ここ近年の推移につきましては、墓じまい等もございまして年々減少傾向にはございます。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。それに関連しての質問なんですけども、まだ新たに購入される方もいらっしゃるということなので、この募集、広く募集、どういうふうな形で今やられているのか、あるいは今年度やろうとされるのかちょっとお聞きしたいんです。それからもう一つは、やっぱりお墓に対する考え方がちょっと変わってきておりますので、過去にもありましたし、他市でもありますけど、この辺だったら橿原市なんかがそうだと思うんですが、いわゆる合同墓とか、いわゆる合葬墳墓と言われるものですね。これについてのお考え、あるいは検討とかというのをされているのかちょっとお聞きしたいんです。

藤井本委員長　吉田環境課長。

吉田環境課長　環境課の吉田です。

霊苑募集についてでございます。募集につきましては、ポスターやホームページを更新さ

せていただいて啓発をさせていただいております。また、広報での募集や、転入時にごみカレンダーを取りに環境課の窓口に来られた際、お知らせをさせていただいておりまして、引き続き啓発をしてまいりたいと考えております。

合葬墓等のことについてでございます。令和６年６月に一般質問にて市民生活部長が答弁してますとおり、市営墓地の残区画がまだございますので、現時点での合葬墓等は考えていないところでございます。これからも１区画でも利用者が増えるよう啓発をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。募集については、ポスター等、ホームページの更新、それから転入時に案内しているということで、確実に紹介していただいていると思いますが、合同墓、合葬墳墓のことなんですが、やっぱりお墓に対する考え方、何が変わっているかというと、あと祀ってくれる人がいないという方々の問題があるんですね。あるいはなかなかそれが難しくなってるということで、お墓の形態も民間事業者も大分変わってきてるところもありますので、お墓として確かに区画があってということであれば、それはお墓を必要とする人にはそれは必要大だと思うんですけど、そもそももうそういうお墓は必要ないけれども、やはりどこか入るところが欲しいという方もいらっしゃるので、またその残区画と分けてちょっと検討していただけたらと思います。これは意見までです。

以上です。

藤井本委員長　ほかに質疑。

奥本委員。

奥本委員　今の関連になりますけども、まず現状、民間の墓地、あるいは葛城市で言えば大字の共同墓地もそうなんですけども、やはり返還、墓じまいが増えております。それに伴って、所有者が不明な墓が相当数出てるんです。管理組合のほうから、これはもう一応その祀ってある方の子孫が分からないという意味ですね、今のは。そういうところが非常に多くなって、賃料が回収できてない状況が増えつつあります。同じことがこの葛城市の霊苑で起こってるのかどうか。ちゃんと今借りてらっしゃる方、ちゃんとその分の利用料が回収できているのかどうか、これがまず１点。

それと、こういう表現が妥当かどうか分かりませんけど、損益分岐点というんか、最終的に今この霊苑維持に係っている費用と、それをとんとんのラインというのを考えたときに、それが一体何区画なのかというのは分かりますか。今、72.4％で1,217区画で十分回ってるんですけども、危険ラインというのがある程度我々も知っといたほうがいいかなと思います。もし答えられるんであればお願いします。

藤井本委員長　西川部長。

西川市民生活部長　利用料、今現在、葛城市の墓地につきましては分譲は行っておりません。利用権の設定ということで、その場所をお借りしていただいておりますので、３年に１回の管理料のときにはその辺の追跡等もさせていただいて、今現在不明という墓はございません。あ

と、維持費云々なんですけども、この今、霊苑につきましては、今、利用者からお預かりしているお金等で運営のほうをさせていただいておりますので、市からの一般会計の繰入れはございません。今、予算書を見ていただいても分かると思うんですけども、緑化植栽委託料であったりとかそれぐらいの経費しかかかっておりませんので、このままの状態で行っても十分に運営のほうはできていけるのかなというようには思っております。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　未収につながっているところ、利用者はないということで安心いたしました。それから、この現状のところの区画、返還あったとしても今のところ十分やっていけると。そもそもやっぱりこの特別会計というのは単独で維持できるというのが、本来、そういう意味の特別会計なんです。この実際、会計で言うと。そういった意味では、一般会計から繰り入れないということは、当分の間、霊苑事業会計は非常に優秀な運営されてるという見方できますので、引き続きこれを続けていっていただけたらと思います。

藤井本委員長　ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議ご希望ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論終結します。

これより議第22号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第22号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第20号、令和８年度葛城市介護保険特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程になっております議第20号、令和８年度葛城市介護保険特別会計予算についてご説明をさせていただきます。当予算につきましては、令和５年度に策定いたしました令和６年度から令和８年度までの第９期介護保険事業計画に基づき、基金を３年間で３億3,000万円取り崩し、保険料基準額を抑えた３年計画の最終年として予算化をしております。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。葛城市の介護保険特別会計は、介護保険事業における保険者としての保険事業勘定と、直営の包括支援センターで行うケアプラン

作成業務指定居宅サービスを実施する事業者としての介護サービス事業勘定の２つの会計に分かれております。

まず第１条におきまして、歳入歳出予算でございます。第１条第１項では、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ37億1,020万円と定めるものでございます。第２項は、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額が歳入歳出それぞれ3,780万円と定めるものでございます。

次に、第２条の債務負担行為につきましては、６ページの第２表に明記をしております。こちらは、保険事業勘定におきまして、アクティブシニアフィットネス事業委託について明記をいたしております。

それでは、まず保険事業勘定から事項別明細書の歳出によりご説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では459万8,000円、２目連合会負担金では97万7,000円、３目計画策定委員会費では814万6,000円を計上いたしております。

２項徴収費、１目賦課徴収費では230万3,000円を計上いたしております。

ページ進めていただきまして、14ページをお願いいたします。３項介護認定審査会費、１目介護認定審査会費では1,153万3,000円を計上、２目認定調査等費では3,205万3,000円を計上いたしております。

次に15ページでは、２款保険給付費、１項給付諸費、１目介護サービス等諸費では31億90万8,000円を計上、２目介護予防サービス等諸費では１億2,203万7,000円を計上いたしております。

続きまして16ページをお願いいたします。２項その他諸費、１目審査支払手数料では393万2,000円を計上いたしております。

３項高額介護サービス等費、１目高額介護サービス等費では１億1,115万7,000円を計上いたしております。

４項特定入所者介護サービス等費、１目特定入所者介護サービス等費では9,926万6,000円を計上いたしております。

17ページをお願いいたします。３款地域支援事業費、１項１目サービス・活動事業費では6,919万6,000円を計上。続きまして、18ページをお願いいたします。２目介護予防ケアマネジメント事業費では1,896万7,000円を計上いたしております。

次に、18ページから20ページにかけまして、２項１目一般介護予防事業費では4,592万8,000円を計上いたしております。

次に、21ページをお願いいたします。３項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業では957万2,000円を計上、次に21ページから24ページにかけまして、２目任意事業費では6,650万4,000円を計上いたしております。

次に、25ページをお願いいたします。４款基金積立金、１項基金費、１目介護給付費準備基金積立金では150万3,000円を計上いたしております。

５款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、１目第１号被保険者保険料還付金では47万円

を計上、２目償還金では10万円を計上、26ページをお願いいたします。３目第１号被保険者保険料還付加算金では５万円、６款予備費、１項１目予備費では100万円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。９ページにお戻りください。

介護保険事業勘定の歳入でございます。

１款保険料、１項介護保険料、１目第１号被保険者保険料では７億2,377万6,000円を計上いたしております。

２款使用料及び手数料、１項手数料、１目督促手数料では１万円を、３款国庫支出金、１項国庫負担金、１目介護給付費負担金では６億744万2,000円を計上いたしております。

２項国庫補助金、１目調整交付金では１億2,684万6,000円を計上、２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では2,682万8,000円を計上、３目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では2,873万3,000円を計上、４目総合事業調整交付金では536万4,000円を計上しております。ページめくっていただきまして、10ページお願いいたします。５目保険者機能強化推進交付金では191万7,000円を、６目介護保険保険者努力支援交付金では452万円を、７目介護保険事業費補助金で118万1,000円を計上いたしております。

４款支払基金交付金、１項支払基金交付金、１目介護給付費交付金では９億2,808万1,000円を、２目地域支援事業支援交付金では3,621万4,000円を計上いたしております。

５款県支出金、１項県負担金、１目介護給付費負担金では５億969万9,000円を、２項県補助金、１目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,677万1,000円を、２目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,437万1,000円を計上いたしております。

11ページをお願いいたします。６款財産収入、１項財産運用収入、１目利子及び配当金では150万3,000円を計上いたしております。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、１目介護給付費繰入金では４億2,966万2,000円を、２目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）では1,676万1,000円を計上、３目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）では1,436万1,000円を計上、４目地域支援事業繰入金（地域支援事業交付金対象外）では、令和６年度より紙おむつ支給拡大に伴い、一部交付金対象外となることから、一般会計より繰り入れるため146万9,000円を計上しております。５目その他一般会計繰入金では5,841万9,000円を、６目低所得者保険料軽減繰入金では3,504万2,000円を、２項基金繰入金、１目介護給付費準備基金繰入金では１億2,100万円を計上いたしております。

８款繰越金、１項１目繰越金では１万円を計上いたしております。

ページめくっていただきまして、12ページです。９款諸収入、１項延滞金加算金及び過料、１目第１号被保険者延滞金では２万円を、２目過料では２万円を計上いたしております。

２項１目預金利子では２万円を、３項雑入、１目第三者納付金では10万円を、２目返納金では２万円、３目雑入では４万円を計上いたしております。

続きまして、介護サービス事業勘定の歳出を説明をさせていただきます。30ページをお願いいたします。歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費では131万4,000円を計上いたしております。

２款サービス事業費、１項１目介護予防支援事業費では3,637万6,000円を計上いたしております。

31ページをお願いいたします。３款諸支出金、１項１目償還金では１万円を計上いたしております。

４款予備費、１項１目予備費では10万円を計上しております。

続きまして歳入でございます。29ページをお願いいたします。

１款サービス収入、１項１目介護予防サービス費収入では2,465万2,000円を計上いたしております。

２款繰入金、１項１目一般会計繰入金では1,313万8,000円を計上いたしております。

３款諸収入、１項１目雑入では１万円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員　よろしくお願いします。６ページです。債務負担行為ということで、アクティブフィットネス事業委託ということで、7,439万5,000円が債務負担行為として計上されております。質問ですけれども、これ令和８年度の予算では、このアクティブフィットネス事業委託料というのは2,145万円なんですね。ところが、この債務負担行為は令和９年度から３年間で7,439万5,000円となっております。単純に計算すると、３年間で今年度で言うと6,500万円ぐらいまでだと思うんですが、1,000万円近く３年間で余計な、余計と言うたらおかしいな、増額した債務負担行為になっておりますので、この理由ですね。金額もそうなんですけども、そもそも３年間でこうした債務負担行為を行う理由についてお願いしたいんです。併せて、これ要は、長期継続契約という形で３年間契約するものなのかを併せて質問いたします。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　地域包括支援課、西川と申します。よろしくお願いします。

アクティブシニアフィットネス事業なんですけど、令和６年度から令和８年度までの債務負担行為となってまして、令和８年度につきましては既に2,145万円と決定しております。今回上げさせていただいている7,439万5,000円の債務負担行為については、令和８年度中にプロポーザルにて業者選定を行うため、令和９年度から11年の３年間の長期継続契約で行うため、債務負担行為を上げさせてもらってます。

今回、金額が上がっている理由なんですけど、委託しているところの人件費が上がってきているため、そのために今回も上がってきているということです。

以上です。

（発言する者あり）

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　追加で説明させてもらいます。１クール目なんですけど、令和６年から８年度までのクールなんですけど、令和６年度は２クールしかなかった、それ以降は３クールしてますんで、その分の金額が上がっているということです。

以上です。

藤井本委員長　あと３年間のという話もあったと思うんやけど、こういう形を取らないと、３年間の債務負担行為でいかないと駄目なんですかと、それのご説明ということを求めてはったと……。

西川地域包括支援課長　あと、３年間でいかないと駄目という理由なんですけど、介護保険の事業計画が３年間なので、もうそれに沿って３年間の事業計画ということでさせてもらって、その間にこのアクティブシニアフィットネスの事業の強化もしていこうということで３年間にさせてもらってます。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　分かりました。費用は人件費もあるし、それから最初は２クールの分で令和６年度はやってて、今、３クールということになるので上がると、それやったら1,000万円ぐらいの人件費じゃないということなので了解いたしました。

これはちょっと担当課にお聞きするのがふさわしいのかどうか分からないんですけれども、３年間の長期継続契約というのは、葛城市には条例があります。長期継続契約を締結することができる契約を定める条例です。そこの条例には、長期継続契約を締結することができる契約について次の各号に掲げるものとするということで、例えば電子計算機、複写機、その他物品を借りれる契約で云々ですね。それで長期にするほうがいいというふうに考えられます。それからあと、庁舎等施設の管理業務、機器類の保守業務、その他の役務の提供を受ける契約で年間通じて当該役務の提供を受ける必要があり、単年度契約では事務の履行に支障が生じるおそれがあるものというふうに、もう非常に限っているんですよね。これについて葛城市はどういう見解なのか。僕は必要であれば条例改正しても構わないとは思うんですけれども、今の条例だと、これ役務の提供と言えるのかどうか、このアクティブフィットネスの指導員の方の人件費が中心だろうと思うんですけれども、ちょっとここら辺の見解が、今はちょっと難しいのかも分からないですが、これはほかのところで紙折り機、健康福祉センターのところで私、今回の予算委員会の中でも質問させていただいたんですけれども、ちょっとそのリースは不適切かなというふうな気もあったので、これちょっとどこかで、担当課は無理やと思うんですよね。無理だと思うので、管財になるのか、ちょっと聞いていただけたらというふうには思うんですけど、これまた改めてお願いしたい。３年間の債務負担行為になってる理由は分かりました。つまり、介護保険については第何期、第何期とやってるから、その３年間に合わせていきましょうと、全てそういうふうにやってるかということになりますやんか。紙おむつの事業でも何でもね。何でこれだけ３年間になるのかということも含めて、ちょっと整合性がどうなのかなと思うので、今の理由だけでは長期継続契約にす

るのは、ほかの介護保険会計の歳出と比べたらそんなことも言えないことになるので、これどっかでの見解をお願いしたいと思うんです。ちょっと、委員長……。

藤井本委員長　これ、私らも今、条例というのを見てないから分からないですけれども、条例との整合性と、こういうような質疑をされたら、ちょっと言葉が言えないんで、分かりますか。

倉田課長。

倉田管財課長　管財課の倉田でございます。よろしくお願いします。

先ほど、西川課長のほうから長期継続契約というお話があったんですけれども、これは条例に基づくものではございませんので、ただ複数年がしたいということでございますので、債務負担で複数年の承認を取っていただきまして、長期で包括して契約をするというものでございますので、ちょっと長期の契約とは違うというふうになろうかと思います。

藤井本委員長　条例に基づいているものではないというお話でしたね。それも可能やという意味やね。

倉田管財課長　だから、複数年で契約するときは債務負担で承認をいただきまして、その一括した契約をさせていただくという認識でございます。

藤井本委員長　ちょっとそこにいておいてもらえますか。そこでお待ちください。

谷原委員。

谷原委員　それちょっと確認ですけれども、いわゆる長期に複数年で契約を結ぶときは、債務負担行為で議会が認めたらできるというだけですね。だから、議会がそれを適切と認めるかどうか、これ不適切ですよと、やっぱり単年度でやってくださいと言うたら、単年度でやらざるを得ないという理解でいいのかどうか。

藤井本委員長　倉田課長。

倉田管財課長　そのとおりかと思います。長期継続契約はあくまでも年度を超えての契約で、条例規則に基づくものを該当すると、特別なものを除いてはというふうにはなるんですけれども、今回のものについては長期的に介護保険のほうがやらなければならないということで債務負担をお願いしているというところやと思いますので、そういうご理解で結構かと思います。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　私もこれちょっとどうかなということで、今初めて明確な回答が得られましたので、じゃあこれがふさわしいかどうかという判断は今のところしかねているところがあります、正直なところ。これが３年間でやったほうが、例えば経済的なメリットがあるのかどうかということですね。先ほどあったように、３年間を１期とするので、それで合わせるというのはちょっと理由として私は、ほかもたくさんありますからね、要は１期３年間でいろんな質疑をやってるわけで、そんなん全てそういうふうにするのかということにもなってしまいますので、これについては今のところよく分からないとしか言いようがないんですけども、ただ私としてはアクティブフィットネス事業につきましては非常にいい事業だなと思っております。やっぱり介護保険というのは、介護保険料をいただいても、もっぱらやっぱり介護を必要とする方の支出となって、元気な高齢者の方にとっては介護保険の、ある意味では保険料を払っても恩恵がなかなか受けられないということもありますので、元気な方が自分の体を維持するためにこういう施策をやっていただいて、非常に市民の方々は喜んでおられるので、事

業そのものについては評価するんですけど、契約上の問題については今のところ分からないので保留という形ですけど、ちょっとまた検討させてください。ありがとうございます。

藤井本委員長　今の谷原委員の介護保険の予算に関することじゃないので、債務負担行為の考え方ということなので、違うところでまた議論をしたらいいかと思います。この件はこれでいいですか。

谷原委員　はい。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　今、谷原委員のほうからアクティブシニアフィットネス事業について質問がありました。そのつながりで、今、債務負担行為についての質問でしたけど、私、中身のことについて、予算書の19ページの３款２項１目の12節委託料です。アクティブシニアフィットネス事業委託料のことについて、実績というか、これについて実施状況等を伺いたいと思います。いきいきセンターの２階で今行われていて、すごい盛況やというふうに伺っております。この令和６年度と令和７年度の実施状況をお伺いしたいと思います。併せて、令和８年度の計画があるようであれば、これもお聞かせ願いたいと思います。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　地域包括支援課、西川です。

令和６年度の参加者数なんですけど、450名、令和７年度には675名、合計1,125名が参加されており、毎回多くの新規の方の募集も来ております。この教室は60歳から参加できて、運動初心者の方でも参加しやすい６種類のプログラムを用意しておりまして、運動を始めるきっかけになるとご好評をいただいております。参加されている年齢層も、令和７年度につきましては60歳代が29.8％、70歳代が57.3％、80歳代が13.1％と、幅広い年齢層から参加していただいております。令和８年度においても、油圧式マシンだけを使うプログラムだけではなくて、膝や腰に痛みを感じる方が痛みの改善を期待できる内容を盛り込んだプログラムや、脳若返りクラスも用意して、参加者が自分に合ったプログラムを選び参加したいと思えるような教室の実施をしていきたいと思います。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　令和６年度が450名で令和７年度が675名ですね。これぐっと増えてきてるということと、それから70代の方が過半数を占めておられるということで承知しました。それからあと、高齢の方で膝とか痛くて難儀してらっしゃる方がいらっしゃるので、令和８年度はそれも対応しようと、頭の脳のほうも脳トレというか、そちらのほうも対応しようということで承知いたしました。

参加者が教室の運動を継続したいと、させるということで、アクティブサポーターの養成というのをやっておられるというふうに聞いておるんですけれども、この現在の活動状況についてお聞かせ願えますでしょうか。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　アクティブサポーターの状況なんですけど、教室経験者対象にアクティブサポーターの養成講座を令和６年から現在まで３回行い、現在11名のアクティブサポーター、

名称イージーセブンと言うんですけど、そのイージーセブンの皆様がいきいきセンターで週２回、自主的な運動教室を行っておられます。さらに、その活動を令和８年４月以降には當麻方面にも広げるように、當麻スポーツセンターでも自主運動教室実施に向けて、アクティブサポーターの皆様の調整に入っております。今後も教室終了後にアクティブシニアフィットネスのプログラムを使いながら、イージーセブンの活動を支援していきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長　吉村副委員長。

吉村副委員長　11名の方のアクティブサポーターの方、11名でイージーセブンなんですね。何か意味があろうかと思うんですけど、そこはふと疑問に思ったんですけど、まあまあそういうことで活動されてるということで、自主運動教室も継続されているということで、非常に好ましいかなと思ってます。やはり、体を壊してから介護ということ、これもちろん大事なんですけど、その前に健康寿命を延ばすというか、これは非常に大事なことだと思いますので、いきいきとした高齢者が増えるよう、また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。イージーセブンについて。

藤井本委員長　私に聞かれても分からんけど、そのイージーセブンというのはちょっと皆さん期待を持たれてるようで、もう少し詳しく、いわゆる今、いきいきセンターでやられてるのを今度當麻スポーツセンターにも広げていくということで、その今年の予定、計画等について皆さん聞きたいと思いますので、お示しいただけるでしょうか。

西川課長。

西川地域包括支援課長　まず名前の由来なんですけど、もともと６名で実施してはりました。市も含めて７名で、ほんで運動が優しくできるようにということでイージーと付けて、ほんでイージーセブン、今は11名に増えているということなんです。

吉村副委員長　ありがとうございます。もう分かりました。

藤井本委員長　その方たちが、イージーセブンの11名の方が何人かで當麻スポーツセンターでも令和８年度でやられるという、実施されるということなんですよね。先ほど、いっしょくたになったらあかんので、このアクティブフィットネス、これもクールが多くなるんでしょう。それが當麻へ行くと、そんなんじゃないん、違いますよね。当初、原点に戻るんですけど、原点のところで人件費の増加とおっしゃったのは、人件費そのものが高騰してるんじゃなくて、回数が増えてお支払いする人件費が多くなるという、そういう受け止め方でいいんですよね。分かりました。じゃあ、この件はこういうことで。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　そしたら、３点お願いします。

１つ目、17ページの３款１項１目18節ですが、これ新規事業なんですけれども、訪問型介護予防事業の訪問型サービス・活動Ｂ事業補助金というあれですね。これちょっと予算案の概要を見てもよく分からなかったので、事業内容についてお伺いします。

２点目ですけれども、22ページの３款３項２目19節です。家族介護用品支給事業（地域支

援事業交付金対象外分）ということで、これ高齢者の紙おむつの分で、言ってみれば、地域支援事業の対象にはならない、葛城市単独の紙おむつ支給だろうと思うんですが、これ昨年度の予算で減額となってるんですね、昨年度予算比で見ると。その減額の理由についてお伺いします。

それから３つ目ですけれども、23ページの３款３項２目19節成年後見制度利用支援事業扶助費です。この事業内容について教えてください。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　地域包括支援課、西川です。

１つ目の訪問型サービス・活動Ｂ事業の補助金について説明いたします。この訪問型サービス・活動Ｂ事業補助金につきましては、住民主体の生活支援活動、例えば掃除や庭の草引き、病院などの送迎を地域で支えを行っている団体に対して補助金を交付する制度です。金額につきましては、生活支援に対する基本額が年間12万円で、車両を利用した生活支援に対しては６万円を加算いたします。また、立ち上げ時には５万円を支給することを考えております。事業効果といたしましては、介護保険サービスでは賄いきれない生活支援が可能となり、住み慣れた地域で住み続けられることにつながること、またこのようなサービスが広がると、介護サービスの費用の制限にもつながるかなと思って、この事業を立ち上げようと思っております。

２つ目の家族介護用品事業の地域支援事業交付金対象外の分についての説明です。減額の理由といたしましては、令和６年度は約66万円で、令和７年度は約106万円の支出を見込んでおり、支給実績による減額でございます。想定してたよりも、地域活動支援事業の補助金に乗せることができたというのが要因かなとは思っております。

３つ目の、成年後見制度利用支援事業扶助費の事業内容についてです。成年後見制度利用支援事業には、主に申立て費用の支援と報酬助成があります。申立て費用の支援に関しましては、本人の保護の必要がある場合の主張申立てが要件となっております。また、後継人等に対する報酬助成に関しましては、低所得者が要件となっております。報酬助成の金額につきましては、施設入所者が１万8,000円、在宅は２万8,000円となっております。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。訪問型サービス・活動Ｂ事業ということですけれども、これ、今それなりに対象としている団体あるんですかね。ちょっと例を挙げていただいたらありがたいんです。例えば、買物に連れていってあげるということで、地域で車の配送とかやっておられる方もいらっしゃるし、それ以外も例えば自治会で近所の高齢者の方、清掃とか見守りとか、そんな団体、要は自治会の団体としてもこの交付金が受けれるのかどうなのか、そこら辺のことをお聞きしたいんです。要は、地域住民の方が気になる方をサポートするときに、どういう要件でどんな形であったら受けられるのか、助けになるか、もうちょっと詳しくお聞きしたいと思いますので、お願いします。

それから、紙おむつの件なんですけども、分かりました。補助金のほうに乗せることがで

きる分も増えて減額になったということで、ありがとうございます。

それから、３つ目の成年後見制度利用なんですが、これも申請についての申立て、これについての助成と、それから報酬に対する助成があるということですけど、先ほどありました金額をおっしゃったんですが、１万8,000円とか２万8,000円だったかな。これは年間ですかね。月ですかね。月額ということでこれぐらいの金額があるということで、例えば報酬に対する助成では、ほぼこれで賄うことができるのかどうか、そこをお聞きしたいんです。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　１つ目の訪問型サービス事業の補助金なんですけど、市内で今のところ３団体活動されております。３団体を紹介させてもらいます。東和苑のささえ愛会、大畑のまあるい会、すずらん会、これ自主的に組織されているところなんですけど、そういう活動をされております。そういうところの既存のところも既にあるんで、そこはまた補助はさせていただこうと思ってます。また、自治会でそういう組織していただいたら、またうちのほうへ申請してもらって相談していただいたら、補助のほうは考えていきたいとは思っております。

以上です。

藤井本委員長　賄えるのかというのがあったやろ。

西川課長。

西川地域包括支援課長　後見の助成のほうで賄えるかという話なんですけど、活動費は多分恐らく国基準になってますんで、恐らく賄える額で算定してると思っております。

以上です。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。これは扶助費なので、その対象者の人は限られてくると思いますけれども、分かりました。ありがとうございます。

あと１件だけ、意見だけですけれども、訪問型サービス・活動Ｂ事業ということですけれども、今後そういうのがもっと増えていったほうが地域社会では暮らしやすいのかなと思うので、自治会でも結構ということだったので、どっか区長会辺りででもこういう活動やりましたということで紹介していただいて、地域包括支援課のほうでは、非常にいろんな地域のいきいき体操とかいろいろと下にもいろんな大字の立ち上げを貼っておられて、非常に大字間で競争のように、あそこがやるんだったらうちもやろうというふうなことが起きているので、例えば東和苑とか大畑とかそういうところでもやられてて、自治会で近所のそういう高齢者の方々を支えることができたら非常に好ましいし、そこにお金もということなので、ぜひそういう紹介もお願いいたします。

藤井本委員長　ほかに。

奥本委員。

奥本委員　ちょっと関連で確認させてください。訪問型サービス・活動Ｂ事業補助金ですけども、これ利用者がお支払いになる料金というのは何か基準があるんですか。それとも、それぞれの団体によって自由に設定できるんですかというのが１点。それと、自治体によってはこのサービス、Ｂ型のところ、シルバー人材センターが担っているところがあるんですけども、葛

城市はその辺の話はあるのかどうかだけ、この２点お願いします。

藤井本委員長　西川課長。

西川地域包括支援課長　地域包括支援課、西川です。

２個目の個人負担なんですけど、これは自由に設定していただいても結構なんですけど、これは報酬になってきたら確定申告とかに必要になってくるので、実費範囲、ガソリン代とかそういう範囲では報酬は設定していただいたほうがいいのかなとは思っております。

もう一つなんですが、シルバー人材に委託とかいう話なんですけど、お願いするという感じ……。

藤井本委員長　そういう事例があるんですけど、葛城市ではそういう検討とかそういうことも話としてどうなんですかという。

西川地域包括支援課長　今のところはもう自治会でそういう仕組みをつくっていただくといのうを考えておりまして、シルバー自体にそういうことをしてもらうという予定はありません。

以上です。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　利用者の単価のところですけども、私もいろいろ調べたら200円とか150円とかいうところが多いんですけども、その回数の上限とかあるいは応募殺到すると断るとかいう事態が出るんかなという気がするんですけど、それもケースバイケースですよね。それから、シルバー人材に関しては委託とかじゃなくて、シルバーのほうでそういう取り組もうやという声が上がってるかどうかの確認だったんです。というのは、自治会単位でいくと、その受ける範囲は決まってるじゃないですか。シルバーの場合はある程度広域で動けたりするんでということで、そのシルバーでやってらっしゃるところもあるということで、葛城市はどうかなと思っただけの確認です。了解です。

藤井本委員長　ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議、ご希望の方おられますか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第20号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　よって、議第20号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第23号、令和８年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算の議決を議題といたします。

本案につき提案者の説明を求めます。

中井保健福祉部長。

中井保健福祉部長　保健福祉部、中井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいま上程になっております議第23号、令和８年度葛城市・広陵町介護認定審査会特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。

お手元の予算書の１ページをお願いいたします。歳入歳出予算でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ2,140万円と定めるものでございます。

それでは、お手元の事項別明細書の歳出よりご説明を申し上げます。７ページをお願いいたします。歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目介護認定審査会一般管理費では1,354万7,000円を計上いたしております。職員１名の人件費と事務費でございます。

２項審査会費、１目介護認定審査会費では673万2,000円を計上いたしております。認定審査会委員40名の報酬と事務費でございます。８ページをお願いいたします。２目市町村審査会費では112万1,000円を計上いたしております。障害支援区分判定審査会委員５名の報酬と事務費でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして、６ページをお願いいたします。歳入でございます。

１款分担金及び負担金、１項負担金、１目介護認定審査会共同設置負担金では969万5,000円を、２目市町村審査会共同設置負担金では49万5,000円を計上いたしております。共に広陵町からの負担金でございます。

２款繰入金、１項繰入金、１目介護保険特別会計繰入金では1,058万4,000円を、２目一般会計繰入金では62万6,000円を計上いたしております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

奥本委員。

奥本委員　これも確認だけです。概要でいったほうが早いんで、一般管理事業の介護認定支援システム使用料の標準化関連経費ですけども、これ葛城市のシステムは標準化、もう対応終わってるけども、共同運用のこれに関してはまだこれからという意味でいいんでしょうか。

藤井本委員長　田中課長。

田中介護保険課長　介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

標準化ですけれども、この度、令和８年３月16日に標準化システムの稼働は開始しております。これに伴いまして金額の変更がありまして計上させていただいております。ガバメントクラウドに移行後は、保守範囲の拡大とセキュリティーレベル向上、人件費や物価高騰に伴い月額パッケージ使用料が増加、また新たに運用管理補助及びガバメントクラウド回線使用料が追加となりました。そのため、金額が増加しております。

以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　対応ができてないじゃなくて、これから関連経費が上がっていくということで理解しましたけども、一般会計のほうではその辺もある程度もう事前に把握されてて、逆にこの辺抑え気味になってるんで、当初の見積りもよりも低くなってたんですよね。だから、これだけがその辺ちょっと見通しがあまりよくなかったという理解となってしまうんですけど、それでいいんですかね。かかる分に対してはそれはもうこれは仕方ないというふうに考えますけども、その辺の前もっての見通しができなかったのかどうかだけお願いします。

藤井本委員長　田中課長。

田中介護保険課長　介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

　この金額が増加していることについてなんですけれども、こちらのほうはガバメントクラウド上に構築するということになりましたので、今までは事業者のクラウドで構築しておりましたので効率がよかったんです。ところが、ガバメントクラウドに移行することになりましたので、そこに回線使用料でありますとか業者もそこに接続してもらうことになりますので、その分の保守とか回線使用料が必要となっております。この金額になるんです。安くならないかということは以前から検討しておりましたけれども、最初は、当初は補正で落とさせていただいたんですけれども、これ広陵町と葛城市と両方で１つのクラウドシステムになったんですけれども、国の仕様では一緒に別の自治体が同じクラウドを使うことができるかどうかというそういう記述がありませんで、それでちょっと調べておりましたんですけれども、当初は別々にしかできないという想定で予算計上はしておりまして、その後もいろいろ調べておりました。その結果、４月に入ってから、デジタル庁から１つでできるという可能性を示す回答を得られましたので、これでもちょっと金額は少なくなったということなんです。しかしながら、確かに金額はとても高くなりましたので、その辺についてもこちらで調べていたんですけれども、全国的にこれ指摘されておりまして、デジタル庁でも対応を検討中ということになっておりますので、そこら辺の動向も注視していきたいと思っております。

　以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　国のシステム標準化というのを、各自治体それぞれがベンダーに発注して独自システムでやってて、その改修費が非常にもうベンダーロックといって、それぞれの自治体で高止まりしてるというところを、国のシステム標準化によって、それを将来的に改修費を下げていこうというところなんですけれども、それに先立って広陵町と葛城市は介護認定のこの辺のシステムを一緒に稼動してたわけなんです。となると、それが今、この時代においては逆行化してしまったんですね、言ってみれば。要するにイレギュラーな対応を必要としたがために、そのシステム改修のところでお金がかかってるわけなんです。本当でしたら、国の標準化という流れに乗るんであれば、ここもうこの１回、広陵と一緒にやるというのを見直すタイミングだったかもしれない、そうでもないんですか、というふうに思うんですけど、だからやっぱり特例として、これは恐らく国はもう認めやんとしょうがないと思うんです。これ

あかんと言ったらもう一回作り直しになりますんで、だからこのまま行くと、葛城市と広陵町だけがこの分野に関しては、やはりほかの自治体よりも標準化と逆行してお金かかっていくということになるなということになるかなと思うんですけど、違うかったら言ってもらって結構です。そういうふうに、私、今、聞こえたんですけどね。

藤井本委員長　ちょっと意思が通じなかったらあかんので、ここきっちりしときましょうか。

田中課長。

田中介護保険課長　介護保険課、田中でございます。

これでも１つのクラウドに自治体で使用することができておりますので、まだ費用はこれでも収まっているということになっております。そして、クラウドを使うのをやめようかという、そういう検討もしたんですけれども、そうしますと国が求めるセキュリティーレベルに達することが難しいということになりましたので、金額は上がるんですけれども、これが一番効率的ではないかという結論に達しましたので、２自治体で今後も使用していきたいと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長　いいですか。

奥本委員。

奥本委員　ちょっと私の言ってること意味が違うんですよ。システムに業務を合わせるか、業務にシステムを合わせるかのところなんです、私が知りたいのは。だから、これはこれでいいんです。広陵町と一緒にやっていくんであれば、そしたらもうこの金額は仕方ないなという意味なんで、だから私言ってるのは、業務にシステムを合わせにいくとこういう結果になりますよということなんで、その国が本来求めているのは、システムにある程度業務を合わせてくださいよという、そこで標準化することによる経費の削減をというところ、ちょっと意味合いが違うんです、求めるところが。これはこれでいいと思うんですけども。

藤井本委員長　田中課長。

田中介護保険課長　何回も申し訳ございません。広陵町と別々に開催しますと、委員の負担が今、半分でできておりますけれども、その辺の経費が、あと人件費とか諸々の経費が２倍かかってくるということもございますので、やはりその辺の経費は折半したほうが安くつくと思われます。

以上でございます。

藤井本委員長　ということでよろしいですか。

ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　ないようであれば、討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第23号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第23号は原案のとおり可決することに決定をしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を４時20分といたします。

休　憩　午後４時０４分

再　開　午後４時２０分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第21号、令和８年度葛城市学校給食特別会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第21号、令和８年度葛城市学校給食特別会計予算につきましてご説明を申し上げます。予算書１ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の第１条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ５億7,690万円と定めるものでございます。次に、第２条では一時借入金の借入最高額を1,000万円と定めるものでございます。

それでは、事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。７ページをお願いいたします。

１款教育費、１項学校給食費、１目学校給食総務費で2,907万9,000円でございます。人件費で2,595万円、一般管理事業で312万9,000円でございます。

８ページをお願いいたします。２目学校給食管理費では５億4,782万1,000円でございます。学校給食センター運営事業で４億4,101万3,000円、めくっていただきまして９ページ、学校給食センター管理事業では１億680万8,000円でございます。

次に、歳入でございます。戻っていただきまして、６ページをお願いいたします。

１款分担金及び負担金、１項１目教育費負担金、１節学校給食負担金で3,690万3,000円、２節学校給食負担金過年度分で１万円でございます。

次に、２款県支出金、１項１目教育費県補助金、１節学校給食費補助金、給食費負担軽減交付金として１億3,384万8,000円。

次の３款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金で４億610万1,000円でございます。

次に、４款繰越金、１項１目繰越金、１節前年度繰越金では１万円でございます。

次に、５款諸収入、１項１目雑入で２万8,000円でございます。

説明は以上でございます。ご審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

谷原委員　よろしくお願いします。６ページになりますけど、１款１項１目１節で歳入のところなんですけど、学校給食負担金ということで、これは給食費ということになろうかと思うんですけれども、ここが3,609万3,000円ほどあるんですが、これは先生方とかあると思うんですが、いわゆる幼稚園児の負担金ということで、これは予算案の概要にもあるんですが、その関係で、ちょっとこれは教育委員会部局じゃないんですけれども、認定こども園の給食費、これがどうなってるか、ちょっと教えていただけたらと思うんです。要は、幼稚園の給食、学校給食と同額となっているのかどうか、確認だけお願いいたします。

２問目行きます。同じく６ページです。３款１項１目１節の一般会計繰入金、これは一般会計から学校給食のほうに繰り入れる、要は無償化に関係してだろうと思うんです。４億円余りのかなり大きな金額になってるんですが、これは一般会計のほうからの繰入れということなんですが、この財源措置が国からの交付金だろうと思うんですけども、これは何の交付金で充てられているのかというのがちょっとよく分からないので教えていただけますでしょうか。これ、ちょっと特別会計とはずれるかも分からないんですけれども、分かりましたらお願いします。

それから３つ目です。８ページ、１款１項１目15節の給食材料費であります。これは３億1,200万円余りですけれども、これは増額されてる理由です。物価高騰だろうと思うんですけれども、今後の物価高騰対応等もどういうふうにお考えなのかということについてお伺いをいたします。併せて、地産地消率、この食材費に係る地産地消率が今どうなっているか、内訳も分かりましたらお願いいたします。

藤井本委員長　以上、３点。

西川課長。

西川こども未来課長　こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいたします。

まず１つ目のご質問の認定こども園の給食費、幼稚園区分でございます。認定こども園のほうは一般会計の歳入で見ておりますが、給食費のほうは幼稚園区分、１号認定については他の幼稚園と同じ月3,500円の徴収で令和８年度も予算計上しております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　学校給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

ただいまのご質問の６ページの一般会計繰入金のところですが、その中で無償化に伴うものというふうなところでしたけども、こちらのほう、学校給食負担金の代わりに措置される分は、小学生の学校給食の軽減のための負担金のところは予算書６ページをご覧いただきまして、給食費負担軽減交付金が、歳入の２款県支出金、１項県補助金、１目教育補助金、学校給食負担軽減交付金に計上しております。こちらのほうで１億3,384万8,000円、こちらのほうが小学生に対しての負担軽減の交付金となります。それとあと、繰入金のほうにありま

す分につきましては、今回、中学生についての学校給食費無償化につきまして、地方創生交付金でありますとかの一部を活用して、こちらのほうの無償化に対しての繰入金とさせていただいております。よろしくお願いします。

それとあと、給食材料費の増減の理由についてですが、先ほど谷原委員もおっしゃっていただきましたとおり、食材費は全体的に値上がりしておりますが、特に米飯の値上がりのほうが大きくて、令和７年度につきましては１週間当たり119.35円に対しまして、令和８年度は149.25円になる見込みとして計上しております。約25％値上がりした額を計上しております。

あと、今後の物価高騰の対応といたしましては、小学生の無償化に伴う給食費負担軽減交付金の基準額について、実際の給食材料費に見合う額となるように拡充のほうを要望してまいります。また、中学生の無償化についても、引き続き補助金等の要望のほうしてまいります。

また、給食材料費の物価高騰に伴う対応としましては、主食や牛乳以外の給食材料費の調達は給食センターのほうで見積り合せ等を行っておりますが、こちらのほうは１円でも安く購入できるように努めてまいります。

次に、地産地消率につきましては、葛城市産の野菜の地産地消率は、令和７年度２月末時点で23.99％でして、令和６年度の決算で申し上げました市内産の野菜の地産地消率、20.74％から増えてる状態であります。また、市内産の米と野菜を合わせた地産地消率は、令和７年度２月末時点で56.11％となっております。

以上です。

藤井本委員長　その一般会計の繰入金のところ、あれでいいですか。今の質問は、一般会計繰入金が約４億円あるということでしょう。それの財源措置についてということで。

勝眞部長。

勝眞教育部長　一般会計のどこにありますかという、そういう質問ですか。

（発言する者あり）

藤井本委員長　一般会計から繰入れされてるわけでしょう。それの財源措置というのは国の何を使ってるかということです。

勝眞教育部長　今回のこの給食費の負担軽減交付金、これについて一般会計のどこに入ってますかというご質問でよろしかったでしょうか。

藤井本委員長　質問の確認ということですね。

谷原委員。

谷原委員　国からそういう交付金が下りてくると、葛城市に。給食関係の無償化に係る交付金が国から葛城市の歳入に入ってくると、歳入に入ってくるんですよね。あれは県を通じて入ってくるから分からないんだけれど、県は出てるんだけど国のほうはちょっとよく分からないもんだから、歳入のどこの費目になってるかなということを聞きたかっただけなんです。

藤井本委員長　勝眞部長。

勝眞教育部長　今回の給食費負担軽減交付金というのは、国と県から入ってまいります。それぞれ２

分の１ずつ。市のほうは負担はございませんので10分の10ですので、市のほうに対して交付金とか交付税措置というのはございません、という回答でよろしいでしょうか。一般会計のほうには上がっていないということです。今、所長が申し上げました国・県から入ってくる分につきましては特別会計のほうの６ページにございますこの１億3,384万8,000円、これが入ってくるお金、交付金ということでございます。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございました。了解しました。直接入ってくるということですね、特別会計のほうにね。一般会計通してではなくて直接入ってくるということで、了解いたしました。

これは意見ですけれども、学校給食の負担金につきましては、認定こども園は学校給食センターじゃなくて自園調理だけれども、一応、幼稚園の対応になる方については同額ということで変わりないということで、了解いたしました。

それから、給食の材料費のほうですけれども、物価高騰につきましては、今後また引き続き質が落ちないように、無償化になったからといってみすぼらしくなったという声が出ないように、これは市長も含めて本当に補正のほう対応していただけたらと思います。そこが一番今年度、保護者はありがたいんだけれども、そういうことが出てくると、せっかく無償化してもあれなので、ちょっと大変なことだと思いますけど、よろしくお願いしたいと思います。

それから、地産地消率については、野菜が大分上がってきたなというふうな認識で、非常に地元の方の協力も得ながら努力されてるということで、ありがとうございます。

藤井本委員長　ほかに。

杉本委員。

杉本委員　僕も今のところ、６ページのところ、これ県支出金が今年から出てきたんはこれなんかなと思いながら考えとったんですけど、一般会計の繰入金が昨年は３億2,000万円ぐらいで４億円に上がって、ほんで国からの、その中身のことはちょっと僕詳しく分かんないです。結局、今までも葛城市の繰入金で負担してたところもあるわけじゃないですか。結局、この国の給食費無償でも、うちら１人500円ずつ負担しやなあかんことになったんですよね、多分、１人。その分の負担もあるわけでしょう。もう少し、それとプラス中学校もやるという話で、結局、給食無償化の国のやつによって葛城市の負担はどうなったんですかね、足し算引き算したときに。それをちょっと教えていただきたいのと、もう一つは、８ページの１項２目学校給食管理費の中の委託料のところの、いつも聞きますが、食物性残渣廃棄物処理委託料、これもちょっとだけ上がってるんですよね。これは子どもたちが増えたから、残渣が増えたから、どっちなんか教えていただきたいのと、これ予算に直接関係ないんですけど、子どもたちにアンケートを取ってますよね。あのアンケートというのはどういったところに反映されているのか。例えば、うちの子どもはそのアンケートで、次増やしてほしいメニューはというんでカツカレーと書いたと言って帰ってきて、「カツカレー作ってくれんねんか」とこの前、「パパ言うてこいよ」と言われたんですけども、「カツカレー作ってくれよ」いうて言われたんですけども、どういう反映、ずっとやられてると思うんですけども、メニ

ューが増えたこともあったのかどうかと、その量とかの問題やと思うんですよね、多分。味とか、そういうある程度大きい結果でいいんでちょっと教えていただきたいです。

藤井本委員長　勝眞部長。

勝眞教育部長　１点目なんですけれども、今回、小学校の分については国から5,200円、１人当たり5,200円ということで交付金という形で入ってまいります。さらに、中学校の分については市のほうが単独で負担をするということになります。そのまずざっくり、中学校も負担してどうやっていくのというところをざっくりですけれども、まず今まで3,900円という小学校保護者の方から負担をしていただいてました。国から5,200円入ってまいります。その差額というのが1,300円ございまして、掛ける小学生の人数で言いますと、大体3,300万円ぐらい浮いてくると言うといやらしい言い方になります。その分は市のほうの負担が少し、国から入ってくることによってちょっと浮いてきます。実際に中学校は4,100円をいただいておりました。人数を掛けますと、大体5,100万円ぐらい、5,000万円ぐらいかかるんですけれども、それを今回は令和８年度につきましては、その国から入ってくる浮いてくる分3,300万円と、地方重点臨時交付金のほうで1,700万円、令和８年度で新たに上げられている分、それを足しますと、大体、中学校の分というのは賄えるのかなというふうに考えております。ただし、これまでも小学校で言いますと3,900円でしたけれども、実負担額と言いまして、小学校については今度その負担額のほうを改正していくわけですけれども、月額、実際には6,200円かかっております。今後につきましても、その分につきましては市のほうで公費による負担をしていくという流れで、中学校も同じです。中学校も4,100円ということでしたけれども、実際にかかっているのは6,800円かかっております。その差額というのは、今後も公費による負担をさせていただくというふうにさせていただきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長　油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　給食センターの油谷です。よろしくお願いします。

先ほどのご質問の中で、残渣の委託料につきましては、こちらのほう今年度、前年度よりも増えている分の理由につきましては、こちらのほう、業者からの見積りによって計上しておるものでございます。

それと、次にお尋ねになったアンケートについてなんですけども、こちら毎年アンケートのほうを取っておりまして、今年度のアンケートについても今現在集計中ということでさせていただきまして、令和６年度予算のほうに反映させるとか運営のほうに反映させるというふうなところでは、令和６年度に取ったアンケートになるんですけども、こちらのほうは令和６年度のアンケートを令和７年の１月から２月にかけて市内の小学生と中学生２年生までに取っております。こちらのほうの設問では、学年や、給食が好きか嫌いか、あと好きな理由や、あとは好きではない理由であるとか、給食の量、あとは味付け、給食のほうを残さず食べているか、給食のほうを残す理由、何を残しているのか、給食のパンとご飯はどちらが好きか、給食の牛乳を飲んでいるか、その残している場合は残している場合の理由やメニュー、苦手なメニュー、食べてみたいメニューについて記載していただいております。アンケ

ートは主に予算のほうでは給食材料費の確保というふうなところでさせていただいてるんですけども、主に学校給食の運営上、調理の運営上の参考とさせていただいております。例えば調理のほうで苦手なメニュー、食材があったら、その食材を小さく切って入れたり、加熱する順序など調理の工夫をしていく、あと食べやすくする工夫をしております。また、好きなメニューについての把握を行いまして、献立づくりの参考とさせていただいております。

今後も安心・安全でおいしい給食をみんなが楽しく食べていただくように工夫してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　杉本委員。

杉本委員　１個目の質問は、部長、結局、幾らかかるというか、その負担が減ったんかどうなんかというのを知りたいんですよね。さらに、市の負担が減ったのであれば、例えば、そこなんです、僕聞きたいのは。負担がこれによって、中学校もやるしと、何かかなりハードルが上がったような気する。単純な給食費の無償化じゃなくなったような気して、途中から。そこを僕、心配してお聞きしたいんです。残渣については、見積りやからいいですわ。これ、委員長、先ほどのアンケート、これ、これから給食費無償になりました。保護者の方から先ほども出たみたいに、やっぱり質とか量とか心配だという、それはそうですわね。それはそうなると思うんです。この場合、今までのアンケートも統計とか取られていると思うんですよ。また次からも取られるわけじゃないですか。その子どもらの声というのは、僕らある程度見とかなあかんと思うんです。だから、厚生文教常任委員会の委員長でもございますから、これはちょっと資料としてうちで持っとったほうがええと思うんです。というか、希望したいです、これは。やっぱりそこで大きく、カツカレーは冗談ですよ。ばんと変わったら、やっぱりそこは注視しやなあかんと思うんです。そんなことされへんと思うんですけども、これちょっと委員長にお願いしたいです。結局、どうなったかと、そのアンケートの統計みたいなん取られているんですよね。

藤井本委員長　そのアンケートの話ですけども、アンケートは今出たように厚生文教常任委員会でまた出してもらうとして、そのアンケートそのものがこの予算に関係してんのかどうかがあれば答えてください。もう予算等に関係がないというのであれば、厚生文教常任委員会のほうでいきたいと思いますけど、ありますか。アンケートの件で。

油谷所長。

油谷学校教育課主幹兼学校給食センター所長　アンケートの件なんですけども、こちらのほうはアンケートを取らせていただきまして、主に味付けのほうをどう見ているかというふうなところをお聞きしております。なるべくちょうどいいという、極端に味が薄いとか濃いとかいう意見があまり出てこないように、同じぐらいのちょうどいいというふうな子どもの割合が同じような形になるように工夫していただいております。あとは、給食のほうを残さないで食べてもらうようにまた工夫していってもらいます。

藤井本委員長　食べてもらわんと、せっかく考えた給食が残渣になると、これ質問されてることが全てにつながるわけですけども、そういうことでアンケートを取っていただいてるんやと思いますけど、このアンケートの件、杉本委員おっしゃってるように、これはもう予算にあんま

り関係ないと思いますので、厚生文教常任委員会でアンケートのを今度出したいと思いますんで、常任委員会のほうでしますね。アンケートの内容についてとか、どういうふうに反映しているかというのは、今ここでじゃなくて。あともう一つは、勝眞部長が答えられた、じゃあ実質、市の負担はどうなるのというとこら辺、杉本委員の質問であろうかと思いますので。あと１つお答えいただきたいのは、今、部長、給食費が無償化になるということで質が下がるんじゃないかという懸念、これはもうここだけ違うて全国の保護者の方で心配があると、これもそうやろうと思います。その辺きちっとご答弁いただけるでしょうか。

勝眞部長。

勝眞教育部長　１問目のところをもう少しちょっとお待ちいただきたいと思います。今、委員長のほうからお話しございました給食費が無償化になっても、質、量など低下させることのないようにというところでございます。もちろん、これまでも給食費については、材料費が値上がりしても質、量落とすことなく公費により負担をしまして、安心・安全な給食の提供をしてまいりました。今後も、給食が無償化になることがございましても、同じく変わらない質と量、それとまた栄養、それと安心・安全な給食の提供をさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　金額は出ますか、もうすぐ。お答えをもらってないので、５分間ぐらい待ちます。

正確な数字をいただきたいので、５分間休憩をいたします。４時55分に再開しますので。

休　憩　午後４時４８分

再　開　午後４時５５分

藤井本委員長　休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの質疑に対する答弁から始めたいと思いますので。

勝眞教育部長。

勝眞教育部長　失礼いたしました。教育部の勝眞でございます。

令和７年度から令和８年度の予算に対しまして、一般会計からの繰入金というのが7,800万円ぐらい増額となっております。そのうち3,700万円ぐらいはＬＥＤの工事の分でございます。それ差し引いた4,000万円ぐらいが、原材料費として物価高騰も含めて増額となっている分でございます。増額となっております。

藤井本委員長　ありがとうございます。去年よりも一般会計から増えてんのが約4,000万円。

杉本委員。

杉本委員　国からの無償化と来たけど、やっぱり中学校もやろうということで、負担が増えることはざっくり分かっとったんですけど、これはもう中学校も、はよやってくれと国・県にもうアピールしやなあかんですわね、これはね。どこも多分、県内どこもやってはると思うので、分かりました。それはもうちょっと言うていきます。アンケートの件は、先ほど所長もおっしゃったみたいに、アンケートを踏まえて予算組みをつなげてるとおっしゃったと思う、違うかな、味付けとかどういうのを考えてというのを。あんまりそれは関係ないですか、予算と。関係ないんであったら、ごめんなさい。ここで聞いたんは間違ったんですけど、厚生文教常任委員会でしっかりとそこはやらせていただきたいなという思いで言わせていただきま

した。取りあえず、給食費の無償化に関しては、市の負担は増えちゃったということですね。分かりました。

以上です。

藤井本委員長　アンケートは給食の運営に参考にするということですね。それはもう厚生文教常任委員会でしますから。

鷭本委員。

鷭本委員　よろしくお願いします。今の関連ですけども、基本的に令和８年度はその増額分も含めてですけども、重点支援地方交付金の一部を使って、取りあえず１年間の暫定で賄えるよというのは承知いたしまして、すごくいいことやと思います。問題は、その令和９年度以降、無償化、言うたら恒久的に無償化にした場合の市の負担計算額みたいなんは分かりますでしょうか。それが4,000万円やということですか。違いますよね。

藤井本委員長　いや、それとはまた違うことになると思います。今の質問で、令和９年度以降したらどうなりますかということやけど、令和９年度以降の考え方ということで、今現在の、取りあえず先にそれを聞きますね。

勝眞部長。

勝眞教育部長　教育部の勝眞でございます。

令和９年度以降の考え方をまず……、中学校のということですかね。

藤井本委員長　そうそう、なくなったときに、国からの。

勝眞教育部長　小学校につきましては、国が無償化を継続されるということでございましたら、それに従いまして市のほうも無償化ということで動かせていただきたいというふうに考えております。また、令和９年度につきましてはまだ国の動向が示されておりませんので、その国の動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

藤井本委員長　だから、このような答弁しか今できないと思いますわ。

鷭本委員。

鷭本委員　そうですね。実際、国が義務教育ですんで、義務教育のうち６年間の小学校は無償化で中学校はどうすんねんと、確かにここで答弁しても仕方がないと思うんですけども、一度、中学校も１年間の暫定措置で無償化にした以上、そのまま恒久的に中学校も、一番お金がかかる世代でもありますんで、無償化になれるよう私としては要望いたしますんで、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　今日現在、そういうことでいいですか。

鷭本委員　はい。

藤井本委員長　じゃあ、給食の会計、質疑戻ります。

ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論終結いたします。

これより議第21号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第21号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議第25号、令和８年度葛城市水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長　上下水道部の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいま議題となりました議第25号、令和８年度葛城市水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書１ページをお開き願います。

第２条、業務の予定量でございます。給水戸数は１万5,658戸、年間配水量は459万8,000立方メートル、うち県広域水道企業団からの受水量は147万立方メートルを予定しております。年間給水量は440万立方メートルを予定しており、１日平均給水量といたしましては１万2,055立方メートルとなります。主要な建設改良事業といたしまして、配水管布設替工事及び浄水場設備改良工事を予定しております。

続いて、第３条の収益的収入及び支出と２ページの第４条の資本的収入及び支出につきまして、予算明細書に基づきご説明いたしますので、31ページまでお進みください。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入でございます。

１款水道事業収益の総額は８億606万9,000円でございます。１項営業収益は６億6,815万4,000円で、うち１目給水収益で６億2,052万8,000円の計上でございます。２目受託工事収益で310万円、３目その他営業収益で4,452万6,000円の計上でございます。

２項営業外収益は１億3,791万5,000円で、うち１目受取利息及び配当金で193万7,000円、３目長期前受金戻入で１億980万円、４目雑収益で139万2,000円、５目消費税及び地方消費税還付金で2,478万6,000円の計上でございます。

続いて32ページに移りまして、収益的支出でございます。

１款水道事業費用の総額は８億7,785万2,000円の計上でございます。１項営業費用は８億7,608万6,000円で、うち１目原水及び浄水費では３億9,157万3,000円の計上で、一般職員１名の人件費と原水の取水並びに浄水に要する経費でございます。

33ページに移りまして、２目配水及び給水費では5,183万3,000円の計上で、一般職員１名、会計年度任用職員１名の人件費と配水設備並びに給水設備の維持及び管理に要する経費でご

ざいます。

34ページに移りまして、３目受託工事費では916万5,000円の計上で、一般職員１名の人件費と給水装置の新設等の受託工事に要する経費でございます。

35ページに移りまして、４目総係費では１億2,176万8,000円の計上で、一般職員５名、会計年度任用職員３名の人件費と一般管理に要する経費並びに料金徴収及びその他の業務に要する経費でございます。

続いて、37ページをお願いします。５目減価償却費で２億9,260万円、６目資産減耗費で831万3,000円、７目その他営業費用で83万4,000円の計上でございます。

２項営業外費用は126万6,000円で、うち１目支払い利息及び企業債取扱諸費で96万6,000円、２目雑支出で30万円の計上でございます。

３項特別損失では、３目過年度損益修正損で50万円を計上しております。

38ページに移りまして、資本的収入及び支出の資本的収入についてでございます。

１款資本的収入、１項１目企業債では３億4,680万円の計上でございます。

39ページをお願いいたします。資本的支出でございます。

１款資本的支出の総額は５億3,558万6,000円でございます。

１項建設改良費は５億2,452万9,000円で、うち１目浄水設備費では１億5,084万9,000円の計上で、一般職員１名の人件費と浄水設備整備事業に要する経費でございます。２目配水設備費では３億2,575万2,000円の計上で、一般職員１名の人件費と配水設備整備事業に要する経費でございます。40ページに移りまして、４目固定資産購入費で4,459万2,000円、５目リース債務支払額で333万6,000円を計上しております。

２項１目企業債償還金は1,105万7,000円の計上でございます。

次に２ページにお戻り願います。第４条、本文括弧書き、資本的収入が資本的支出に対し不足する額１億8,878万6,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度損益勘定留保資金、減債積立金をもって補てんいたします。

第５条企業債では、起債の限度額を総額３億4,680万円と定めており、起債の方法、利率及び償還の方法につきまして記載のとおりでございます。

３ページに移りまして、第６条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

また、第７条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

第８条では、たな卸資産の購入限度額を825万8,000円と定めております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか、水道事業。

梨本委員。

梨本委員　では、31ページ、先日の補正のときにもちょっと聞かせていただいたんですけれども、営業外収益の１番、受取利息及び配当金についてちょっと聞きたいと思うんです。前年度156

万5,000円から本年度193万7,000円ということで、比較すると37万2,000円ほど増額になってるんですけれども、これのその理由をまず教えていただけますでしょうか。

次に、これに関連することなんですけれども、他団体とか、この水道の基金をどちらかに預けたりとか貸し出したりする際の基準などあるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　水道課の西川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず１つ目のお問いでございます。受取利息及び配当金の37万2,000円の増額の理由でございますが、この預金利息と貸付金利息という項目、節が２つに分かれておりまして、預金利息のほうで各金融機関等に定期預金の利率を確認した結果、去年に比べると多少上がっておるということが判明しましたので、その分、利率を上げさせていただいて予算計上させていただいております。

それから、２つ目のお問いでございます。貸付け等の基準ということでございますが、葛城市水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程というものがございまして、その第９条に、管理者は資金を安全かつ有利に運用することができると認めるものに対し貸付けすることができると記載がございますので、その基準に基づいて貸付け等行っております。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　まず１個目の質問なんですけど、各金融機関の預金利息が上がってるということなんですけれども、これに関しては、今年度何か別に貸し付ける予定があるとか、そういうことではないということでよろしいんでしょうか。もう一回、その辺り新たな貸付先があるのかどうかも含めて聞かせてください。

２つ目なんですけれども、課長おっしゃったように、葛城市水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程、これも私も拝見させていただいたんですけれども、まず３条に運用対象として、資金の運用は運用期間、原資等を考慮し、１年以上運用可能な資金、これは長期資金という、及び１年未満で運用可能な資金、短期資金、ごとに次に掲げる金融商品によるものとすると、これが原則やと思うんですよ。ここには、国債、地方債、政府保証債、定期預金と４つ記載があります。それ以外にその他の資金運用ということで、管理者は資金を安全かつ有利に運用することができると認める者に対し貸付けすることができると。この２項に、管理者は前項の貸付けをする場合においては、当該貸付けに係る金額、期間及び利息は、原資、市場金利等を考慮し、貸付けを受ける者との協議により決定するものとする。こういうふうになってるんですけれども、実際にこの資金を安全かつ有利に運用することができると認める者に対しという対象について教えていただきたいんです。これに土地開発公社が該当するのかどうか、ほかにもそういった貸付先として、市としてはこういうところを考えてますということもあれば聞きたいです。というのが、資金を安全かつ有利に運用することができるというふうに書いてあるんです。ここは非常に大事なところやと思

うんです。この水道の基金をもし貸し付けた際に、これが焦げ付いてしまうとえらいことになってしまうんで、その辺り、どういう先を想定されているのか、ちょっと聞かせていただけますでしょうか。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。１つ目のお問いでございます。令和８年度貸し付ける予定があるのかどうかというところでございますが、貸付けの依頼があればその都度協議いたしまして、可能であればというところでございます。実績といたしましては、下水道事業に対して貸付けであるとか、令和７年度におきましては一般会計につきましても問合せはありました。貸付けはいたしておりませんが、問合せがあったというような状況がございます。それから、長期貸付として土地開発公社に貸付けしておりますので、土地開発公社についても貸付けの候補には上がっておるというような現状でございます。

以上でございます。

藤井本委員長　梨本委員。

梨本委員　要望があれば、下水道とか一般会計、ここは分かるんですよ。ただ、土地開発公社も、これ長期でずっと貸してる部分もありますよね。長期で貸してる部分に関しても、これ恐らく監査でも指摘受けてると思うんですよね。これいつまで貸すのというようなことは、常々やっぱり監査でも言われてきたことやと思うんですけれども、特に補正では指摘しませんでしたけれども、短期間でその大きなお金を貸すときには、本当に与信をしっかりとしないことには、これ本当に大変なことになると思うんです。ですので、ここは条文で読めば貸せないこともないというふうに判断されてるのかもしれないですけれども、この辺り、本当に安全に貸付けできてるのかというところを、私は令和７年度の貸付けについてもちょっと問題あるん違うかなというふうに感じるんですよ。もう３回目なんであれなんですけれども、その辺りの判断、誰がどういうふうにされるのかというところを聞きたかったんですけども、３回目なんですけど、誰かまた聞いていただけたら、よろしくお願いします。

藤井本委員長　じゃあ、私が聞きます。その今の質問の中で、規則にのっとって貸してるということですけども、１年以内、一般的に私も金融機関出身ですから、１年以内への貸付けは短期貸付金、１年以上は長期貸付金ということになりますけど、今、心配されてるのは、短期貸付金がずっと長期になってるやろうという部分があるのだろうというふうに思います。まずその辺の現状を教えていただけたらと。その前に言いますけど、もうかなり前に、私も年数忘れましたけども、水道の余剰金を貸付金に使うということは議会で話を説明受けて、すぐにやっていこうということで議会のほうも、当時の議会、何年前になるか分からないですけども、これいつから始めてるというのも言ってくれたらいいですけど、了解をしたと、了解というか、そのときの話合いでも議会でも話をしたということについては、これは私は認めたいというふうに思います。ただ、長期になってるやんかというとこら辺の心配があろうかと思いますよね。そのときに、手続上の話も出ました。今までは金融機関で借入れをしてたと、金融機関に借入れ、今、申し上げましたが、私は金融機関出身ですから、金融機関に借入れをするとなると、いろんな書類を出してくださいとかいうことになります。じゃあ、金融機

関の代わりにこの水道のほうで借りると、一般会計のほうとしては支払い利息減るし、いい面もメリットもあるわけですけども、そうじゃなくて、この安全面から言うていくと、ちゃんとした書類等をもらってやっているのかという、その辺は私らにも見えてこないので、今、私が申し上げたこの３点、まずいつからやってる、どういう手続をしている、短期貸付金が長期になってんの違うかという懸念です。この３点、まずお答えいただけないでしょうか。

西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。１つ目のご質問でございます。いつからやってるのかというところでございますが、現在、長期貸付金といたしまして、土地開発公社のほうに１億5,750万円を貸付けしております。それから、そのほかについては短期ということで１年以内ということの貸付けでございます。

藤井本委員長　それ以外の金額も教えて。それ以外が短期でしょう。１億5,750万円か、これが長期でしょう。それ以外は短期という、その額も教えてくれますか。

西川水道課長　現在は土地開発公社に対しまして２億5,737万円を短期で貸付けしております。こちらにつきましては、３月25日ですので、明後日に返還の予定であるということで聞いております。一番当初ですが、この１億5,750万円の長期の分なんですが、平成30年の４月に３億2,132万円貸付けしております。そこから、返済等、返還等ありましたので、現在、１億5,750万円になっておると。長期につきましては３年の契約としておりますので、その更新のタイミングにおきまして、利率等は協議の上、決定しておるというようなところでございます。

それから、貸付けの方法というか、事務的な流れ、手続でございますが、貸付けの依頼がありましたら、金額とか内容を確認いたしまして、水道事業に影響がないかどうかというのをまず確認させていただきます。影響がない、貸付け可能やということであれば、所要の決裁を取りまして貸付けするというような流れでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　今、詳しく丁寧に説明いただいたと思います。私も言ってるんですよ。平成30年に４月に長期をやったというとき、これは議会でも話ししましたから、議会は知らなかったでということは言わない。当時、それはそれでいいと思います。このとき、３億2,000万円というのは長期貸付基金でして、いわゆる長期やから毎月毎月返済してるということなんですか。ローンみたいな形で、じゃあないの。その長期が１億5,750万円になってると今、言うんですよね。これは毎月じゃなくて、開発公社で売却できた分をそのときに返してもらってると、こういうふうに受け止めたらいいんかな。いわゆる減ったのはどうやって減らしてきたのか、それをお答えくださいね。１つ目ね。３億2,000万円が今、約半分ぐらいになってると言うんでしょう。そやから減ってますねんということを言うてはるわけですやんか。

あともう一つ、私１つ間違ってるなと思うのは、貸すことによって水道事業に問題ないかということを審査してるということやけども、やっぱり貸す側となれば、これがちゃんと返るかという書類ですね。金融機関なんかはそういうのを、帳票を提出するわけですけども、そういう提出等は口頭だけで、ないわけでしょうか。それもお答えください。

３つ目、今、心配そうにおっしゃったけども、いわゆる今日３月23日で、明後日が期日来るわけですよね。それを心配していると、心配してない。じゃあ、これ返済期日を短期貸付金として返済期日が来る、じゃあどうするのという、この３つをお答えいただけますか。

西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。１つ目の質問でございます。返還の理由、今まで……。

藤井本委員長　長期が減った理由、何で減ったのという。

西川水道課長　につきましては、金額は押さえておりますが、その返還の理由までは押さえておりませんでしたので、ちょっと調べさせていただいて、後ほど分かる範囲でお示ししたいなと思います。

それから、利息とかのことやと思いますが、一応、長期につきましては３年の貸付けというところでやらせていただいておりますので、３年後に３年分まとめて、今はそういうことで利息をいただいておるということでございます。

それとあと、25日の返済は契約上は３月31日までということでしたが、ちょっと早めに返していただけるということなので、年利0.3％という利率でございますので、その時点での利息を計算させていただいて利息を請求させていただくという流れになろうかと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長　吉田部長。

吉田上下水道部長　ちょっと補足になります。この貸付けに当たりましては、規定の趣旨、それからその趣旨の下、貸付けの契約及び決裁手続により実施しているものでございますので、口頭のみでしているというものではございません。

藤井本委員長　口頭のみでしていないというのはもちろん分かってるけど、いわゆる借用書というてええか、金銭貸借証書というてええんか、貸付書というのを作ってると言うんでしょう。それは当たり前の話であって、これはもう当然、どの世界行ったかてそうなるわけですよ。それまでの申込みをされるときの書類ということを言ってたけども、それはもらってないというふうに思いますわ、今の話から言うと。返されてる、減ってる部分も、長期で３億2,000万円の長期の部分も減ってるけども、返すときはということで返されて、何をもって返されたかというのも把握されてないということですんで、じゃあ３月25日期日とおっしゃった分は、これはこれで市のほうから返すということの予定で進んでるということでいいんですよね。ごめんなさい、公社から。私としての確認事項は以上です。

これで何か質疑等ございましたら、委員の方続いて言ってください。

谷原委員。

谷原委員　関連で１件だけなんですけども、先ほどの規定のことを紹介していただきましたけども、安全で有利なという、この有利なというのはどういうふうな基準になってるのかということだけちょっと確認させていただけませんでしょうか。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。有利というところでございますが、各銀行の定期預金に

つきましては、利息等、これよりも低いような状態で運用しておりますので、それに比べると利息が少し有利なことになっておるというような状況でございます。

以上です。

藤井本委員長　余剰金としての運用としては預金してるよりは有利ですよということですね。

ほかに。

谷原委員。

谷原委員　確認ですが、有利かどうかというのは利息ということですよね。だから、金融機関に預けるよりは、この場合やったら土地開発公社のほうに貸したほうが利率は高いという理解でいいんですかね。その確認です。つまり、水道事業会計というのは公営企業会計ですから、公営企業として、余ってるお金を他の団体に貸し付けるときに、金融機関に預けるよりはこの団体のほうに預けたほうが有利だということで貸し付けるということだろうというふうに私は思ったんですけれども、それが相手方が葛城市であっても、企業会計としてはやっぱり多少でも有利な貸付けということで、その場合は金融機関よりも葛城市、今この場合は土地開発公社かな、葛城市に貸す場合もあるんかもわからないですけれども、金融機関より高く借りてくれるということでいいのかどうか確認です。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　委員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

藤井本委員長　今、梨本委員からお話しがございましたこの受取利息のところについて、今いろんな方面から説明いただきました。これでよろしいですか。何かあれば。

梨本委員。

梨本委員　今、谷原委員からあったその金利の件に関して言うと、本当に安いんですか。僕、調べる限り、一般の金融機関のほうが高いん違うかなと、若干高かったりするのかなと思ったりはしてたんですけれども、そういう意味から、これ本当に市民の財産なんで、やっぱり安全かつ有利に運用していただくことが必要かなというふうに思いましたんで、その辺りの確認が取れてるんであれば、もう確実にこっちのほうが高いねんということであれば、それはそれで仕方ないのかなと、この面に関しては仕方がないのかなというふうに思うんですけれども、かつ、貸す対象について、先ほどちょっと藤井本委員長のほうからも契約書等の話もしていただいたんですけれども、これすぐにここで答えられるかどうか分からないんですけれども、どういう与信の、契約書はまくのは分かってるんですけれども、例えば今回、公社の場合なんかやと、予算措置がないままにやってるとなると、非常に私からすると貸す立場としては不安かなというふうに思ったりするんです。その辺りどこまで踏み込んで確認されてるのか、市に関連する団体としては、一般会計でも水道会計でもこれはもう別会計になってますし、なおさら公社なんていうとまた別の組織になってきますので、その辺りの判断をどこまでされたのか。今回に関しては、ちょっと前年度の話になってしまいますのであれなんですけれども、一般的にどういうふうにされるのかということをちょっと聞きたいと思います。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　この度の令和７年12月１日の貸付けにつきましては、今後の予定等、公社の事務局のほうから確認いたしまして、遅くとも３月31日までには返還しますということで聞かせていただいてましたので、期間についてはその確認をさせていただいて貸付けさせていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　もうそれ以上答えられないですね。

ほか、ないですか。確認事項いいですよ。

奥本委員。

奥本委員　今の関連でいきますね。先ほどの答弁ございました葛城市水道事業及び下水道事業の資金管理及び運用に関する取扱規程の第９条なんですけども、ここに貸付けのところなんですけど、絶対じゃないんですけども、管理者は必要があると認めるときは葛城市公金管理委員会の意見を聞くことができるというのが記載されてるんです。この公金管理委員会の意見は今回聞かれたんですか。その公金管理委員会というのはどういうものかというのも、もし答えられるんなら併せてやけども、これは水道じゃないですよね。まず、そしたら公金管理委員会の意見を聞かれたかどうか。

藤井本委員長　吉田部長。

吉田上下水道部長　ただいまの質問でございますが、公金管理委員会の意見は聞いておりません。この公金管理委員会の所管は水道ではなくて会計課になるかとは思います。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　これ、今回の定期監査のほうでも意見として出てるんですけど、そこに関しては私、立場上言えないんですけども、この与信管理という意味では、やっぱり原課で判断できない場合は公金管理委員会で意見を聞くことができると、できるなんで、しなくてもいいと解釈できるんですけども、ただこれ短期で、その長期で貸し付けてる以上の２億5,737万円と非常に高額なんです。これがこの短期的に回収できるかどうかという、それの与信なんです。相手の信用状況を精査するのが与信なんですよ。相手が返済できるか、その返済能力があるかというところを判断して貸すのが与信と言うんですね。だから、そこのところがどういうふうに判断されたかというのが分からないんです。それを監査の意見もそうですし、梨本委員もその辺を聞かれてると思うんですけど、だからこれが順当に月末までということですんで、返済されたらいいんですけども、ただそれにしても同じ公社に対して長期の１億5,750万円が残ってしまうんですよ。これ長期の借換えになってるわけですから、これが果たしてこの与信上適切かどうかという判断は、やっぱりどっかで誰かがするべきかなと思うんですね。それが今回ちょっと我々も気になっているところかなと思います。これ、こういう意見だけで置いておきます。

藤井本委員長　このことについては、まだまだ聞きたいところもあろうかと思いますけど、今は予算で受取利息の部分でございますので、場所を変えるというてええか、どこになるかな、水道特別委員会等でもう少し詳しくお話を今度いただけたらというふうに思います。

それでは、３月末でこの短期貸付金については返済をしてもらうんだという水道のお話を

して、今は水道の会計だからもうそこでとどめたいと思います。

ほかに質疑ないですか。

谷原委員。

谷原委員　時間が押してますので、まとめていきます。33ページの１款１項１目34節の県広域水道企業団受水費ということで、先ほどどれぐらいの水をということでおっしゃいましたけれども、これ受水量の中で、受水量と自己水との比率を幾らで予算を設定されているのかということについてお伺いします。やはり大変給水原価が高くなっていますけれども、県水道の受水費が非常に高いということで、これが水道経営をかなり圧迫してきていると思いますので、比率でちょっとお願いしたいと思います。

それから次に39ページですけれども、１款１項１目の18節取水施設等新設詳細設計業務委託ということで1,900万円余りあります。これはどういうもの、取水施設等新設とありますが、これはどういうものなのか説明をお願いします。自己水源の開発の費用と関係があるのかどうかを含めてちょっとお願いします。

それからもう１件ですが、40ページの１款１項４目５節の土地購入費です。これはずっとこれまでも説明を受けてきたものでありますけれども、再度、これは土地の当面する目的です。令和８年度購入した後、当面どういうことで使われるのか、その際、この維持管理はなかなか草刈りとか大変だろうと思うんですけれども、その維持管理についてのお考えがどうなのかということについてお伺いします。それも含めて予算計上があるのかどうかということになりますけれども、以上、３点お願いします。

藤井本委員長　３点。

西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。１つ目のご質問でございます。広域水道企業団の受水量と自己水との比率ということでございます。令和８年度当初予算における年間配水量が459万8,000立方メートルでございますので、企業団の予定量として147万立方メートルを見込んでおりますので、予定受水率は約32.0％という予定でございます。

それから、２つ目の質問でございます。取水施設等新設詳細設計業務委託についてでございますが、こちらにつきましては、令和７年度で進めておりました新規水源の調査検討業務の中で、岩谷池という水源がございまして、その岩谷池から取水できる可能性が非常に高いということが分かりましたので、その岩谷池から水を導水するために必要な取水施設、ポンプ設備でありますとか、導水施設、導水管、浄水場まで引き込む管の詳細設計をするというような業務でございます。

続きまして、３つ目のご質問でございます。土地購入費でございます。この度、予算計上お願いしておる土地購入費でございますが、竹内地内の6,000平米ほどの筆でございます。につきましては、まず新庄浄水場が更新する必要がありますよというところでビジョンで定めております。その新庄浄水場の更新場所といいますのが、浄水場西側の空き地というか水道用地でございまして、その水道用地といいますのは、今現在、事業として進めております配水管の布設替え工事等で資材置場等に利用している場所でございますので、まずはその資

材置場を別に確保する必要がありますよというところでございます。

それから２点目といたしましては、同じく水道ビジョンの中で、竹内浄水場の施設再編というところで、規模を拡大して更新するのが費用対効果がいいよというようなところで記載させていただいております。その場合、規模が大きくなるということで、更新時に資材置場とか作業ヤードとかいうところが必要になってくると考えておりますので、その確保というところが２点目でございます。

それから３点目でございますが、この購入予定の土地につきましては、竹内浄水場の水源地であります竹内上池の上流に当たるというところでございまして、ゲリラ豪雨等の際に発生する濁流を貯留して調整池として活用したり、平時においても水を貯留することで、水源貯留量の増量とか水源及び取水施設の機能強化施設用地として活用できると考えておりますので、土地購入費については計上しておるというところでございます。

それから、維持管理費の見込みでございますが、現在、水道課において、他の場所の緑化管理でいたしておりますが、その実績で平方メートル当たり約25円というような実績がございますので、今回6,000平方メートルですので、１回当たり約15万円と、年に２回、３回、その辺は草の生え方によって15万円から３回する場合でしたら45万円というような見込みでございます。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ありがとうございます。県水道の受水費ということで、32％ということで、これも何とか抑えてというところだろうと思うんですけども、渇水状況によっては更に高くなる可能性もあるし、そのことが水道料金にも跳ね返ってくることになりますので、その点で岩谷池のところで取水をするということで、自己水を増やすということで努力されてるということなので、それは大いに期待したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ちょっと追加の質問で１件なんですけれども、土地を購入することについてはいろいろ議論があって、それは私も了解はしているところでありますけれども、これを当座、資材置場にするにしても、あの土地はかなり手を入れないと、車入れたりするにも入口等またいろいろあろうかと思うんです。せっかくもう購入せざるを得ないところもありましたので、そのことも含めて今後、維持管理費がかかっていくのかなとは思うんですが、当座、草刈りということで分かりました。そこでちょっと気になるのが、10ページの総括のところで、一般職の職員が１名減になってるんですね。水道事業は、これからいろんな更新作業とか浄水場の更新、あるいは先ほどありましたけれども、新たな水源開発とかそういう点で職員の方が必要になろうかと思うんですけれども、１名減となっております。これはなぜなのか、お願いしたいと思います。

藤井本委員長　西川課長。

西川水道課長　よろしくお願いいたします。職員の１名減というところでございますが、あくまで予算上、予算計上上の職員の割当てでございまして、令和７年当初は11名の人件費の予算計上しておりましたが、実人員としては10名の配置ということで、予算からいきますと人員は１

名減というようなことでございますので、令和８年度の予算につきましては、そのまま10名の予算を計上しておるというような状態でございます。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　３回目なので、実人数と予算を合わせたということでありますけど、そもそも令和７年度は何だったんだというように思うんですけれども、それが人員を削減するということであれば、私は今後、葛城市の水道事業、たくさんの事業をこれからやっていくということなので、十分なのかなという懸念はありましたけれども、最後になりましたので、引き続き水道事業を単独事業でやるということになりましたので、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、水道事業、質疑を終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第25号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第25号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

最後になります。続いて、議第26号、令和８年度葛城市下水道事業会計予算の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

吉田上下水道部長。

吉田上下水道部長　続いて、ただいま議題となりました議第26号、令和８年度葛城市下水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。予算書は１ページをお願いいたします。

第２条、業務の予定量でございます。水洗化人口は３万5,336人、年間有収水量は385万1,000立方メートルを予定しており、１日平均有収水量は１万550立方メートルとなります。主要な建設改良事業といたしましては、管渠整備事業費等で１億5,016万9,000円を予定しております。

続いて、第３条の収益的収入及び支出と２ページの第４条の資本的収入及び支出につきましては、予算明細書に基づきご説明いたします。28ページまでお進みください。

まず、収益的収入及び支出の収益的収入でございます。

１款下水道事業収益の総額は11億9,244万1,000円でございます。

１項営業収益は４億255万9,000円で、うち１目下水道使用料で４億223万4,000円、３目その他営業収益で32万5,000円の計上でございます。

２項営業外収益は７億8,988万2,000円で、うち３目他会計補助金で４億3,382万6,000円、４目補助金で1,600万円、５目長期前受金戻入で３億4,005万6,000円の計上でございます。

続いて29ページに移りまして、収益的支出でございます。

１款下水道事業費用の総額は11億8,592万9,000円でございます。

１項営業費用は10億8,510万6,000円で、うち１目管渠費は5,722万6,000円の計上、一般職員２名、会計年度任用職員１名の人件費と下水道維持管理に要する経費でございます。

30ページに移りまして、３目業務費では1,207万2,000円の計上で、下水道使用料の徴収業務に要する経費でございます。４目総係費では2,333万2,000円の計上で、一般職員２名、会計年度任用職員１名の人件費と一般管理に要する経費でございます。

31ページに移りまして、６目資産減耗費で279万9,000円、７目流域下水道維持管理負担金で２億5,817万円を計上しております。

２項営業外費用は１億52万3,000円で、うち１目支払利息及び企業債取扱諸費で9,406万1,000円、３目消費税及び地方消費税で646万2,000円を計上しております。

３項特別損失、４目過年度損益修正損では30万円の計上でございます。

33ページに移りまして、資本的収入及び支出の資本的収入でございます。

１款資本的収入の総額は４億5,668万6,000円でございます。

１項１目企業債で３億4,130万円。

３項１目他会計補助金で7,788万6,000円。

４項補助金、１目国庫補助金で3,750万円の計上でございます。

続いて、34ページをお願いいたします。資本的支出でございます。

１款資本的支出の総額は８億1,219万8,000円でございます。

１項建設改良費は１億6,859万1,000円で、うち１目下水道建設費で１億1,865万3,000円の計上、一般職員２名の人件費と管渠整備事業に要する経費でございます。続いて、35ページをお願いします。２目流域下水道建設負担金で4,993万8,000円。

２項１目企業債償還金で６億4,360万7,000円の計上でございます。

次に、２ページにお戻り願います。第４条、本文括弧書き、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額３億5,551万2,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度及び当年度損益勘定留保資金をもって補てんいたします。

第５条、企業債では、起債の限度額を総額３億4,130万円と定めており、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

３ページに移りまして、第６条、一時借入金では、一時借入金の限度額を５億円と定めております。

第７条では、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる範囲を定めております。

第８条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費を定めております。

第９条では、一般会計からの補助金を５億1,171万2,000円としております。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長　ただいま説明願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はないですか。

谷原委員。

谷原委員　１件だけお伺いします。予算案の概要のほうが分かりやすいとは思うんですけれども、資本的支出の１の公共下水道管渠整備事業というところなんですけれども、ここにストックマネジメント修繕改築計画とウォーターＰＰＰ調査業務について説明があります。昨年度はストックマネジメント修繕改築計画に関する予算が出て、今年度その工事費が計上されてるということなんですけれども、一方では、ウォーターＰＰＰ調査業務ということで、これは調査のほうですので、これは同じような業務を令和８年度まではストックマネジメント修繕改築計画に従ってやって、令和９年度以降は別のこのウォーターＰＰＰに関わってまた新たな計画を立てなければ補助金がもらえないという、そういう切り分けになってるのかどうか、このストックマネジメント修繕改築計画とウォーターＰＰＰにも続く更新計画というのはどういう関係があるのか、ちょっと教えていただけないでしょうか。

藤井本委員長　稲田課長。

稲田下水道課長　下水道課の稲田でございます。よろしくお願いいたします。

ただいまのご質問でございますが、ストックマネジメント修繕改築計画とウォーターＰＰＰは基本的には分けて考えられたほうがいいと思います。ストックマネジメント修繕改築計画というものでございますけども、平成29年度にストックマネジメント基本計画というのを策定いたしまして、平成30年から令和４年にかけて５か年計画、こちらのほうで下水道汚水幹線においてカメラ調査というのを実施しております。それに対する修繕改築計画ということになります。修繕改築計画ですけども、このときに緊急度というのを定めておりまして、３段階ございまして、現在その結果２判定ということで、その際は必要な対策を５年未満までに実施するものということでございますので、その５年以内ということで令和７年度におきまして実施設計を委託させていただきました。令和８年度におきまして、これも交付金事業になるんですけども、交付金のほうが下りましたら、この工事のほうをさせていただきたいと思っております。工事の方法というのは、今実際、調査の結果、埋設深さがかなり深いということで、深い場合はそのまま直接掘削ということができませんので、管更生という形で、中に膜を張るような方法で施工のほうを実施したいと思っております。それが修繕改築計画のほうの予算取りという形になっております。ウォーターＰＰＰのほうに関してはこちらのほうはもう完全なる、最終的なストックマネジメントの交付金をいただくための交付要件ということで、令和９年度からこの汚水管改築の交付金を受ける要件となっておりますので、そちらのほうで予算取りのほうをさせていただいているということになります。

以上でございます。

藤井本委員長　谷原委員。

谷原委員　ストックマネジメント修繕計画があって、交付金をもらうためにこのウォーターＰＰＰに関連する調査を行うことで交付金をいただけるように、令和９年度以降はなるということで

すかね。分かりました。八潮市での大きな事故以降、下水道の管渠整備というのは大変な事業だと思いますけども、よろしくお願いいたします。

藤井本委員長　ほかに質疑ないですか。

奥本委員。

奥本委員　34ページ、資本的支出のところですね。１款１目26節の材料費のところですね。蓮花ちゃんデザインマンホール設置事業、概要でいくと、ちょっと何ページか分からない。今のストックマネジメントのウォーターＰＰＰのその下です。新規でやっていただいて、その前にデザイン設計のところもありましたけども、私聞きたいのは、新規はこれでいいんですけども、今現状あるやつなんですよ、古いやつ。特に旧當麻町では、非常にデザインマンホールの蓋で、着色したやつと着色ないやつの非常にきれいなのがあるんです。今現状、こういった古いマンホールの蓋を自治体が実は売り出してるんですね。もう使わなくなったやつを、もうスクラップにするんじゃなくて。値段調べましたら、大体消費税込みで１枚3,300円、カラー付きのやつは5,500円で、マニアの間で買う人が多いと。ただ、重たいもんなんで、これはふるさと納税じゃなくて、もう直接自治体が販売しますよとアナウンスして、現状もうとにかく傷があろうが何しようが、それを納得して買っていただいて、持って帰るのはその人の個人で任せますと、そういう販売の仕方されてるんです。せっかくのあれも１つの記念というか、収集されてる方からすると非常に欲しいもんじゃないかと思いますので、１回そういう販売のところを、数どんだけ出るか全く未知数ですけども、ほかの自治体見たら結構な数がやっぱり出てるような感じなんで、１回そういう募集も検討されたらいかがでしょうか。新しい歳入にはなりますけども。

藤井本委員長　稲田課長。

稲田下水道課長　下水道課の稲田でございます。

確かに當麻町時代のマンホールのデザインはかなりいいものでございますので、価値としてはかなり、私も含め、私個人ですけども、かなりいいものだと思っております。こちらのほうなんですけど、一応ふるさと納税のほうで販売のほうをさせていただきまして、たまたまなんですけど、今日１件、ご購入ございました。大体、それはカラーのほうと、一応カラーなしのほうを２つ出させていただいて、今回はカラーなしのほうで、大体３万円強ぐらいの値段で一応販売しておりまして、これで２件目になります。前回も数年前に１度ご購入された方がいらっしゃいまして、今回もご購入していただいたということでございます。あと、今後この當麻町のもちろん法定耐用年数というのがございますので、今後やっぱり撤去という形にはなっていくんですけども、やはりいいものということですので、データ化という形の中で保存のほうもさせていただくということで、物はなくなるかもしれないですけどデータとして必ず保存していこうという思いで思っておりますので、それでご了承いただけたらと思っております。

以上でございます。

藤井本委員長　奥本委員。

奥本委員　もう既にやっていただいているということですが、ふるさと納税にすると、いろんな返礼

品でやると、経費もそうですし、実際のところ値段が高額になってしまうんで、買われる方が少ないんかなという気はせんでもないんですけども、ほかの自治体はやっぱり直接売ってらっしゃるんですよ。１枚当たりの単価は本当にもう10分の１ぐらいにできますんで、そうなってくると購入数も増えるんかなという気もします。この辺は検証が必要なんですけど、実際にそういう動きをしていただいているということで、ありがとうございました。また引き続き、更新の頻度にもよると思うんですけども、よろしくお願いしときます。

藤井本委員長　先にやっていただいてありがとうございます。

ほかにないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　質疑ないようですので、質疑終結いたします。

議員間討議ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論に入ります。

討論ないですか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長　討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第26号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長　ご異議なしと認めます。よって、議第26号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました審査が全て終了いたしました。

それでは、４日間にわたる委員会、今もですけども、時間どおりというていいんですか、予定どおり、また深く審査もしていただいたことに感謝を申し上げたいと思います。委員の皆様、理事者の皆様、ありがとうございました。

委員会としては、提案されました議案全て可決ということで、最終日の委員長報告でその報告をさせていただいて採決に入る予定でございます。あと、私自身、そこでは報告だけで意見を述べられないんで、一言申し上げたいと思います。今回のこの期間中にもお話、私も言いましたし、ほかの委員からも出ました。今、日本を見ても世界を見ても、また市長からありました自然を見ても、いつ何が起こるか分からないという、私は令和８年度であろうかと思います。予算こうやって立ててますけども、何が起こるか分からない、変わることもあろうかと思います。そんな中で職員の皆さん大変だと思いますけども、遅れることのないように職務に邁進していただくことをお願いして、私のあいさつとさせていただきます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

４日間、本当にご苦労さまでした。ありがとうございました。

閉　会　午後６時０６分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長　　藤井本　浩